

犯罪加害者家族支援センター設立5周年記念シンポジウム

テーマ

「被害者としての犯罪加害者家族支援と犯罪者の更生について」

日時：令和6（2024）年3月30日（土）午後1時

場所：山交ビル7階 ヤマコーホール

主催 山形県弁護士会

目 次

1	発刊にあたって	1
2	シンポジウム次第	3
3	開会挨拶	5
4	基調講演「更生と犯罪加害者家族」	15
5	基調講演「更生のための施策の実例」	25
6	報告「山形県弁護士会犯罪加害者家族支援委員会・犯罪加害者家族 支援センター設立・活動の経緯」	47
7	報告「犯罪加害者家族は加害者か被害者か」	67
8	パネルディスカッション	87
9	総括・閉会挨拶	121
10	配布資料	123
11	実行委員会名簿	131

◎ 発刊にあたって

- | | | | | |
|-----------------|---|---|---|---|
| ・令和6年度山形県弁護士会会長 | 金 | 山 | 裕 | 之 |
| ・シンポジウム実行委員長 | 遠 | 藤 | 涼 | 一 |

◎ シンポジウム次第

◎ 開会挨拶

- | | | | | |
|------------|---|---|---|---|
| ・山形県弁護士会会長 | 粕 | 谷 | 真 | 生 |
|------------|---|---|---|---|

発刊にあたって

我々弁護士が業務として担当している刑事弁護において、刑事被疑者・被告人とされた人達の家族（犯罪加害者家族）がどういう状況に陥っているのかについては、余り知られていませんでした。ところが、我々の調査によれば、犯罪加害者家族は、いわゆるマイノリティーに属するものとして、世間の不当な差別・偏見により、人権の侵害を受けている実態が明らかになっています。

山形県弁護士会では、この問題に光を当てるために、平成28年7月1日、山形市において開催された平成28年度東北弁護士会連合会定期弁護士大会のシンポジウムにおいて、「犯罪加害者家族の支援について考える」をテーマにシンポジウムを開催しました。このテーマを扱ったシンポジウムは、全国の弁護士会でも初めてのことでした。

その後、山形県弁護士会では、このシンポジウムの成果に基づいて、平成30年9月1日に、「犯罪加害者家族支援委員会」と実際に犯罪加害者家族の支援にあたる「犯罪加害者家族支援センター」を設立し、同年11月1日から、犯罪加害者家族の支援について研修を受けた当会会員21名で「犯罪加害者家族支援センター」の業務を開始しました。

その後も、犯罪加害者家族は様々な被害を受けている被害者（被害者としての家族）であり、その支援をする必要性を全国に発信するために、いずれも山形市において、令和元年11月1日の「犯罪加害者家族支援センター設立1周年記念シンポジウム」、令和4年7月1日の「令和4年度東北弁護士会連合会定期弁護士大会シンポジウム」を開催しました。その他にも、令和4年8月4日の日弁連夏期研修（関西地区）での講演、令和5年9月29日の関東弁護士会連合会定期弁護士大会のシンポジウムでの基調講演とパネリストとしての参加、さらには令和6年7月26日の日弁連夏期研修（四国地区）での講演など、様々な機会を捉えて広報に務めてきました。

このように、当会では、犯罪加害者家族の「被害者としての家族」に焦点を当ててシンポジウム等でお話をしてきましたが、今回のシンポジウムでは、犯罪加害者家族の「被害者としての家族」という側面を前提にして、家族が犯罪の抑止力（再犯防止も含む）として機能するためには何が必要であるのかという面から、「犯罪の抑止力としての家族」について議論することとしました。

犯罪加害者家族の「被害者としての家族」と「犯罪の抑止力としての家族」の側面は、我々が犯罪加害者家族の支援をするための重要な問題ですので、今回のシンポジウムの内容を記録に留めることにしました。

今後の活動の参考にして頂ければ嬉しく思います。

令和7（2025）年1月

令和6年度山形県弁護士会会長 金 山 裕 之
シンポジウム実行委員長 遠 藤 涼 一

令和6（2024）年3月30日（土）

13：00～17：00

山形県弁護士会主催

犯罪加害者家族支援センター設立5周年記念シンポジウム

シンポジウム次第

テーマ「被害者としての犯罪加害者家族と犯罪者の更生について」

司会 森 本 健 一

（山形県弁護士会弁護士）

- ・ 13:00 1 **開会挨拶**
・ 山形県弁護士会会長 粕 谷 真 生
- ・ 13:05 2 **基調講演「更生と犯罪加害者家族」**
・ 特定非営利活動法人 World Open Heart 代表 阿 部 恭 子 氏
- ・ 13:50 3 **基調講演「更生のための施策の実例」**
・ 山形保護観察所 小 野 旬 氏
- ・ 14:30 4 **報告「山形県弁護士会犯罪加害者家族支援委員会・犯罪加害者家族支援センター設立・活動の経緯」**
・ 山形県弁護士会弁護士 黒 金 一
- ・ 14:40 5 **報告「犯罪加害者家族は加害者か被害者か」**
・ 山形県弁護士会弁護士 佐 藤 信 悟
- ・ 15:10 （休憩 10 分）
- ・ 15:20 6 **パネルディスカッション**
・ 特定非営利活動法人 World Open Heart 代表 阿 部 恭 子 氏
・ 山形保護観察所 小 野 旬 氏
・ 山形県弁護士会弁護士 脇 山 拓
・ コーディネーター（山形県弁護士会弁護士） 横 山 由 秀
同 小 笠 原 信 吾
- ・ 16:50 7 **総括・閉会挨拶**
・ 犯罪加害者家族支援委員会委員長兼シンポジウム実行委員長 遠 藤 涼 一

開 会 挨拶

会場のみなさま、犯罪加害者家族をとりまく問題にご関心をお持ちいただき、このシンポジウムに参加くださり誠にありがとうございます。また御多忙の中、NPO 法人ワールドオープンハート代表の阿部恭子様、山形保護観察所の企画調整課長小野旬様におかれましては、基調講演をお引き受けくださり、心から御礼申し上げます。

さて、刑事弁護の仕事をしますと、被疑者・被告人のご家族が、本人に代わって被害者への賠償をされたり、勾留中の被疑者・被告人に差し入れや面会をして物心両面で支えてくださったりということがございます。家族の支援というものは本当にありがたいと感じます。

他方で、私が加害者のご家族に連絡をとった場合に「一切協力はできない」「二度と連絡をしないで欲しい」と拒絶されたことも少なくありません。お話を伺いますと、以前にも同じ犯罪を繰り返している、あるいはこのたびの犯罪が報道されたという経緯から、地域で肩身の狭い思いをしている、職場にいつらなくなったなどの辛い思いをされているとのことでした。また過去のシンポジウムでは、転居せざるを得なくなった、お子さんが学校でいじめにあったという事例の報告や、加害者家族の多くが自殺を考えたとの調査報告もありました。

加害者にとって家族という存在は、更正、立ち直りの大きな力となりえますが、逆に家族にとってはその一員が罪を犯したことの影響、インパクトは相当に大きなもので、心身のあるいは経済的負担は計り知れないものとなります。本日のテーマにもありますとおり、犯罪加害者の家族は「他者の行為によってさまざまな負担や不利益を被った者」という意味で被害者としての面を有していると言えます。このような負担・不利益の背景にある家意識や家族連帯責任の考え方を正すにはどうすべきか、弁護士が刑事弁護人あるいは家族の支援者として行うべき行動は何か、国や地方公共団体はいかなる施策をとるべきか、山形県弁護士会は2016年東北弁護士会連合会定期大会のシンポジウムのテーマとして全国で初めてこの問題を取り上げて以来、さまざまな検討を加えてまいりました。また2018年には犯罪加害者家族支援センターを設立し、山形県内外からの相談に対応してまいりました。

本日のシンポジウムは犯罪加害者家族支援センターの設立5周年の節目に、多くの市民にこの問題をご認識いただき、また自分たちの理解を深めるために企画いたしました。犯罪加害者の家族が経済的に困窮せず、心身の健康も損なわないということが、家族が家族であり続けることの、そして加害者の理解者、支援者となりうることの大前提となるはずだ、ということがテーマでございます。一緒に考えていただけましたら幸いです。

最後に、一貫してこの問題に取り組んでこられ、本日のシンポジウムについても企画から準備まで智恵を絞り汗を流された当会犯罪加害者家族支援委員会の遠藤涼一委員長を始め委員のみなさんに敬意を表するとともに、本日のシンポジウムが実り多いものとなり今後の加害者家族支援の活動につながってゆくことを期待申しあげ私の挨拶といたします。

令和6年3月30日

令和5年度 山形県弁護士会
会長 粕谷真生

1 開会挨拶

山形県弁護士会
会長 粕谷真生

2 基調講演

更生と犯罪加害者家族

特定非営利活動法人World Open Heart代表
阿部恭子氏

3 基調講演

更生のための施策の実例

山形保護観察所

小 野 旬 氏

4 報 告

山形県弁護士会犯罪加害者家族支援委員会・
犯罪加害者家族支援センター設立・活動の経緯

山形県弁護士会

弁護士 黒 金 一

5 報 告

犯罪加害者家族は 加害者か被害者か

山形県弁護士会

弁護士 佐藤 信 悟

6 パネルディスカッション

(1) パネリストの紹介

NPO法人WorldOpenHeart
阿部 恭子 氏

山形保護観察所
小野 旬 氏

山形県弁護士会
脇山 拓 氏

(2) コーディネーターの紹介

山形県弁護士会
弁護士 横山 由秀

山形県弁護士会
弁護士 小笠原 信吾

(3) 今回議論したいこと

犯罪加害者家族の3つの側面

①犯罪の原因としての家族

②犯罪の被害者としての家族

③犯罪の抑止力としての家族

→今回のテーマ

「犯罪者の被害者としての家族」と
「犯罪の抑止力としての家族」の関
係

(4) 受刑者は再犯を含めて犯罪の抑止力になるのが家族であると答えていること

①刑事弁護における情状弁護の中で

②保護観察所による更生保護の中で

③犯罪加害者家族への支援の中で

(5) 再犯防止推進計画について

国は令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を定め、各自治体も再犯防止推進計画を定めている。

<配布資料>
国、山形県、山形市、鶴岡市の再犯防止推進計画

(6) 「更生」とは何か。その責任の所在

更生は「家族」の責任か
……家族責任論

更生は「社会」の責任か
……社会責任論

(7) 社会的な援助システムの確立

「被害者」である犯罪加害者家族への支援のための社会的な援助システムを、どのように確立するか

＜配布資料＞

犯罪加害者家族支援のための社会的な援助システム

(8) まとめ

7 総括・閉会挨拶

犯罪加害者家族支援委員会委員長兼
シンポジウム実行委員長
弁護士 遠藤 涼 一

◎ 基調講演「更生と犯罪加害者家族」

・特定非営利活動法人 World Open Heart 代表 阿部 恭子 氏

◎ 基調講演「更生のための施策の実例」

・山形保護観察所 小野 旬 氏

〔ここに掲載したものは、シンポジウム当日の発言部分
とパワーポイントの一部を削除したものです。〕

阿部：皆さん、こんにちは。

複数：こんにちはー。

阿部：World Open Heartの理事長をしております、阿部と言います。早速、皆さんに是非ちょっとお伺いしたい、私から今日のテーマに関連することとして問いたいこと。皆さんは、幸せですか。どうでしょう？多分、幸せだったら悪いことをしたいと思わないんじゃないんでしょうか。悪いことをして捕まったら、いろんなものを失いますよね？今の生活にとっても満足していたとしたら、きっと犯罪なんかには巻き込まれたくない、そういうものとは遠いところにいたい、そう考えるんじゃないでしょうか。私が最近出会った、ある加害者の方、平均年収以上の年収があって妻子もいる。現在の基準から見たら、多くの方が、この人きっと幸せだよな？何で幸せなのにこんな事件を起こしちゃった？連続の性加害事件です。かなり長期の刑に服します。何でこんな幸せそうな人が、こんな犯罪を犯してしまったんだろう？家族も、全く身に覚えがない。彼は、良き父であり、良き夫だった。その彼には、裏の顔がありました。夜に抜け出して、路上で女性を捕まえ、強かんするという、そういう卑劣な犯行を繰り返していたんですね。なぜ？家族に不満があったのか？そんなことは、ない。彼は、言いました。私は、幸せだと思い込んでいたんです。幸せって何ですか。何かを持つことでしょうか。お金がたくさんあることでしょうか。家族がいることでしょうか。学歴が高いことでしょうか。みんなから称賛されることでしょうか。これは、人それぞれだと思います。きっと皆さん、正解はないですよ？それは。でも、多くの方が、いわゆる普通とかそういうところ、普通の生活、人並みの、世間並みの、こうしたものを手に入れさえすれば、きっと幸せなんだ、と私たちは思い込んでいるんだと思うんです。けれども、それを手に入れたその後、本当の自分とは違う、幸せではない、こんなことに気づくことがあるかもしれない。ある人は、きちんと家族に別れを告げて、どこか1人で違う国にでも行くかもしれない。でも、中には、それができない人もいる。そして、犯罪に手を染める。そんなケースがあります。私は、そうした貧困家庭でもない、虐待を受けて育ったわけでもない、いわゆる普通の生活をしてきた人、こういう人が犯罪を犯してしまったケースを多々見てきました。そこで、やっぱり考えるんです。幸せって、何でしょうか。これは、非常に難しい問題だと思います。今日のテーマ、更生ということとも、非常に深く関わっていることだと思います。これを他人が、果たして導くことができるのか？ここも、かなり深い

問題ではあると思います。でも、これはできないと言ってしまったら、私たちの今日のシンポジウムの意味がありませんよね？その中でも、決定は個人に委ねられている。でも、その人が社会の中で罪を犯さないように、私たちが何かすることは、できるんだと思います。私は、最近、高学歴難民という本を出版いたしました。講談社、現代新書から出ているんですけども、高学歴難民。いわゆるですね、博士課程まで出たけれども、なかなか研究職に就けなくて、学歴はあるんだけど、仕事がない。若しくは、学校、学歴がない人と同じような仕事に就いてしまう。こういう方々の現状というのを取材したルポです。また、法科大学院を出た後に、司法試験に受からず、なかなか仕事がない。日雇いのような仕事をしている、と。多くの方は、その後がつかめないんですけども、その中でも何とか糸をたぐり寄せて、卒業後に、どういう人生を歩んでいるか？というのを書いた本です。私は、加害者家族の支援をしているわけなんですけれども、この加害者家族支援の過程で、こうした高学歴難民の方たち、罪を犯してしまった人たちと出会ってしまいました。多くの方が、犯罪を犯す人は一般的に見たら不幸で、非常に不遇な境遇にあると考えるかもしれませんが、当然そうした人々もいます。でも、じゃ、不遇な境遇にある人が、親からの愛情に恵まれず、貧困家庭にあった、という人が、じゃ、みんな犯罪を犯すか？と言ったら、そんなことはありません。そういった不遇な環境にあっても、誰かの支えや助けがあった人たちは、犯罪には手を染めません。不遇な境遇や貧困、これが放置された場合にそのリスクが高まる、そういうことなんだと思います。逆に、多くの人から考えて、幸せそうに見えても、いわゆる普通の生活をしていても、学歴が高くても、自分が得たいと思うものが得られなかった劣等感、不全感、こうしたものが犯罪の温床になっていると思います。そこは、なかなか、世の中の方が凝視しないところ。なぜなら、私たちは、どちらかと言うと、あ、かわいそうっていう人に、手を差し伸べたいですよ？そういうかわいそうな人は、できるだけかわいそうであってほしい、と。もっと嫌な言い方をすれば、そこから優越感を多分得るんだと思うんです。だから、助けたいと思う。でも、先ほどの、最初に述べた、平均年収よりはずっと高い、妻子のいる男性、彼も何回か自殺未遂を試みました。でも、彼の不幸には、誰も気づきませんでした。彼の不幸は、何だったのか？彼の不幸は、当たり前な幸せだったんですよ、実は。彼は、田舎で男の子は男の子らしくなくちゃいけないという教育の中で育ちました。楽しくもない野球をやらされ、勉強

して、その県の中の一番の学校を出なければならない。彼は、どちらかと言ったら、男性に興味があります。女性になんか、興味はない。けれども、そんなことを言ったらですね、この狭い世間の中でどうなるか分からない。とても、自分の本性は、さらすことはできませんでした。ですので、親が期待するような学歴を取って、世の中が称賛するような会社に入り、そこで知り合った女性と結婚したんです、普通の幸せ。それしかないと思っていたから。その反面で、本当の幸せを、彼は逃していました。ずっと苦しかった。生きづらかった。どうしようもなかった。ほかの人が憎いと思った。そういう人を傷つけないかと思った。自分と同じような屈辱を与えてやりたい、と思った。それが、一番弱い女性に向きました。卑劣極まりない犯行です。が、私たちは、その背景を考えなければいけない。彼を苦しめ、犯罪にかり立てたものは、普通の幸せだったんです。これは、もしかしたら、私たちが押しつけているかもしれない、普通の幸せだったんです。更生とは何か、私たちは多面的に考えていかなければならない。若い方が来てほしいという現場がたくさんあってですね、私もいろんな会社の方から、犯罪を犯した人であっても雇いたいから是非来てください、そう言ってくれる会社さん、結構あります。とても有り難い申出なんですね。ただ、一方で、じゃ、働けばいいのか？と。その需要と供給がうまく一致するケースばかりではありません。仕事さえあれば、それでいいのか？と。そう単純ではないところが、難しいのです。方向性としては、正しいと思います。そうした前科前歴があっても、差別なく雇ってくれる、と言う会社が増えていくこと。地域が偏見を持たないこと。それは、非常に大事なことで、その国の施策としては、全く間違っていないけれども、その現場の中で、彼を本当に幸せな生活に導けるかどうかは、単純に仕事だけではないかもしれない。多く的人是は言います。家族がいるからいいよね、と。あなたには、こんなに犯罪を犯しても、まだ待っていてくれる家族がいるからいいよねと、多く的人是は言います。ただ、私がその加害者の家族を見ていて、いや、家族がいるからいいのか？その家族が、彼に実際何をしてきたのか？若しくは、何をしなかったのか？若しくは、何を見逃していたのか？ここが問題だと思います。家族がいるから、その人はいない人よりも幸せだ。お金があるから、ない人よりも幸せだ。こう単純にはいかない。私は、いろんなケースを見ていて、その加害者家族の表と裏、と言ったらいいのでしょうか。これは、人間誰しもいろんな側面があります。それは、被害者の家族だって同じでしょう。ある父親を殺した男性です。今、

山形の刑務所に収監されているんですけども、母親はですね、東京に住んでいて、2時間以上かかりますよね？刑務所に、車で。炎天下でも、大雪の中でも、面会に通っています。もう70を過ぎていて、足腰が悪い。老体にムチを打って、面会に向かっているんです。彼を何とか更生させたいという責任感から。私は、その姿を見て、とてもちよっと心が痛くなりました。ああ、お母さんかわいそうだな。こんな年老いた母親に苦勞をかけてる受刑者、何て罪深いのかな、と。家族と接していれば、そう思いました。ただ、本人から話を聞くと、また違う面が見えてきます。彼の父親は、いわゆるですね、家庭内暴力を振るう男性でした。彼は、父親は、学歴がなかったために、会社の中では出世できず、辛酸を舐めてきたんですね、いろんな場面で。ですので、彼は何とか、子供にだけは学歴をつけさせてあげたい、いい会社に入れてあげたい。その思いから、もう勉強しなさい、勉強しなさい、と。一番でなくてはだめです。いい高校に入りなさいと度々暴力を振るいました。彼は、それに耐えられなかった。そばで見ていた母親、この受刑者にとっては、母親も共犯です。全く自分のことを、助けて助けてと言っても、お母さんは全く助けてくれなかった。「ここまで面会に来るのは年老いた女性にとってはとっても大変なことなんだよ」この言葉は、彼には響かない。彼が傷つけられたことのほうが、もっと大きいんです。皆さん、今、加害者と被害者と、今日のタイトルの中にも加害者と被害者ということは入ってると思いますけども、正に、その加害者家族の被害者性と加害者性という面、両方あると思います。ただ、私は、加害者性というところに、関して一言言いたいの、加害者になりたくて加害者になる人はいないと思うんです。そのお母さんも、女性で自立して生活できるわけもなく、旦那さんの言うことを聞くしかありませんでした。かわいそうだな、この子、そんなにまでしなくてもいいよな、と思いながらも、止めに入ることができなかった。彼女も被害者だと思います。そして、お父さん。お父さんも暴力という方法しか分からなかったんです。彼も、教育を十分に受けてこられなかったから。彼は彼で、被害者の側面もあると思います。結局彼は、親が望んだ、親が期待するような人生は送ることができず、自暴自棄になり、父親を巻き込んで自殺したのと同じです。父親を殺すに至りました。彼の中で、なぜもっといろいろな人に心を開くことができなかつたのか？と。そこが課題だと言っていました。心を開くって難しいですよ？私、World Open Heartという団体、名前をつけていますけれども、心を開くって、とっても

難しいと思います。特に、私は、犯罪者の男性と接することが多いので、よく思うのは、男は泣いちゃいけない、とか、男は強くなければいけない、と。いじめられたりしていてもなかなか言えない。最近、男性の性加害に関して焦点が当たるようになりましたが、男性の性加害者、性被害者ってたくさんいますよね？たくさん、いるんです。ただ、なかなかですね、やっぱり男性が性的に犯された、そういうことをカミングアウトするところが、すごく難しい。DVも、そうですね。DVも、別に女性だけが被害者、というわけではないんですけども、男性として相談できる場所がない。少ない、相談しにくい、相談するということが恥だと思う。こういう、いわゆる社会のハードルが、その狂気を止めることができなかつたのは、こうした社会のハードルなんじゃないんでしょうか。やっぱり、私たちが考えていくべきことは、誰しも弱者である、と。誰しも被害者である、と。誰しも、ときには、加害者にもなってしまうんだ、と。だから、それに即したサポートは、たくさんあっていいはずなんですよ。そういうサポートがたくさんあって、人に頼るっていうことが当たり前の社会であったとしたら、きっと、わざわざ人を傷つけ、殺め、刑務所になんか行かなくて済む。少なくとも、そういう人は減っていくと思います。私がよく思っている、のろいの言葉。人に迷惑をかけてはならない。私たち、よく言われて、育ちました。でも、本当の意味で、人に迷惑をかけないで、生きられるでしょうか。私たちは、今、ここにいる方々は聖人で、きちんと仕事をしているかもしれないけれども、病気になったらどうしますか。これから歳を取ってきたら、突然、誰かのお世話にならないといけないときがきますよ。いけないことでしょうか。いや、私は、そんなことはないと思います。もっともっと、人を頼って、迷惑をかけていいんです。その分、誰かを助けてあげる人、になればいいんですよ。その社会の前提を変えていかない限り、この世の中の生きづらさっていう空気が変わらないと思います。私たちは、まず、その空気を変えていかなきゃいけない。そう、日々、痛感しています。大きな事件が、たくさん起きている。最近、事故や震災も、たくさんあります。私たちは、いつ、その被害に遭うか分からない。コロナは、ようやく終息しましたがけれども、いろんな意味で、先が読めない世の中になっていますよね？多分、いろんな不安を抱えてる人々も多いんだと思います。死刑になりたくて人を殺しました、こういう人も最近では増えている。実際、大きな事件に発展しなくても、私にそういうふうにご告白した犯罪者の方はいます。それは、全て、今のこの世の

中の空気を、非常に敏感に読み取った結果なんではないでしょうか。マイノリティ、いわゆる社会的弱者という人たちは、こうしたその社会の空気っていうものに、私は、非常に敏感なんだと思うんです。犯罪者、これは、日本では、本当に一握りですよ。犯罪が、非常に少ない国ですね。ですので、なかなか我々が、犯罪を犯す人に対して、理解も難しければ、当然、シンパシーなんかはわからないっていうのが、普通なんではないかとは思いますが。ただ、塙の中と外、今日多分、ここにいる多くの方々は、理解のある方々だとは思いますが、私は、実際、塙の中の人たちや、実際犯罪を犯してしまった人たちと関わる中で、ああ、紙一重だなと実感します。ただ、なかなか、この紙一重だということが、世の中の人たちに届きにくい。多分、この発信は、多くの方は受け止めたくないんだと思うんです。ああ、近くに犯罪者がいるなどと思ったら、安心して生活ができなくなる。ああ、うちの家族が犯罪を犯すんだって考えたら、楽しいことが考えられなくなる。できるだけ、自分の想像力からは排除するのが加害者という存在なんだと思うんです。これが、もうちょっと犯罪が多い国だと、全然違います。大体クラスの1人、小学校でクラスの1人は、刑務所にいる親がいる、と。日本では、とても考えられないことですが、こういう社会に暮らす人々は、そこまで犯罪に対するアレルギーはない。罪を犯してしまったということに対しても、致し方ないとは考えられるんじゃないでしょうか。ただ、日本で本当に犯罪をするっていう人々は本当に少数なので、なかなか、社会の問題とは捉えられないと思うんです。あくまで、個人の問題。非常におかしい人たちが罪を犯していると。で、その家族も、当然におかしいと。自分とは関係ない人たちが、犯罪を犯しているんだろうと。多くの方がやらないのに、そんなことをやっている、っていうのはそんなに違くない、とそう考えているかもしれないんですけれども、全然そんなことはない、と。それから、事件化した事件の背景をたどって行けば、虐待やドメスティックバイオレンスの問題は、たくさん出てきます。職場でのパワハラだったりとか、セクシャルハラスメントだったりとか、そういう問題が解決されないまま、事件として発展されなかった、という。こういうケースが、多々あります。ですので、犯罪は少ないかもしれないんですけれども、まだ可視化されてない加害、被害っていうのは、家庭の中でも起きてるし、職場でも起きています。今の世の中、随分変わってきていると思います。何が変わってきているか？と言うと、芸能界が変わってきている。性加害、性被害、こうしたものが、今までは

タブーと言われて、みんな黙認してきたけれども、これからはそうはいかないと。世の中も、そうした声を上げやすい空気というのは、やはり、芸能界のような影響力のあるところが変わってこそ、変わるんじゃないかなと私は思っています。ですので、犯罪は少ない国だけでも、加害ってというのはいろんなところで起きていて、それがまだ認識されていない。そういうことを考えれば、人間としてはそんなに違わないんでしょう。日本、犯罪が少ないから日本人が非常に優秀なのか？と、私はそうではないとは思いますが。日本に特徴的な同調圧力、世間、こうしたものが一定の抑止になっていると。犯罪の抑止にはなっているかもしれないけれども、加害の抑止にはなっていない。むしろ、見えてないところで、そうした行為が行われていると。こういうのを、多くの方は、見て見ないふりをしている。多くの方が見て見ないふりをした結果、一部の方が犯罪という形でそれを顕在化させる。これが今、日本で起きている犯罪の構造なんじゃないかなと、私は、日々、昨今とても大きな事件を扱うようになっていて、感じることでず。報道の問題もあります。逮捕の直後にあれだけ、たくさんの情報が垂れ流されるにもかかわらず、ピークを過ぎれば、もうパタッと聞こえなくなる。結局、何でその事件が起きたのか？ということは、全く正確な情報は、伝わらない。もっと言うと、多くの方にとって余り興味がないのかもしれないですよ。加害者は、完全な悪い人であってほしい。被害者は、完全な善人であってほしい。多分、そうした期待あるんだと思うんですね、多くの方は。それ以外の情報を多くの方は、聞き入れないのかもしれない。私も、いろんなノンフィクションの本、出しますけれども、ノンフィクションの本に関しては、ほかのいろんな啓発本とかそういうのに比べると、発行部数は意外と少ないんですね。それだけ多くの方が、それほど高い関心を持って、読むものではないとされているんです。重たいですしね。楽しく、それを知るっていうものでも、もちろんありませんし。できるだけ、もしかしたら多くの方が避けたい真実なのかもしれないです。ただ、私は、最近いろんな本を書くようになったんですけども、それは、本を私が書きたいと思ったわけではなくて、その現場が私に書かせる、そういう状況がたくさん起きてきました。事件の発生の直後から、これは、必ずしも逮捕の時点とは、限りません。誰かが亡くなった、この瞬間からもう事件が始まります。犯人は、まだ分からない。Aさんかもしれない、Bさんかもしれない。家庭の中で誰かが死んだ。この1つの家族、被害者家族になるか、加害者家族になるか、まだ分からない段階

から、私はサポートに入ります。結果、被害者の家族だった、という家族もたくさんいます。でも、疑われるんですよ。捜査機関だって、最初は、最初から被害者とみなして支援なんか、していませんでした。でも、あるとき、犯罪者の遺族として、そういう方々が法廷に立ったりしている。ある時期から、被害者と加害者に分かれていくんでしようけれども、実態のところは、家族も非常に複雑です。1つの家庭の中から誰かが亡くなって、被害者と加害者に分担されると。世の中がどんどん、そうやって分断していくんですよ。世の中というか、司法も分断しますよね？1つの家庭の中でも、厳罰化を求める家族と、いや、できるだけきちんと更生してほしいと考える家族と、1つの家庭の中においても一緒ではない。個人ですから。こうして見ると、家族は、必ずしも一体ではないんです。家族って個人の集団なんで。私たちは、家族と呼んだ瞬間に、その一家が全員同じように感じますけれども、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、それぞれ名前があるんです。名前も意思もあるんです。その加害者の家族として考えるときも、今日はこのテーマで、ここに加害者家族のAさんが立ってるわけではない。だからどうしても、若干の抽象的な議論にはなるかもしれないけれども、現場で考えなくてはならないのは、あなたはどう思いますかと。あなたは、この犯罪を犯したAさんと一緒にいたいでしょうか。先ほどの性加害を犯した男性の家族。これ、奥さんなんですけれども、離婚したいとは言いませんでした。奥さん、どうしたいんでしょうか。奥さんというか、奥さんということは余り良くないかも。何々さん、今後どうしていきたいですか、と。彼女は、私にどうすべきですか、と逆に質問をされました。これは、とてもよくあることです。なかなか日本人、主語で語らないんですよ。私はこうしたいと言わないんです。言わないというか、多分ないのかもしれない。加害者家族支援の中では、あなたはどう考えますか、これを導くことが、加害者家族の支援として、一番大事なことです。家族としてすべきなんていうことはないんです。それをまず、言わなきゃいけない。でも、そうした一般の家族がすべきこと、その選択をするのが善良だと思ってるんです、今までやってきたのと同じように。でも、今までそうした一般の家族を演じてきた結果、こういう事件が起きたんですよ。この後も同じことをやったら、また同じことが起きるでしょう。それを考えたら、あなたの気持ちを聞かせてほしい。きっといいことはないんですよ。その一般論はやめて。あなたの気持ちを聞かせてほしい。分からない。分からないと思います。分からないですよ？考えたこともないかも

しれない。今まで普通に幸せだった。で、次は子供が出てくる。子供のために、やっぱり一緒にいるべきじゃないでしょうか。父親がいるのといないとでは違うんじゃないでしょうか、彼女は言います。いや、でも本当に、父親がいるということが、父親がいないより幸せなんじゃないでしょうか。子供に聞いてみないと、分からないと思いますよ。でも、親は、どうしても普通の、外から見たときの普通の家族をどうやって維持していくか、維持していったほうがいいんじゃないかと、そういう考えをする。でも、これが今までもそうやって、どんな問題があっても、普通の家族を演じ続けてきた結果がこうなったんですよ。で、よくこういう事件の家族が言います。家族を崩壊させたくはないと。でも、もう崩壊してるんですよ。崩壊してるから、こういう事件が起きてる。ちゃんと原因にたどってみてほしいんです。加害者本人は、もう家族とは関わりたくないと本音を言いました。彼も、人間としては優しい人なんです。だから家族が嫌いとかそういうわけではない。もちろん、経済的なサポートはしていますし、子供に対する責任っていうのは果たしたいと思ってる。子供が会いたいと言えば、会いたい。それは、会いたくないとかそういうことではない。そういうことではないけれども、これ以上、その無理のある家族っていう中に自分を置くことはできないということを、彼は言いました。この気持ちを、私は、妻に伝えたわけですけども、これも非常に伝え方はとても難しかったし、なかなか受け入れられない。多くの、もしかしたら多くの、一般の皆さんは、性犯罪者の家族の妻と言ったら、性犯罪なんか犯されたんだから、もうその後すぐにさよならをとる決断を選ぶでしょうと、離婚を選ぶのが当然でしょうと思うかもしれないけれども、多くの場合、即離婚に踏み切るケースは、ほとんどありません。あくまで、形式的に離婚するパターンは、たくさんありますけれども、関係性まで一気に切るといふ家族は、ほとんどいないんですね。面会に行ったりですとか、子供との関わりですとか、何らかの関わりは、一定期間は継続するわけなんですけれども、この真実を知るっていうのは、家族にとっては、非常に苦しいことです。ある意味、自分の人生観を否定されるに等しい。私は、その裁判の付き添いにも行きました。私は、その妻の横に座って傍聴していました。そしたら、妻に対しては、性的な魅力は感じないと、被告人はしゃべっていました。相当、女性としてはショックじゃないかな。非常に彼女も傷ついていましたね。ただ、それは、事件の真相だったんです。それでも、彼女は、完全に子供のことを半分は言い訳にし、御自身が経済的に自立するのは難し

いという判断で、離婚という決断は、なかなかできませでした。夫が、刑務所から離婚届を送ってきても、それを提出するのに2年かかっています。何とか偽りの家族でも、それを続けていきたいという、そういう家族も存在します。それは、逆のパターンもあるでしょうね。家族が拒否をしていますが、加害者本人がどうしても家族を求めると。こういうケースは、多々あります。その決断において、決断するのは当事者。そこに、我々は、どう関わっていくか？というところなんですけれども、1つだけ間違いないのは、誰かの犠牲っていうのは、必ずまた新たな犠牲を生む。そこで、無理に家族を統合して、また同じような不自然な空間を続けていったら、また別の犯罪が生まれます。誰かが犠牲になっている、その集団というのは、いつか崩れるんです。ですので、とっても大事なものは、個人の幸せ。多分、目の前に家族が3人来たとしたら、その家族っていうことよりも、その3人それぞれの幸せって何なんだろう？と。事件と家族と関わる上では、そこをまず考えてみなければならないと思います。これは、公式化できることでは、もちろんありませんし、もう家族というものは、個人も一人一人顔が違うのと同じように、家族っていう集団もそれぞれ顔が違ふんです。ので、A家族に当てはまるのが、B家族には当てはまらない。いろんなケースの中で、ああ、こういうケースは、この家族に少し似てるな。という経験っていうものは、非常に重要になる。経験は、とっても重要になるけれども、それは、絶対ではない。絶対ではない。それに、決めるのは、当事者本人。なかなか私たちは、個人というものを日本社会の中では見失いがちです。何となく個人を消して、家族とか、会社とか、地域とか、社会とかを優先しているほうが偉いような気がしている。でも、本当は、どうなんですか。皆さん、今日、憲法13条にある、個人の尊厳、個人主義、こういうことをもう一度ちょっと考えながら、家族、そして更生のことを議論していけたらと思います。そろそろ時間になると思いますので、私からの報告は、以上です。ありがとうございました。

小野：それでは、皆様、こんにちは。

複数：こんにちは。

小野：山形保護観察所、企画調整課長の小野と申します。本日、このようなお題をいただきましたので、これに沿って、限られた時間ではございますが、パワーポイントのこの資料、スライドを使いまして、いろいろとお話をしてまいります。ちょっと簡単に自己紹介だけ申し上げます。私、このような感じで社会福祉系の大学を卒業した後、法務省、保護観察所に入省いたしました。以後、このような経歴で、今現在に至っております。ということで、そんな縁で今回、この講師としてお招きいただきました。ありがとうございます。本日の話す内容を、こちらでまとめております。まずは、更生保護制度についてということで簡単に説明をした後、生活環境調整とは、そして、生活環境調整・保護観察対象者の家族が受ける被害（悩み・苦しみ）、生活環境調整、そして保護観察対象者の引受人となる家族の役割、といった流れで進めてまいります。生活環境調整を実施する中で、被害者である家族、加害者の家族とその加害者がどう関わっていくのか？どのようにして再犯防止を図っていくのかなどについてということで御依頼を頂戴したこともありますので、生活環境調整、これから説明していきますけれども、刑務所に受刑した人たちとのその仮釈放に至るまで、そして、仮釈放の状況について説明しながら、事例を交えながら説明してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。では、まず、更生保護制度についてということで説明してまいります。もう既に御存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、その一方で、全く初めて聞くという方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっと簡単ではございますが、説明します。私が所属する、働いているその保護観察所というのは、この法務省に属する機関でございます。その中で法務局というか、保護局に属す中で、その更生保護と医療観察保護、この2つに取り組んでるのが保護観察所ということで、全国に50か所、支部3か所ということでもあります。医療観察というのは、心身膠着な状態で重大な他害行為、殺人とか放火とか、そういったことをした人、でも、心身膠着状態なので罪には問われず、ただ、そういった方々が例えば、どういうふうな治療をしていくのか？入院の必要性があるのか？入院したとしたら、そこで退院先の調整はどう行い、そして、退院した後のその医療観察ということで、本人やその関係者を守っていく、という制度でございます。平成19年ぐらいから導入された制度ですが、古くは、更生保護ということで、罪を犯した人たちの更生、そういっ

た犯罪予防を行うのが保護観察所の主な仕事ということになります。ここ（パワーポイント）に更生保護の目的として、更生保護法第1条を載せております。そのまま読み上げることはいたしません。後でまた、レジュメを御覧ください。要は、罪を犯した人、非行のある少年に対して社会内での処遇を通して改善更生、要は、立ち直らせるということ。そして、犯罪再犯の防止を図ること、そうすることで、個人、そして、社会をも、個人の尊重、そして社会の安心、安全の社会づくりに貢献するという、そういったことを目的としてやっているのが保護観察所ということになります。保護観察所の仕事内容、ここ（パワーポイント）に書いてあるとおりです。赤印で示したのは、それは、先ほども申したとおり、その刑務所に入っている人がその仮釈放とか、そういった生活環境の調整が今日のメインの話になるということでお話を、赤印でちょっと示しました。そのほかにも、じゃ、保護観察を受けることになった人に対する指導監督など。あるいは、そのほかもろもろ、こういった9つの仕事を保護観察所がやっているわけです。ちょっと参考までにお知らせしときますと、じゃ、保護観察ってどういうものか？と言うと、ここに書いてある4種類です。家庭裁判所で保護観察処分を受けるという決定が出た人、あるいは、その結果、家庭裁判所で少年院送致となって、その後仮退院となった人たちを指導するのが、少年院仮退院者。あと、実刑判決を受けて刑務所に入り、そして刑務所から出た人を、その仮釈放の期間、保護観察を受けることになる人、あるいは、執行猶予者保護観察付というふうになった人。この4種類があるということ参考までにお知らせしときます。で、今日、繰り返しになりますけれども、事例取り上げてるケースは、この（3）ですかね。刑務所に入って、仮釈放になった人とのついでの話がこれから出てくるので、一応覚えておいていただければ何よりでございます。保護観察と生活環境調整の実施態勢とかがってここに書いてます。我々、保護観察官、そして、ボランティアで協力していただいている保護司の方々が共同態勢で、そういった保護観察、あるいは、刑務所や少年院に入った人たちの生活環境調整を実施しております。そのほかにも、その下にも書いてます。更生保護女性会とか、BBS会員、協力雇用主。ちょっと詳しい説明は省きますけども、そういった方々の力添えもいただきながら、あるいは、ハローワークといった、そういったところとも、関係機関とも連携しながら、いろいろこの仕事を進めていく、といったところなんです。ちょっと今、こういった駆け足で説明しましたが、じゃ、具体的に、その生活環境調整とはとい

ったところで説明していきます。～仮釈放までの流れ～というところ
です。生活環境の調整の実施方法ということで、ここに書いてます。
少年院に収容されている人、あるいは、刑務所で受刑生活を送ってい
る人たちの出所後の帰住先の調整を行うということで、保護司さんと
保護観察官が協力しながらということです。引受意思の確認はもちろ
んのこと、本人が希望する帰住先が更生にふさわしいのか？そういっ
た状況や環境にあるのか？仮釈放後、保護観察が実施できる環境にあ
るか？といったところで、よく考えながら、調整を進めていくとい
うことになります。ちょっと米印で、ところで、仮釈放や仮退院を決定
するのはどこ？といったところを、ちょっと質問形式で会場の皆様、
御存知でしょうか。知っているという方、もしお手を挙げていただ
ければ。多分、分からないかな、というふうに思います。ちょっと小
さくて見づらいかもしれませんが、地方更生保護委員会というのが、
全国に8か所あります。そこが刑務所や少年院に入っている人の仮釈放、
仮退院を審査して、最終的な決定を下すという役所でございます。全
国に8か所ということで、（東北の他に）北海道と関東、中部、近畿、
そして中国、四国、九州だったかな。漏れているところはないと思
いますが、東北の場合、仙台に東北地方更生保護委員会というのがあり
まして、そこが東北6県の中にある刑務所や少年院に入っている人た
ちの仮釈放、仮退院を審査して判定を下す、といったそういった役所
でございます。そこで2年間、私も観察官として働いたことがあります。
これも、ちょっと一応参考ということで、後々出てくる言葉だと思
いますので、覚えておいていただければと思います。で、より具
体的な流れということで、ちょっと説明していきます。生活環境調整
とは、刑務所や少年院に収容されている人たちの帰住先について調査、
調整すること。先ほども、申し上げたとおりです。で、どういうふう
に、この仮釈放の流れになっていくのか？生活環境調整が始まるの
か？といったところを説明すると、まず、例えば、刑務所に収容され
たとしましょう。そうすると、矯正施設の職員が本人に対して、事
件の内容や経歴、あるいは、心身の状況、家族関係などについて調査
を行います。で、その際に、釈放後にどこに帰りたいか？という希望も
聴取します。ここに、例として書いています。君は、ここを出たらど
こに帰ることを希望するかね、こんな聞き方をするかどうかは、分
りませんが、で、本人が、はい、どこどこ町に住む親のもとに帰
りたいですと言ったと。例えば、山形刑務所に入ってる受刑者が、お
前どこに帰りたいんだ？と聞かれたときに、山形市に住む両親のもと

に帰りたいです、両親そろってるんで、父親を引受人にしたいですというふうに希望したとしましょう。そうすると、そこら辺の希望結果も含めた、その調査結果が記された書類が保護観察所と、そして先ほど、仮釈放の後審査する地方更生保護委員会、ここに送付されます。で、観察所、受け取った観察所を、その担当の観察官が、じゃ、誰に保護司さんをお願いしようかな？指名しようかな？ということを考えて決定して、そして、今後の調整の方針、そういったものを計画を立てるといふ、そういったところがまず行われます。そして、次です。じゃ、その担当を受けた保護司さんが、地域に住むボランティアの方々が、保護司の方が引受人とコンタクトを取ります。先ほどの例で言うと、じゃ、その山形市内に住む父親、両親と連絡を取って、そこのお宅を訪問して、調査を行うと。で、その結果を報告書にまとめて、保護観察所に送付。そして、それを受け取った保護観察官が記載内容をしっかり精査した上、調査の上、精査の上で決裁し、そして、最終的には、保護観察所長が帰住、引受けに関する意見を決めて、それを報告します。その意見というのは、帰住可、不可、調整継続、この3つです。とりあえず、ここオッケーだねという、簡単な言い方しますと、それはオッケーだから帰住だ。ここは、ちょっと帰住先としてはふさわしくないだろうということなので不可。場合によっては、ちょっとまず調査の余地があるといったところで継続します、といったこと。そのいずれかの3つの意見をして、そして、地方更生保護委員会、そして、刑務所にそれを送るということを行います。ここまでが1つのワンサイクル。その後も引受人との調査と報告を繰り返すということになります。それを繰り返す期間の目安はここに書いてあるとおりで、ちょっと御覧いただければと思います。例えば、先ほどの例の、お父さんが引き受けますと言った後も、例えば、その後の状況次第では、やっぱり引き受けられないというふうになる場合もありますし、反対に、最初は、絶対にあんな奴なんか引き受けないと言っていた両親が、でも引き続き調整を続けていく過程でやはり気持ちも和らいでいく中、1回家族としてやり直したいなというふうになりがちが変わったりすることもあるので、その本人が受刑生活を続けていく中こういった調査、そして、報告を定期的に繰り返していくんだということをまず、御理解ください。続けていきます。じゃ、実際、仮釈放後はどうなるのか？と言うと、先ほども言いました、地方更生保護委員会が決定します。調整を繰り返していく中、基準だけ継続し、本人の病状も良い、と。今後、この人を仮釈放にして、社会矯正内、施設内処遇か

ら社会内での処遇に移したほうがふさわしい、というふうに刑務所側がまず判断した場合に、この地方更生保護委員会に申出がなされます。この人をこの時期に仮釈放にさせてくださいね、という申出です。だから、先ほどの例で言えば、山形刑務所から東北地方更生保護委員会に対して、この人をこの時期に仮釈放にさせてください、仮釈放期間をこれだけ設けてください、みたいなそんな申出をします。そして、じゃ、その申出に対して、その委員となった3人の合議体で審査をして、結局、仮釈放を許すか？許さないか？そして、決定がなされるということになります。許すという決定は、仮釈放になれば、その期間中は、保護観察を受けることになります。満期釈放になれば、基本的には自由。それでも、一定期間内であるならば、保護観察所に本人が相談すれば、支援を受けることも可能ではあります。受けられない場合もあると。その一定期間内を過ぎてしまった後は、本当に地域社会の一住民として、あとは、必要な支援などがあれば、自治体などから然るべき支援を受けることになるという、そういう流れでございます。ちなみに、（参考）として書いていますが、引受人は、別に家族、親族とは限りません。例として、家族を引受人にした場合ということですが、今、お話ししてますけども、中には、友人知人、あるいは、その雇用主、元を含めての雇用主ですけれども、そういった他人を引受人として希望する方もいます。あるいは、身寄りがいない人などについて、更生保護施設といった、何か一般のそういった受け入れる施設などに入りたいということで調整を希望する例もあるということを一応参考までにお知らせしておきます。ちょっと駆け足の説明になっているところは、どうかお許しいただきたいと思います。では、次に、生活環境調整、あるいは、保護観察対象者、要は、その加害者の家族が受ける被害、かつこととして（悩み・苦しみ）という書き方をさせていただきました。どんなものがあるのかなーといったところを、これまでの保護観察経験で、実際に保護観察対象者や生活環境調整の対象者と関わってきた中で、ちょっと経験したことなども踏まえて、ちょっと説明してまいります。こんなことを、ちょっと挙げてみました。（1）精神的苦痛ということで、うわさ話、嫌がらせ、差別、偏見。あるいは、事件、特に、起きた当初などは、そのマスコミによる加熱取材、あるいは、SNSへの書き込み、あることないことを書き込んだり、好き勝手言われたりといったところもあろうかと思えます。また、警察署での参考人聴取ですとか、あるいは、少年だったらその家庭裁判所の調査官による調査、（少年事件のみ）とこう書いてますけども、そう

いった調査によって時間が割かれる。あるいは、例えば、逮捕されたことによって、その人が例えば、一人暮らしをしていたとするならば、居住していたアパートなどの、その各種契約の解除に追われる。レンタルビデオ店のその契約解除とか、あるいは、借りっぱなしのやつを返さなきゃいけない。そういった各種の手続、そういったものに追われて、仕事を休みがち。結果として、勤務先上司や同僚、後輩からの嫌み、あるいは、そういった負い目といったところから居づらさ、その結果による本意ではない転職や退職。あるいは、その事件ということで、いろいろ誹ぼう中傷、あるいは、周りの世間の目、居づらさから転居、兄弟姉妹の転校、本意ではない転居や転校といったことも出てくるかもしれない。だから実際にそういったケースがありました。また、経済的損失、失職、思うように復職できない。あるいは、経済的困窮に陥るといった例もあります。また、その被害弁償ですとか、慰謝料の支払を本人に代わって、まず立て替えるといったことで経済的損失というか負担、そういったものが多くのかかるといったことは、家族が受ける被害、苦しみ、悩みといったところで挙げられるかと思います。更に、その他ということで、例えば、育て方が悪かったのだろうか？という自責の念に苦しむ。これは、親の場合ですよね。配偶者だったら、私が、俺が悪かったみたいな、そんなところだと思います。あるいは、反対に、あなた、お前の育て方が悪い、というふうに家族間のいさかいとその亀裂、といったところも入ってくるのかなといったところですよ。その家族の中にお子さんがいれば、いじめや不本意な転校、といったところによる友人関係の破綻、といったところもあるでしょう。あと、更には、例えば婚約破棄とか、お兄ちゃんがこんな事件を起こして報道されたからといった感じで、婚約破棄とか就職内定取消、執拗なまでの取材やSNSによるやまない誹ぼう中傷の結果、例えば、人生を諦める、幸せを諦めた結果、場合によっては、そういうふうな自死ということにつながるということもあり得るかと思います。で、続いて入っていきますけど、ここに挙げた、その対象者が受ける、この家族が受ける被害、苦しみ、悩みといったところを私たち保護観察官や保護司が初めて知ることになるのは事件から相当の期間たったときなんですよね。逮捕される、検察庁での調べ、裁判、判決が出て、刑務所。そこで、刑務所が出て、先ほど言ったような、生活環境調整が始まるといったところなので、その最初の初回の調査のときに、いろいろ話を聞くと、例えば、既に被害というものが過去になっているケース、過去のものとなっているケースもあれば、過去のも

のになりつつあるケースもあつたりする。もちろん、まだ続いているケースもあります。例えば生活環境調整で両親と面談した際にお父様が、「いやー、最初の頃はね、本当に取材も多くて、何か近所の人とも会うにも会えないし、買物だつてもうろくにできなかつたんですよ、でも、少しは良くなりましたかね。」って話すその横でお母さんが、「いや、でも、今だつて結構スーパーに行つても声かけられて、面白半分には話聞かれるのよ。そう、だからあれなんですよ。隣の町のスーパーまで買物に行つてるんです。」といったケースがあつたとします。こういった場合だと、まだ被害が続いている、あるいは被害の中にいる、といった捉え方もできるかと思ひます。実際、本当に県境、県を越えて買物に行つているといったケースなんかも、見聞きしたこともあります。で、じゃ、生活環境調整、そして保護観察対象者の引受人となる家族の役割。で、サブタイトルとして、～対象者と共に生きていく～という、ちょっとタイトルもつけさせていただきました。こんな感じです。まず、この生活環境調整にとって大切なことって何だろう？っていうことを、改めてちょっと書き記してみました。加害者本人が更生するにふさわしい環境を整えることが大切です。不良交友の有無、就労の見込みなど要件はさまざまですけども、その中に、加害者家族が受けた被害の回復、負担の軽減と言い換えることもできるかもしれませんが、そういったことも重要と考えております。で、先ほどもちょっと言ひましたが、生活環境調整におけるその初回の調査で、初めて加害者家族と接触。そのときに、あるいは、面談を繰り返して重ねていく中で、加害者家族が受けた被害、あるいは、家族の感情、お互いの感情ですね、そういったものが見えてくる場合もあります。そして、生活環境調整をやる中で本人が望んでも、あるいは、家族に不安要素があるならば解消に向けての調整等を行いますし、調整が進まない場合は、帰住予定地を変更させる場合もあります。お前が幾ら親元に帰りたいと言つても、親は今受け入れられる状況ではない、親が受け入れることができないと言つているんだつたら、ほかの更生の道を歩むべきではないか？と、そういう時期だよ、なんていうことを声をかけていくこともあろうかと思ひます。で、そして・・・ということが続いて、次にまいますけども、ただ、その保護観察において保護観察の指導、あるいは、そういった生活環境調整を行う中で、焦点を当てるのは当事者であるという（加害者）本人である。その引受人となる家族、家族とは限りませんが、家族とした場合、その引受人となる家族は、本人を更生させる、（加害者）本人を更生させるた

めに保護観察所の指導等に協力してくれる人であり、また、本人を支える役割を担う人。そして、被害者などの思いにも応えつつ、処遇に取り組むのが更生保護（保護観察所）の役割ということになります。加害者家族が苦勞していることも分かりつつ、でも、しかし、やはり引受人として覚悟を決めていただいたならば、そこについては、いろいろと私たちとともに苦勞をともにしながら、本人を更生に導いてってください、どうぞよろしくお願ひしますといった役割を期待して、というか担ってもらおうということになるのでしょうか。

終わりにとということで、～誰が、何が加害者家族を苦しめるのか～といったところで、最後締めくくりたいとは思いますが、この原稿を作ってから今日に至るまで、いろいろ考えましたけども、なかなか考えはまとまりませんでした。何が苦しめるんだろうな？で、私たち保護観察所は、何ができるのかな？というところで随分悩みました。でも、加害者家族が苦しむ理由としては、やはり、家族が犯罪者だから、私は犯罪者の家族だからと、そんな思いが多分いろいろこう、加害者家族を苦しめるんだろうなということは、いろいろこの経験を通して感じます。個人の幸せを、自分たちの幸せを考えてくれればいいんですよと声をかけたけども、そんな言葉に対してでも、そうは言ったってっていった、何か悲しい顔で返された経験もあったり。あと、私の担当したケースではないけども、親が捕まって、でも大学生の子供が、親が働いて、もういなくなったから奨学金で大学続けようと思って、その相談に学生の相談の窓口に行ったら、お前そんなことしてる場合じゃないだろ、親がそんなことして捕まってるのになんて言って、断られたケースもあります。本人が別に悪いわけでもないのに、そんな何か対応を受けるって、どういうことなんだろうな？そんなこともあっていいのかな？なんていうふうに、考えたりしたこともありました。ということで、何ができるのか？といったところ、その苦しみに対してどういうふうな支援ができるのか？といったところは、実は、まだ私も今、悩んでいるところです。先ほども言ったとおり、待てるのは加害者本人、対象者本人といったところで、仕事をしている中で、加害者家族に対する支援は、どこまでどんなふうにやればいいのか？といったところが、本当に悩みの種ではございます。その中で、鶴岡市における再犯防止推進計画、何か6年度から第何次かの計画に変わりますが、その中でもこんなふうなことで、加害者家族に対する支援といったものを挙げたりしております。この素案の状況でも、これは、話だったんで、それが確定したものにこれが含まれてる

かどうか、ちょっとまだ確認はできてませんが、必要とすべきそういう支援といったものが、加害者家族が、何の差別や偏見もなく、一個人として、あるいは、一市民、町民、県民として受けられることができればいいのかなというふうに考えて、まとめにはなりますけども、一応まとめさせていただきたいと思います。なかなかこう、皆さんが期待するようなお話、事例を紹介できたか？とか、とても不安がありますが、でも、与えられたその課題を、依頼を考えている中で、やっぱりいろいろ私も思うところ、そして、勉強するところがありました。本日、この私のような者をこのパネリスト、そして、講演者としてお招きいただきまして、遠藤委員長を初め、委員の皆様にはまず、感謝申し上げますとともに、今日最後までお耳を傾けていただいた皆様に御礼を申し上げて、講演としたいと思います。ありがとうございました。



更生のための施策の実例

山形保護観察所

自己紹介

平成4年4月 更生保護官署に入省（保護観察所勤務の開始）

平成8年4月 保護観察官拝命

以後、仙台→福島→盛岡→仙台→山形→仙台と転勤

令和3年4月 青森保護観察所企画調整課長拝命

令和5年4月 山形保護観察所企画調整課長拝命

本日の講演内容

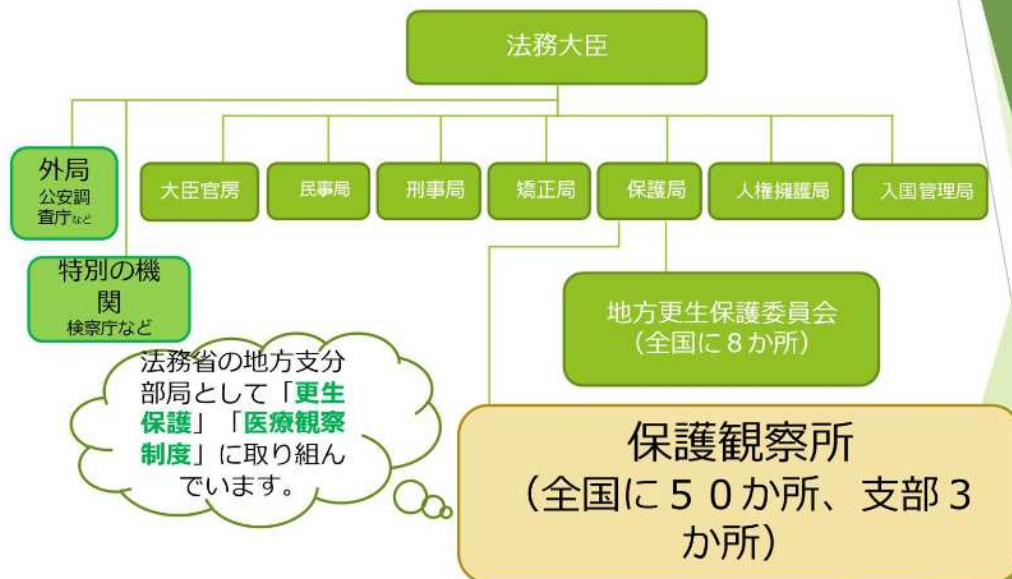
- ▶ 第1 更生保護制度について
- ▶ 第2 生活環境調整とは～仮釈放までの流れ～
- ▶ 第3 生活環境調整・保護観察対象者の家族が受ける被害（悩み・苦しみ）
- ▶ 第4 生活環境調整、そして保護観察対象者の引受人となる家族の役割～対象者と共に生きていく～
- ▶ 第5 終わりに

3



1 更生保護制度について

保護観察所とは？



5

更生保護法第1条（目的）

- ▶ 犯罪をした者、非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又は非行をなくし、善良な社会と一員として自立し、改善更生を助ける。
- ・ それと共に
恩赦の適正な運用、犯罪予防の活動の推進等を行うことで、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的。

⇒

『改善更生』と『再犯（犯罪）防止』が目的であり、その業務を行う役所が『保護観察所』である

保護観察所の仕事内容

- 1 刑務所受刑者、少年院在院者の生活環境の調整
- 2 保護観察対象者に対する指導監督と補導援護
- 3 更生緊急保護の対応
- 4 高齢・障がいを抱えた者に対する特別調整
- 5 被害者支援
- 6 医療観察
- 7 犯罪予防活動
- 8 就労支援
- 9 恩赦

(参考) 更生保護による社会内処遇

1 保護観察の種類

- (1) 保護観察処分少年（期間は20歳まで又は2年間）
 - (2) 少年院仮退院者（期間は20歳まで又は別に定められた日）
 - (3) 刑務所仮釈放者（期間は残刑期）
 - ① 実刑判決で服役→仮釈放を許された者
 - ② 一部猶予判決を受け、実刑部分で仮釈放を許された者
 - (4) 執行猶予者保護観察付（執行猶予の期間）
 - ① 全部猶予判決で保護観察付きとなった者
 - ② 一部猶予判決を受け、実刑部分を終了した者
- ※ (5) 婦人補導院仮退院者も対象。売春防止法に基づく。

保護観察と生活環境の調整の 実施態勢

(1) 保護観察官→国家公務員

(2) 保護司→民間のボランティア（身分上は非常勤の国家公務員）

以上2者による協働態勢で実施。その他

(3) 協力者・協力機関・団体

更生保護女性会、BBS会員、協力雇用主、就労支援事業
者機構、更生保護施設、自立準備ホームやダルクなどの自
助グループ。

等々の力添えもいただきながら。さらには、ハローワー
クや地域生活定着支援センター、精神保健センター等各関
係機関と連携しながら実施していく。



2 生活環境調整とは ～仮釈放までの流れ～

生活環境の調整の実施方法

1 実施体制

少年院に收容されている少年らの仮退院後の帰住先、刑務所で受刑生活を送っている成人の出所後の帰住先の調整を、保護観察対象者に対する指導等と同様に、保護観察官と保護司の協働態勢により行う。

2 調整の基本

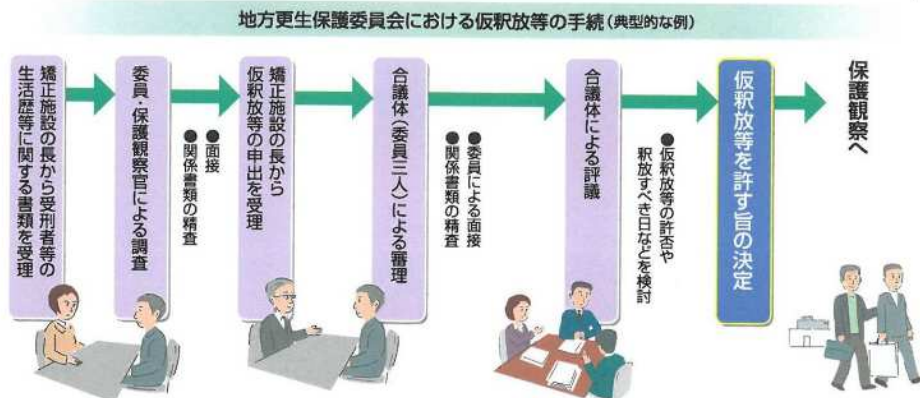
引受意思の確認はもちろんのこと、本人が希望する帰住先が更生にふさわしい状況・環境にあるのか、仮釈放・仮退院後、保護観察が実施できる環境にあるか。

※ところで、仮釈放や仮退院を決定するのはどこ？

参考：

～仮釈放・仮退院等～

仮釈放・仮退院とは、刑務所や少年院に收容されている人のうち、一定の許可の基準を満たした者について、收容期間満了前に、仮に釈放し、再犯の防止と円滑な社会復帰を促進するための制度です。期間満了までの間は保護観察に付されます。



生活環境調整の流れ

- ▶ 生活環境調整とは、刑務所や少年院に収容されている人の帰住先について調査・調整すること。
- ▶ 収容されると、矯正施設の職員が本人に対して、事件内容や経歴、心身の状況及び家族関係等について調査を行い、その際に、釈放後にどこに帰りたいかという希望も聴取する。（例：「君はここを出たらどこに帰ることを希望しているのかね。」「はい、〇〇町に住む親の元に帰りたいです。」）
- ▶ その調査結果が記載された書類が、保護観察所と地方更生保護委員会に送付される。観察所の保護観察官が担当する保護司を指名・決定し、調整の方針や計画を立てる。

13

生活環境調整の流れ（続き）

- ▶ 保護司が引受人とコンタクトを取り、訪問し調査を行う。その結果を報告書にまとめて、保護観察所に送付。受理した保護観察官が記載内容を精査の上、決裁し、保護観察所長が帰住（引受け）に関する意見を定める。意見の内容は、「**帰住可・不可・調整継続**」のいずれか。
- ▶ 所長意見を付した回答を、刑務所、そして地方更生保護委員会へ提出する。
- ▶ ここまでがワンサイクル。その後も引受人への調査と矯正施設・地方更生保護委員会への報告を定期的に繰り返す。少年院は3月ごと、刑務所は1年若しくは6月ごと。これを本人が出所するまで続ける。※本人の申出により調整打ち切りとなる場合もある。

14

生活環境調整の流れ（続き）

- ▶ 仮釈放は、刑務所から地方更生保護委員会に申出がなされ、審理が開始となり、委員の合議体により、仮釈放を許す・許さない、いずれかの決定がなされる。
- ▶ 仮釈放になれば、その期間中保護観察を受けることになる。満期釈放になれば、基本的には自由。一定の期間内なら保護観察所に相談した結果、支援を受けることは可能。それ以降は、地域社会の住民として、自治体等から然るべき支援を受けることになる。
- ▶ （参考）引受人は家族・親族とは限らない。友人や知人、雇用主といった他人の例もある。また、身寄りがない人について更生保護施設等を調整する例もある。

15



3 生活環境調整・保護観察対象者の家族が受ける被害（悩み、苦しみ）

対象者の家族が受ける被害 (悩み、苦しみ)

(1) 精神的苦痛

- ▶ 噂話、嫌がらせ、差別・偏見、マスコミによる加熱取材、SNSへの書き込み。
- ▶ 警察署での参考人聴取や家庭裁判所調査官による調査（少年事件のみ）、本人が居住していたアパート等各種契約の解除に追われ、仕事を休みがち→勤務先上司や同僚、後輩からの嫌味への負い目、居づらさ、その結果による本意ではない転職や退職、転居や兄弟姉妹の転校。

(2) 経済的損失

- ▶ 失職→思うように復職できずに経済的困窮に陥る。
- ▶ 被害弁償や慰謝料の支払いを本人に代わって立て替える。

17

対象者の家族が受ける被害 (悩み、苦しみ)

(3) その他

- ▶ 「育て方が悪かったのだろうか」という自責の念に苦しむ。
- ▶ 「あなた（お前の）育て方が悪い」と家族間の諍いと亀裂。
- ▶ いじめや不本意な転校等友人関係の破綻。
- ▶ 婚約破棄や就職内定取り消し、執拗なまでの取材やSNSによるやまない誹謗中傷の結果、人生を諦め、幸せを諦めた結果による自死という選択もあり得る。

18



4 生活環境調整、そして保護観察 対象者の引受人となる家族の役割 ～対象者と共に生きていく～

生活環境調整にとって大切な こと

- ▶ 加害者本人が更生するにふさわしい環境を整えることが大切。不良交友の有無や就労の見込み等要件は様々だが、その中に、加害者家族が受けた被害の回復（負担の軽減等とも言い換えられる）も重要と考える。
- ▶ 生活環境調整における初回調査で初めて加害者家族と接触。そのときに、あるいは面談を重ねる中で、加害者家族が受けた被害や家族の感情が見えてくる。
- ▶ 本人が望んでも家族に不安要素があるならば解消に向けての調整や、調整が進まない場合は、帰住予定地を変更させる場合もある。
- ▶ そして...

生活環境調整にとって大切なこと

- ▶ 保護観察において焦点を当てるのは、当事者である『（加害者）本人』で、その引受人となる家族は、本人を更生させるために、保護観察所の指導等に協力してくれる人であり、また本人を支える役割を担う人。そして、被害者等の思いに応えつつ、処遇に取り組むのが更生保護（保護観察所）の役割。

21



5 終わりに

～誰が、何が加害者家族を苦しめるのか～

(参考)

- ▶ 鶴岡市における再犯防止推進計画（案）の第1章「計画の基本的な考え方」の中に「4・計画に基づく再犯防止施策の対象者」とあり、その中で「罪を犯した又は非行をした結果、次のような処分になった人のうち支援が必要な人を対象とし、**必要に応じてその家族も対象とする。**」と明記されております。※次のような処分になった人の中に「矯正施設（刑務所、少年院等出所者）」が明記されております。
- ▶ 加害者家族がどんな被害を受けているのか、それに対する支援が行えるのは、誰なのか、どこなのかを考えることが重要。
- ▶ 誰が、何が、加害者家族を苦しめるのか...

◎ 報告「山形県弁護士会犯罪加害者家族支援委員会・
犯罪加害者家族支援センター設立・活動の経緯」

・山形県弁護士会弁護士 黒 金 一

黒金：皆様、こんにちは。山形県弁護士会会員の黒金一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私のほうから、山形県弁護士会犯罪加害者家族支援委員会、及び犯罪加害者家族支援センターの設立・活動の経緯について報告させていただきます。知ってのとおり限られた時間ですので、手短にお話しさせていただきます。なお、詳細につきましては、本日配布しました、山形県弁護士会犯罪加害者家族支援委員会・犯罪加害者家族支援センターの設立・活動の経緯、と題する資料、A4の資料を御確認いただければと思います。まず、犯罪加害者家族支援委員会とセンター設立の契機、についてお話しいたします。設立のきっかけとしましては、犯罪被害者支援をしている当会の遠藤涼一会員が、新聞に掲載されていた犯罪加害者家族を支援している、仙台市のNPO法人World Open Heartさんの活動とアンケート調査の結果を見て、犯罪加害者家族も犯罪被害者と同じ境遇にあることを知り、この問題をいつか取り上げて議論することが、マイノリティの人権擁護を使命とする弁護士の責務であると考えたことがきっかけとなりました。その後、平成28年7月1日に東北弁連大会でシンポジウムを行い、平成30年9月1日に、当会に犯罪加害者家族支援委員会と犯罪加害者家族支援センターを設置するに至りました。まず、平成28年の東北弁連大会のシンポジウムでは、「犯罪加害者家族の支援について考える。」をテーマに議論を行いまして、その成果をもとに、同日午後の大会において、犯罪加害者家族に対する支援を求める決議が採択されました。全国の弁護士会で、犯罪加害者家族を扱ったシンポジウムを行ったのは、全国で初めてでした。その後、山形県弁護士会では、平成30年9月1日に、犯罪加害者家族支援委員会と、実際に相談などの実務を行う犯罪加害者家族支援センターを創設し、平成30年11月1日から、犯罪加害者家族支援センターの活動を開始しました。なお、登録者は、研修を受講することを要件としていて、これまでに何度も研修を実施しております。次に、犯罪加害者家族支援センターの活動についてお話しいたします。犯罪加害者家族支援センターは、当初、31名で業務を開始しましたが、その主な業務は、犯罪加害者家族に対する相談ということになっています。犯罪加害者家族支援センターへの相談は、業務を開始した当初は、北海道から中国地方まで、山形県外からの相談が寄せられていましたが、近年は、山形県内からの相談がほとんどとなっています。現在、全国の弁護士会で犯罪加害者家族の支援を弁護士会として実施しているのは、山形県弁護士会だけです。相談は、他県からも寄せられているん

ですけれども、相談を受けた弁護士がその県への出張などの実働を伴う場合は、費用がかさんでしまうということもあり、現実では十分な対応ができず、相談だけにとどまっているという状況にあります。そこで、山形県弁護士会では、全国の弁護士会に最低1か所の犯罪加害者家族支援の拠点を作ってもらうために、機会あるごとにその必要性を訴えてきました。その一環としまして、令和元年11月1日に、山形市で「広げよう全国に！犯罪加害者家族支援の輪を」をテーマとして、犯罪加害者家族支援センター設立1周年記念シンポジウムを開催し、全国の弁護士会にも案内しましたが、山形以外からの弁護士会からの参加者は、数名に留まりました。ただ、近年、いろいろと県外の各方面から講師依頼などありまして、例えば、令和4年に近畿弁護士会連合会からの講師派遣の依頼が寄せられたりですとか、あと、令和5年度、関東弁護士会連合会定期大会において、「刑事加害者家族の支援について考える」をテーマにシンポジウムが開催され、当委員会の委員長が山形県弁護士会の取組、犯罪加害者家族支援センターの創設と題する基調講演やパネルディスカッションの依頼をされるなどしており、これを契機に、犯罪加害者家族支援への認識が広がることで期待されると考えております。次に、国に対して求める具体的な施策についてお話しします。山形県弁護士会は、基本計画に基づき、犯罪加害者家族への支援策を検討し、その中から喫緊の対応を求められるものについて、令和4年7月1日開催の東北弁護士会連合会定期弁護士大会において、山形県弁護士会提案となる、「改めて、国に対し犯罪加害者家族に対する支援を求める」決議において提起しました。決議の概要は、次のとおりです。まず、1つ目。刑事手続に関わる犯罪加害者家族に属する子供が事件において影響を受けない方策。例えば、捜査機関や裁判所に託児室や別室を設けることを講ずること。で、2つ。SNSによる誹り中傷を受けることを防止するために、改正「プロバイダ責任制限法」を更に改正し、発信者情報を速やかに得られるように要件を見直すこと。で、3つ目。セーフティーネットとしての生活保護を容易に利用できるようにするために申請権を明示し、扶養照会を省略して、生活水準が健康で文化的な最低限度の生活の需要を確実に満たすようにすること。で、4つ目。公営住宅への優先入居を自治体に要請し、一時避難場所の提供、転居先での無償の住宅確保と自立支援や定着支援を無償で行うこと。5つ目。失業した場合は、トライアル雇用事業を適切に運用し、事業主の理解を図ることの促進と公共職業安定所による就労支援を行うこと。6つ目。国費無償によ

るカウンセリングなどの診療を行うこと。で、7つ目。犯罪加害者家族に属する子供に対するいじめ防止対策として、全ての学校にスクールカウンセラーを配置し、児童相談所体制の充実を図ること。8つ目。民間の支援組織に対し、その活動を阻害することのない形での財政的支援を含めた支援を行うこと。で、9つ目。資力要件などを見直して、犯罪加害者家族が今後いわれなき被害を容易に回避することができるように、民事扶助制度の改善を図ること。以上が決議の概要です。で、詳細につきましては、東北弁護士会連合会のホームページに掲載されております決議を、御参照いただければと思います。最後に、弁護士会の今後の取組についてお話しします。平成28年の東北弁連大会前に、山形県弁護士会が実施したアンケートによりますと、弁護士、弁護人は、必ずしも犯罪加害者家族のニーズにできていないということが明らかになりました。これまで刑事事件を扱ってきた弁護士も、示談や情状証人として犯罪加害者家族と連絡を取ることがあっても、その家族がどのような状況にあるか？ということについては、関心を払うことがほとんどありませんでした。このことは、特に犯罪加害者家族も被害者だ、という側面に対する認識が希薄だったことによる、というふうに思われます。そこで今後は、全国の弁護士会において、犯罪加害者家族の問題を担当する部署を設けて、支援職、その他専門家と連携して、各地に居住する犯罪加害者家族が気軽にアクセスできる、ワンストップの支援機構機関を作るとともに、各人の居住地において、無償で答えることができる体制を作ることが必要である、というふうに考えます。また、弁護士、弁護人に対し、犯罪加害者家族の実態とそのニーズに対する支援に関する検証を実施しまして、犯罪加害者家族というマイノリティに対する社会的差別をなくし、とにかく家族の被るさまざまな被害の救済のための支援活動をなすべきというふうに考えています。このように、被害者である犯罪加害者家族を支援することは、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする我々弁護士の責務であると考えています。以上が、私からの活動報告となります。御静聴ありがとうございました。

山形県弁護士会

犯罪加害者家族支援委員会・犯罪加害者家族支援センター設立・活動の経緯

設立の契機

犯罪被害者支援をしている会員が、2010（平成22）年4月6日付のある新聞を読んでいたところ、犯罪加害者家族を支援している仙台市のNPO法人ワールドオープンハートの活動とアンケート調査結果を見て、この会員は「犯罪加害者家族」も「犯罪被害者」と同じ境遇にあることを知り、この問題をいつか取り上げて議論することが「マイノリティーの人権擁護」を使命とする弁護士の責務であると考えたことが切っ掛けになりました。その後、2016（平成28）年7月1日に「犯罪加害者家族の支援を考える」というテーマで東北弁連大会でのシンポジウムを行い、2018（平成30）年9月1日に当会に犯罪加害者家族支援委員会と犯罪加害者家族支援センターを設置して、現在活動しています。

2016（平成28）年

・7月1日

- ・山形市において2016（平成28）年度東北弁連大会開催。

午前中に「犯罪加害者家族の支援について考える。」というテーマでシンポジウムを開催。

- ・パネリスト 阿部恭子氏（NPO法人「ワールドオープンハート」代表）
佐藤直樹氏（九州工業大学名誉教授）
武内大徳氏（日弁連犯罪被害者支援委員会副委員長）

- ・午後の総会において「犯罪加害者家族に対する支援を求める」決議が採択された。

- ・シンポジウムの全記録を冊子に残すこととした。

・8月10日

- ・東北弁連大会企画シンポ部会長名で、執行部に対して、「当会に犯罪加害者家族支援検討プロジェクトチーム（PT）を作ることを上申。

・ 8月 25 日

- ・ 当時の山形県弁護士会会長名で、東北弁連大会企画シンポ部会長に対して、「当会に会長直属の犯罪加害者家族支援プロジェクトチーム (PT) を作って、様々な問題を検討すること」との要請あり。

2018 (平成 30) 年

・ 4月 2 日

- ・ 合同委員会で、「仮称『犯罪加害者家族支援委員会』の立ち上げについて」と題する文書を配付して、当会に、「犯罪加害者家族支援委員会」を立ち上げる必要性について、会員に説明。

・ 4月 27 日

- ・ 会長と PT 座長名で全会員に対し、「仮称「犯罪加害者家族支援委員会」プロジェクトチームへの登録のお願い」文書を配付。23 名が登録。

・ 5月 22 日

- ・ 第 1 回 PT 会議を開催し、規則を制定して「犯罪加害者家族支援委員会」を立ち上げるとともに、実務対応機関として、委員会とは別個に「犯罪加害者家族支援センター」を創設することとして、その根拠となる運営規定と、法律相談実施規則（当初は「要綱」として後日の臨時総会に提案し、その後の常議員会で「規則」に変更した）を制定し、その他に「相談担当マニュアル」を作成することに決定。
- ・ その後、2 回にわたり PT 会議を開催して、7 月 27 日開催予定の臨時総会に、上記規程等を提案するための準備を実施。

・ 7月 27 日

- ・ 臨時総会において「犯罪加害者家族支援委員会」設置に関する提案理由書に基づき、その必要性を説明するとともに、「犯罪加害者家族支援委員会」と「犯罪加害者家族支援センター」設立に関わる規程等を提案し、全て可決・承認された。

なお、反対意見が 1 名あり、「これまで、弁護士会が犯罪被害者支援をやってきたのに、ここで、加害者家族支援をするとすれば世間に対する説明ができないのではないか。」とのことであった。

- ・ 8月10日
 - ・ 当時の会長名で、「犯罪加害者家族支援委員会の委員募集（ご照会）」を全会員に配付して、委員を募集したところ、22名が登録。
- ・ 9月1日
 - ・ 「犯罪加害者家族支援委員会」と「犯罪加害者家族支援センター」を設立。
- ・ 9月3日
 - ・ 犯罪加害者家族支援委員会第1回委員会開催。
 - ・ 委員会の役員を決定したほか、以下の事項を決定。
 - ①犯罪加害者家族支援センターの業務を2018（平成30）年11月1日から開始すること。
 - ②広報用チラシを5,000枚作成すること。
 - ③犯罪加害者家族支援センターの登録要件である研修を次のとおり実施すること。
 - ・ 1回目 2018（平成30）年10月29日（月）16：00～18：00
講師：ワールド・オープン・ハート代表 阿部恭子氏
 - ・ 2回目 2018（平成30）年11月10日（土）16：00～18：00
講師：ワールド・オープン・ハート代表 阿部恭子氏 及び
仙台弁護士会 草場裕之弁護士
 - ・ 3回目 2018（平成30）年12月19日（水）16：00～18：00
講師：ワールド・オープン・ハート代表 阿部恭子氏 及び
医療法人東北会東北会病院 鈴木俊博ソーシャルワーカー
- ・ 10月5日
 - ・ 全会員に対し、「犯罪加害者家族支援委員会研修等への参加のお願い」を配付して、犯罪加害者家族支援センターへの登録依頼。
- ・ 10月15日
 - ・ 当時の会長名で、マスコミに対し、10月17（水）午前11時から記者会見をする旨のプレスリリース。
- ・ 10月17日
 - ・ 犯罪加害者家族支援センターについて2018（平成30）年11月1日から業

務開始する旨を記者発表。

・ 10月29日 **第1回研修**

- ・ ワールドオープンハート代表 阿部恭子氏を講師に実施したところ、22名が参加し、「犯罪加害者家族支援センター」名簿に登載した。
- ・ この研修出席者に、「山形県弁護士会犯罪加害者家族支援センターマニュアル」を配付して、今後、これに従って相談等を実施することに決定。

・ 11月1日

- ・ 「犯罪加害者家族支援センター」の業務開始。名簿登載者21名。

・ 11月10日 **第2回研修**

- ・ ワールドオープンハート代表阿部恭子氏と仙台弁護士会会員草場裕之氏を講師にゼミ形式で実施。参加者8名。講師2名が連携して支援に当たった事例の報告の中で、特に、弁護士倫理が問題となる限界事例の報告があった。

この事例についての研修を全会員を対象に、次年度に再び実施することを決定。

・ 11月19日

- ・ センターに1件目の相談あり。

・ 11月20日

- ・ 滋賀県の私立高校3年の生徒から、卒業論文を作成するための協力依頼があり、同人からの質問事項(2回)に対する回答と、当会の資料を送付(同生徒の卒業論文は最優秀賞を受賞し、総代として卒業証書を受賞した)。

・ 12月19日 **第3回研修**

- ・ ワールドオープンハート代表阿部恭子氏とソーシャルワーカー・精神保健福祉士鈴木俊博氏(医療法人東北会 東北会病院)を講師に実施。参加者21名。

2019(平成31)年

・ 3月1日 **第4回研修**

- ・ ワールドオープンハート代表阿部恭子氏と仙台弁護士会会員草場裕之氏を講師に、前年11月10日に実施した第2回研修で問題となった弁護士倫理が絡んだ事例について、再度研修を実施。21名参加。

・ 3月7日

・ 第6回犯罪加害者家族支援委員会において、次年度の活動方針を次のように決定。

①次年度も、広報と研修を継続すること。

②他団体との連携を本格的に検討し、実施すること。

③犯罪加害者家族支援センター開設1周年記念シンポジウムを2019（令和元）年11月1日（金）午後1時から開催すること。

・ 4月17日

・ 2019（平成31）年度第1回犯罪加害者家族支援委員会を開催し、当年度の会長が活動方針に掲げた最重要課題である「仮称『犯罪加害者家族支援センター設立1周年記念シンポジウム』」を2019（令和元）年11月1日（金）午後1時から山形市の霞城セントラルで開催することに決定し、そのための執行部に対する上申書と、実行委員会組織図を作成・提出することを決定。

2019（令和元）年

・ 5月20日

・ 当日開催の常議員会で「犯罪加害者家族支援センター設立1周年記念シンポジウム」を2019（令和元）年11月1日（金）に霞城セントラルで開催すること、及び、そのための実行委員会組織を承認。

・ 5月27日

・ 第2回委員会において、当年度の重要項目として、さらなる「広報」と「他団体との連携」を決定。

更に上記シンポジウムについて、実行委員会を組織し、以下の事項と、今後のタイムスケジュールを作成することを決定。

①シンポジウムの大テーマを「広げよう全国に！犯罪加害者家族支援の輪を」とする。

②全国の弁護士会にアンケートを実施する。

③パネリストを選定し、シンポジウムの趣旨を説明して出席を依頼する。

・ 7月23日

- ・第4回委員会において、山形県社会福祉士会（ソーシャルワーカー）、山形県臨床心理士会、山形県精神保健福祉士協会を当面の連携先に選定。

この三団体に対して、「連携のご依頼のための趣旨説明書」と「承認願」を委員会で起案して、会内手続をとることを決定。

- ・8月19日
 - ・連携先候補の山形県社会福祉士会に委員3名で訪問して、連携の申入を実施。
- ・10月11日
 - ・連携先候補の山形県臨床心理士会との協議が弁護士会館で行われ、委員4名が出席して、連携の申入れ。
- ・10月17日
 - ・連携先候補の精神保健福祉士協会に委員3名で訪問して、連携の申入れ。
- ・10月28日
 - ・第8回委員会兼第6回シンポジウム実行委員会開催。
 - ・他団体との連携PT（委員4名）を立ち上げ、具体的な手続を進めることを決定するとともに、シンポジウムの準備状況について最終確認。
- ・11月1日
 - ・山形県弁護士会主催の犯罪加害者家族支援センター設立1周年記念シンポジウム「広げよう全国に！犯罪加害者家族支援の輪を」を開催（前半テーマ「犯罪加害者家族に属する子どもへの影響とその防止策」；後半テーマ「なぜ犯罪加害者家族に対する支援が広がらないのか」）。
 - ・パネリスト 阿部恭子氏（NPO法人「ワールドオープンハート」代表）
草場裕之氏（仙台弁護士会会員）
西川和子氏（犯罪被害者遺族・犯罪被害者支援センターえひめ所属）
 - ・シンポジウムの全経過を冊子に残すこととし、550部を印刷し、関係先に配布。

2020（令和2）年

- ・2月15日

- ・日本更生保護協会の当日発行の「更生保護」2月号（第71巻第2号）に、委員長名の「犯罪加害者家族に光を！」の論稿が掲載された。
- ・2月20日 **第5回研修**
 - ・ワールドオープンハート代表阿部恭子氏とソーシャルワーカー・精神保健福祉士鈴木俊博氏（医療法人東北会 東北会病院）を講師に実施。当会会員11名と臨床心理士会から2名が参加。
- ・4月17日
 - ・2020（令和2）年度第1回委員会において、以下のとおり、当年度の活動方針を決定した。
 - ①山形県社会福祉士会，山形県臨床心理士会，山形県精神福祉士会との連携を進める。
 - ②保護観察所，保護司との連携
 - ③出前講義の実施
 - ④研修の継続
 - ・2020（令和2）年度の犯罪加害者家族支援センターへの登録者は36名。
- ・7月11日
 - ・「加害者家族支援研究会」（ワールドオープンハート，鹿児島大学司法政策教育センター共催）に，委員長と委員1名がwebにより参加。
- ・8月16日
 - ・岩手県内の大学生から「再犯防止の観点から加害者家族への支援と課題」について卒業論文を作成するための調査依頼があり，質問票に回答するとともに当会作成の資料を送付。
- ・11月2日
 - ・ワールドオープンハート代表の阿部恭子氏より，自著の「加害者家族支援の理論と実践」を改訂するにあたり，当会の「犯罪加害者家族支援センターの活動状況」を盛り込みたいとの原稿依頼があり，委員長が翌年3月4日に原稿を送付した。
- ・11月30日
 - ・弘前大学人文社会科学部刑法研究室平野潔教授担当の「地域司法実習」とい

う科目を専攻している学生から、犯罪加害者家族等に関する質問があり、委員長が回答し、当会作成の資料を送付した。

その後、2021（令和3）年3月発行の「裁判員裁判を中心とした地域司法の現状ーコロナ禍における学生の活動報告」（弘前大学作成）という成果物の送付を受けた。

・12月7日

- ・当日発行のいわゆる「池袋暴走事故」を扱った朝日新聞社の「AERA」に、電話取材を受けた委員長のコメントの内容が掲載された。

2021（令和3）年

・1月29日

- ・埼玉弁護士会より、1月27日付で、当会で使用している「犯罪加害者家族支援センターマニュアル」の提供依頼があり、対応した。

・3月15日 **第6回研修**

- ・ワールドオープンハート代表阿部恭子氏を講師として、同氏の著作「岩波ブックレット No.1027『加害者家族を支援するー支援の網の目からこぼれる人々』」をテキストに研修。

・同日

- ・衆議院議員中谷一馬氏の秘書から突然連絡があり、「阿部恭子氏から紹介された。3月17日午前11時からの衆議院法務委員会で犯罪加害者家族（特に、子どもについて）について質問するに当たり、現場で活動する人の意見を聞きたい。」とのことで、委員長が3月16日午前10時からZoomによりヒアリングを受けた。

・3月16日

- ・中谷一馬議員に対し、当会の資料を2回に分けてPDFで送付。

・3月22日

- ・中谷一馬議員から、3月17日の法務委員会の議事録の速報版の送付を受けた。

・3月27日

- ・「全国加害者家族支援ネットワーク会議」（主催：ワールドオープンハート、

共催：鹿児島大学司法政策教育研究センター）が Zoom で開催され、委員長と委員 1 名が参加した。

・ 4 月 9 日

・ 2021（令和 3）年度第 1 回委員会において、以下の活動方針を決定した。

①従前と同じく、心理職その他 2 業種との連携を進める

②保護観察所、保護司との連携

③出前宣伝の実施

④研修の継続

⑤2022（令和 4）年度東北弁連大会（2022（令和 4）年 7 月 1 日に山形市で開催予定）でのシンポジウムの準備

・ 5 月 20 日

・ 2022（令和 4）年度の東北弁連大会のシンポジウムのテーマについて、4 月 21 日付の当会執行部からの当委員会に対する照会に対し、5 月 20 日付で『「犯罪加害者家族』に関するもの（未定）」と回答。

・ 5 月 25 日

・ 共同通信の取材に対し、委員長が対応。

この取材内容は、9 月 20 日付愛媛新聞、9 月 21 日付日本経済新聞、9 月 28 日付河北新報に掲載された。

・ 5 月 27 日

・ NHK 盛岡放送局からの取材申込に対し、委員長が web で対応。

この内容は、6 月 18 日 19 時 30 分からの「加害者家族の実情～大切な人が犯罪者になったとき～」という番組の中で紹介された。

・ 6 月 17 日

・ 都内の私立中学 3 年の生徒から、「犯罪加害者家族の人権」についての質問が寄せられたので、6 月 22 日に、当会の資料を送付するとともに回答した。

・ 7 月 29 日

・ 7 月 27 日、鹿児島県弁護士会の刑事弁護委員会副委員長より、犯罪加害者家族支援に関する委員会等を立ち上げる際の疑問点が示されたので、当会の資料を送付した。

- ・ 10月1日
 - ・ 埼玉弁護士会刑事弁護の充実に関する検討特別委員会委員長長沼正敏弁護士から、当会での取組についての報告依頼を内容とする「刑事加害者家族支援センターZoom勉強会のお願い」文書を受領。
- ・ 10月12日
 - ・ 山形県新型コロナいじめによる偏見差別問題対策協議会のメンバーになっている当委員会委員に対し、地元テレビ局の取材があり、誹謗中傷等に対する対応等について話した映像が放映された。
- ・ 11月10日
 - ・ 2021（令和3）年度山形県医療観察制度運営連絡協議会が山形保護観察所で開催され、当委員会委員が、「犯罪加害者家族支援センター」の概要と取組状況について講演した。
- ・ 11月30日
 - ・ 埼玉弁護士会の刑事弁護の充実に関する検討特別委員長長沼正敏委員長より、「刑事加害者家族支援 Zoom 勉強会」を2022（令和4）年1月14日に実施することの通知を受け、17項目にわたる質問事項を受領した。
- ・ 12月15日
 - ・ 11月30日に埼玉弁護士会刑事弁護の充実に関する検討特別委員長長沼正敏委員長宛に11月30日付の質問事項に対する回答書及び当会の資料を発送。
- ・ 12月24日
 - ・ 3月4日に阿部恭子氏に送付した当会の犯罪加害者家族支援センターの活動についての論稿が、阿部恭子編著「加害者家族支援の理論と実践」（現代人文社刊）に収録され、第2版が発行された。

2022（令和4）年

- ・ 1月14日
 - ・ 埼玉弁護士会刑事弁護の充実に関する検討特別委員会主催の「刑事加害者家族支援センターZoom勉強会」が開催され、委員長が対応した。
- ・ 2月20日頃
 - ・ 近弁連所属の和歌山弁護士会会員から「近弁連夏期研修（2022（令和4）年

8月4日開催)において『犯罪加害者家族』をテーマの1つとして取り上げたいので、インタビューを実施したい」旨の連絡。

・3月3日

・近弁連の夏期研修担当の和歌山弁護士会会員から「犯罪加害者家族と刑事弁護」について、委員長がインタビューを受けた。

・3月24日 **第7回研修**

・ワールドオープンハート代表阿部恭子氏を講師にハイブリッドで実施。
池袋暴走事件を題材に、上級国民バッシング、報道対応、弁護人の対応について講義があった。参加者31名。

・4月14日

・2022(令和4)年度第1回委員会を開催し、次のことを決定した。

①東北弁連大会(7月1日開催)の準備に係わること。

②出張講義のためのテキストを作成すること。

③山形県精神保健福祉士会、山形県社会福祉士会、山形県臨床心理士会とのリアル協議を再度実行すること。

④引き続き研修を実施すること。

⑤無料電話相談会と大々的なSNSによる広報を実施すること(将来的には、2023(令和5)年度中に犯罪加害者家族支援センター設立5周年記念シンポを実施する)。

・2022(令和4)年度の犯罪加害者家族支援センターの登録者数は34名(うち女性3名)。

・5月6日

・近弁連理事長と同研修委員長の連名で、当会会長と当委員会の委員長宛に、8月4日に大阪弁護士会館を主会場に開催される「第65回(令和4年度)弁護士夏期研修(近畿地区)講師派遣のご依頼」の文書が送付され、テーマの1つとして「加害者家族に対する支援」を取り上げるため、当会から講師を派遣してほしい旨の依頼があり、当委員会で検討の結果、委員長と担当幹事1名が対応することとした。

・5月23日

- ・第2回委員会において、7月1日開催の東北弁連大会について、次の事項を改めて確認。
 - ①決議等を6月3日の東北弁連理事会に間に合うように提出する
 - ②パネリストの依頼
 - ③会員の動態表を作成する
 - ④シンポジウムとパネルディスカッションのシナリオを作成する
- ・7月1日
 - ・山形市において2022（令和4）年度東北弁連大会が開催され、午前中に「改めて、犯罪加害者家族の支援を求める」というテーマでシンポジウムを実施。
 - ・パネリスト NPO 法人「ワールドオープンハート」理事長 阿部恭子氏
衆議院議員 中谷一馬氏
NPO 法人「スキマサポートセンター」理事長 佐藤仁孝氏
当会犯罪加害者家族支援委員会委員長 遠藤涼一
 - ・午後の大会において、「改めて、国に対し、犯罪加害者家族に対する支援を求める」決議が、満場一致で採択された。その後、関係先に執行。
- ・7月4日
 - ・近弁連夏期研修の第1回目の打合せを実施。
- ・8月1日
 - ・近弁連夏期研修の第2回目の打合せを実施。
- ・8月4日
 - ・近弁連夏期研修がハイブリッドで開催され、当会委員長が基調講演を行ったあと、担当幹事とともにパネリストとして参加した。
- ・8月9日
 - ・東京都内の私立高校の2年生徒から、「犯罪加害者家族支援」についての質問事項への回答と、Zoomによるインタビューの要請があった。
- ・8月17日
 - ・8月9日の女子生徒の要請及び質問事項に対しメールで回答を送付するとともに、委員長がZoomによるインタビューを受けた。
- ・8月31日

- ・第4回委員会において、担当幹事をキャップに弁連大会のシンポジウムの記録を冊子（2300部）にすることとした。
- ・12月26日
 - ・2023（令和5）年9月29日開催の関弁連2023年度定期弁護士大会シンポジウム実行委員会委員に対し、委員長がwebでレクチャーを実施。

2023（令和5）年

- ・3月6日
 - ・関弁連2023年度定期弁護士大会シンポジウム実行委員の埼玉弁護士会長沼正敏会員から、委員長に対し、同シンポジウムでの基調講演及びパネリストの依頼がメールでなされた。
- ・3月7日
 - ・委員長がメールで、3月6日に寄せられた埼玉弁護士会長沼正敏会員からのシンポジウムでの基調講演及びパネリストの各依頼を承諾する旨を返信。
- ・3月22日
 - ・関弁連若林理事長より、委員長に対し、正式文書により、9月29日にさいたま市で開催される関弁連2023年度定期弁護士大会シンポジウム「刑事加害者家族の支援について考える」での基調講演及びパネリストの依頼があった。
- ・3月27日 **第8回研修**
 - ・ワールドオープンハート代表阿部恭子氏を講師に、ハイブリッドで実施。この中で、①池袋暴走事件と福島で起きたスーパーでの高齢者による交通死亡事故、②青森保険金殺人事件、③岩手で起きた夫による妊婦殺人・死体遺棄事件と和歌山カレー事件受刑者の長男の事情、④宮崎家族3人殺傷事件についての講義があった。
- ・4月17日
 - ・日弁連広報室から委員長にメールにより、日弁連新聞7月号の特集（4面）で「犯罪加害者家族の支援」をテーマとした記事を掲載したいので、ワールドオープンハート代表の阿部恭子氏と委員長に取材をしたい旨の依頼があった。その後、日弁連広報室から、3月31日付の「日弁連新聞（2023年7月号）報告企画書」の正式文書が送付された。

- ・ 4月19日
 - ・ 2023（令和5）年度第1回委員会で、次の活動方針を決定した。
 - ①出張講義のためのテキスト作成
 - ②精神保健福祉士会などの三団体との連携。当年度は団体ではなく個人としての士業と連携する。
 - ③Twitter, Facebookによる広報。
 - ・ 2023（令和5）年度の犯罪加害者家族支援センターへの登録は40名。
- ・ 4月20日
 - ・ 2022（令和4）年度東北弁連大会シンポジウムの冊子を順次発送開始（東北弁連会員、その他関係機関212箇所等）。
- ・ 4月26日
 - ・ 4月17日に日弁連広報室から依頼のあった「日弁連新聞2023年7月号」の特集記事「犯罪加害者家族の支援」について、ワールドオープンハート代表阿部恭子氏と委員長がWebより約1時間のインタビューを受けた。
- ・ 5月17日
 - ・ 福島県内の県立高校2年の生徒から「犯罪加害者家族についてのグループ研究」についての協力依頼が寄せられた。
- ・ 5月23日
 - ・ 4月19日に委員会で決定した今年度の活動方針③（広報）に関連して、当会のホームページに「犯罪加害者家族支援センター」の紹介文を掲載した。
- ・ 5月24日
 - ・ 某出版社より委員長と担当幹事に対し、前年8月4日に参加した近弁連夏期研修の基調講演及びパネルディスカッションの内容を「日弁連研修叢書『現代法律実動の諸問題<令和4年度研修版>』」に登載するに当たっての原稿の校閲の依頼があった。
- ・ 5月31日
 - ・ 5月17日に協力依頼のあった福島県内の高校のグループ研究生のメンバー5名と、委員長がWebで対面。翌日に、当会の資料を送付。
- ・ 7月1日

- ・日弁連新聞 2023 年 7 月号が 7 月 1 日付で発行された。
- ・ 7 月 14 日
 - ・委員長作成の出前講義用の冊子（仮称「犯罪加害者家族支援ハンドブック」）の第 1 稿が委員会 ML に掲示された（8 月を目途に完成させる予定）。
- ・ 7 月 26 日
 - ・東京都内の私立中学の 3 年生から，東北弁連経由で，「加害者家族支援」についての取材申込みがあり，8 月 21 日に山形市において，委員長が面談で対応することとした。
- ・ 7 月 31 日
 - ・東京都内の私立高校の生徒から，「犯罪加害者家族の人権問題」について卒業論文作成のための協力依頼と 2 回（8 月 2 日と 8 月 7 日）にわたる質問事項がメールで送付された。
- ・ 8 月 9 日
 - ・委員長において，7 月 31 日付で東京都内の私立高校の生徒から寄せられた卒業論文への協力を承諾する旨，及び 2 回にわたる質問に対する回答をメールで送付した。
- ・ 8 月 21 日
 - ・7 月 26 日に東京都内の私立中学 3 年生から申し入れのあった面談によるレクチャーを，約 3 時間にわたり実施。
- ・ 9 月 29 日
 - ・さいたま市で開催された 2023 年度関東弁護士会連合会定期大会において，「刑事加害者家族の支援について考える」をテーマにシンポジウムが開催され，委員長が，「山形県弁護士会の取り組み 犯罪加害者家族支援センターの創設」と題して基調講演を行い，その後のパネルディスカッションでは，「犯罪加害者家族の被害者性」について訴えた。
- ・ 11 月 24 日
 - ・山形市社会福祉協議会の職員（20 名）に対し，「犯罪加害者家族に関する基礎知識」をテーマに，委員長が講演。
- ・ 12 月 12 日

- ・犯罪加害者家族支援委員会が、令和5年度の活動の一環として作成した「犯罪加害者家族支援ハンドブック」（弁護士限り）の配信を開始。この配信のために、事前に「犯罪加害者家族支援ハンドブック配付マニュアル」と『犯罪加害者家族支援ハンドブック』データ配付希望の連絡フォームを作成し、配付の手順を決定した。
- ・現在も配信中。

2024（令和6）年

・3月5日 第9回研修

- ・ワールドオープンハート代表阿部恭子氏を講師に、「被告人の更生と家族」をテーマに、「犯罪加害者家族支援センター設立5周年記念シンポジウム」（3月30日開催予定）の「プレ学習会」として実施。

・3月30日

- ・山形県弁護士会主催の犯罪加害者家族支援センター設立5周年記念シンポジウム「被害者としての犯罪加害者家族支援と犯罪者の更生について」を開催。
- ・パネリスト 阿部恭子氏（NPO法人「ワールドオープンハート」代表）
小野旬氏（山形保護観察所職員）
脇山拓氏（山形県弁護士会弁護士）

◎ 報告「犯罪加害者家族は加害者か被害者か」

・山形県弁護士会 弁護士 佐藤 信 悟

佐藤：山形県弁護士会の佐藤です。私からは、「犯罪加害者家族は加害者か被害者か」というテーマで報告をさせていただきます。まず、初めには、ここで言う犯罪加害者家族とは、刑事事件の被疑者、被告人とされている人の父母、夫や妻、兄弟、姉妹、そして子供など、被疑者、被告人とされている人の親族を言います。世間では、罪を犯した者の家族は、犯人側の人間、つまり加害者であると見られることも多いですが、本当にそうなのか？ということについて、これまでの山形県弁護士会の研究に基づく報告をさせていただきたいと思います。また、犯罪加害者家族は、精神的、経済的、そして社会的にさまざまな被害を受けることが明らかになっています。そこで、ここでの報告では、ある事例を紹介した上で、犯罪加害者家族が受ける具体的な被害と、それに対する支援とはどうあるべきなのか？という点についても、報告をしたいと思います。それでは、事例の紹介に移りたいと思いますが、犯罪加害者家族が被るさまざまな被害の中でも、特に重要な課題は、子供に対する影響と、マスコミやSNSによる被害です。これらの被害を検討する素材として、1つの事例を紹介したいと思います。これから紹介する事例は、日本評論社が発行している、「こころの科学」164、2012年7月に掲載されたものですが、著者の青島多津子さんは、精神医学を専門として2012年当時、国立きぬ川学院に勤められていました。青島さんは、この「こころの科学」の中でも、加害者家族は犯罪者か？という論法の中で、症例を特定を避けるために複数の症例を組み合わせて、本質を変えない程度の改変を行った、という注意を付した上で事例の紹介をされていますが、ここでは、この論法の事例の中から、必要に応じて引用をしたいと思います。まず、事件の概要ですが、問題となる一家の構成は、父親、母親、長女、長男の4人家族で、長女と長男は、いずれも未成年でありました。長女は、当時高校生でした。このような家族の中で、長男が強かん殺人事件の被疑者として逮捕されました。更に、この事件の被害者は、長女の同級生の子でした。そこで、まず、この事例での加害者の父母の状態についてですが、この事例の父母は、次のような状態に陥りました。まず、母親は、ショックで何もできなかった。父親は、弁護士や警察への対応で疲れきっていて、呆けた状態になってしまいました。父親は、失業しましたと。生活は破綻して、そこに住み続けることが限界だったため、一家は、縁のない地に転居しました。両親は、3か月に1回は長男の面会に行きましたが、家庭は苦しく、父親は失業中でしたので、退職金を切り崩して交通費を捻出していました。著者の青島

さんは、加害者が特に少年である場合に、父母が置かれる状況について、次のように解説をしています。まず、少年の両親は、自分の子供が起こした事件を受け止められずに迷っており、我が子が引き起こした事件を認識して、受け止めていくためには、長い時間が必要になる。そして、自分たちがどこで子育てを間違えたのかが、どう考えても分からず、親であることの自覚を失って、子供にどう接していいかも分からなくなっていく、と。次に、多くは、それまでの職場に勤められなくなって、転居を余儀なくされて、経済的な不安と生活の激変を抱えて、うつ状態に陥る親も多いということです。また、事件発表後のメディアスクラムに関してですが、青島さんは、事件発表後に襲ってくるメディアによる被害について、次のように解説をされています。まず、マスコミは、加害者の両親のもとに殺到して、マイクを突きつけられた加害者の両親は、言葉を詰まらせてしまい、ただただ、頭を下げる光景を視聴者の前にさらすことになってしまいます。マスコミの方々がですね、罪を犯した人間を育てて、世に送り出した親の責任を追及するというのが社会的な正義であるという考えを持っているのかもしれないですけども、それは、マスコミの意図にかかわらずですね、両親が、とにかく逆らうことが許されない状況に置かれてしまう。また、高校生等の年齢までの加害者少年の犯罪に関しては、両親にも責任がある場合もありますが、ただ、その責任の取り方というのが、マスコミを通じて世間におわびをするようなことなのか？というのが疑問であると、このように解説をされています。以上が、事例の父母についての青島さんの指摘ですが、次に、加害者の兄弟、姉妹が置かれる状況について、青島さんの指摘を御紹介したいと思います。事例の長女ですね、加害者本人から見ると、お姉さんに当たる方ですが、次のようなことが御本人の身に起こったということです。スーパーに行くと、近所の人たちが、すれ違った自分を振り返って、ひそひそと話をするのを感じたと。ネットに自分の写真が載って、家の玄関に、人殺しの家、とスプレー書きをされた。誹ぼう中傷の手紙が舞い込んで、どの手紙からも強い悪意が感じられ、今度は、自分たち家族がこの人たちから殺されるのではないかと思い、恐怖した。怖くて、郵便物の封も開けられなくなって、そのままごみ箱に捨てたと。弟が逮捕されて以来、お姉さんは、学校には行っておらず、卒業まで半年を残した状態で高校を中退しました。高校の修学旅行にも行けず、親しかった友人たちに別れの言葉も言えないまま、生まれ育った土地を後にしました。このまま行けば、推薦入学で大学に進学できるはず

だったのに、その夢も終わってしまうという状況でした。あの事件の犯人の家族であると、いつ暴露されるのかという恐怖におびえていて、新しい土地で友達を作ろうとは思わなかったし、過去の自分を知っている人とも一切を連絡を絶ち切ったと。そして、インターネットにあった自分の写真は、もう取り返しのつかないことでしたので、そのサイトの画像を削除してもらっても、既に幾つもコピーが作られていたと。髪型を変えて、必要のない眼鏡をかけ、アルバイトについても、コンビニやファーストフード店など、若い人が集まる場所を避けていたと。この頃から、ときどき食べ物を吐き戻すようになっていましたが、両親は、このような変化には気づいてくれなかったと。このようなことが、事例の長女に起こったということになります。そして、このような状況に置かれた、事例の長女をですね、加害者から見ると、お姉さんに当たる方ですが、このようなことを感じたということも指摘、紹介されています。つまりですね、普通の子供が、こんな普通でないことをするのか？と。同じ両親に育てられた自分は、どうなんだろうか？と、そのように考えるようになった。両親は、家族でですね、弟、長男ですね、を待ってあげようというふうに言っていたものの、両親も弟を恐れていた、と。何か下手なことを言ったら、弟が、もっと恐ろしいことをするのではないかと。その異常な行動が、今度は、自分に向けられないともいうような保証はないと。やがてまた、弟と一緒に一つ屋根の下に住むことは、もう耐えられないというふうに思っていた。なぜ弟のために、自分がこんな目に遭わなければいけないのか？と。自分が何をしたのか？というふうに言いたがったが、それは、言うてはいけないことだと思っていたと。そして、孤独だったと。事例の長女は、このようなことを思っていたというふうにされていますが、著者の青島さんは、このような犯罪加害者家族に属する兄弟、姉妹の状況について、次のように解説をしています。まず、年少の兄弟姉妹は、通っている学校側ですね、本人をほかの子供とか、ほかの保護者から守りきれないというようなもっともらしい理由で、小中学校への登校を拒否されてしまうと。で、年長の兄弟姉妹については、高校中退を余儀なくされてしまうと。つまり、このように、その兄弟姉妹の連帯責任も取らされてしまっていると。また、兄弟姉妹は、不登校や引きこもりになる場合が多くありますが、その多くは、次のように両親を気遣って、過剰反応となっているということです。この点について具体的には、両親は、事件を起こした子供のことで精一杯になっており、ほとんどの場合、家に残った子供の気持

ちまで振り返るゆとりのない状態になってしまうと。そのために、加害者の兄弟姉妹は、誰にも相談できないまま、1人きりでこの状態に耐えなければならないと。兄弟がそのような犯罪を起こすのを止められなかったり、気づかなかったりしたことで、兄弟姉妹自身が、自分を責めることも多いと。時に、その犯罪を起こしたのは、自分であってもおかしくなったというふうに思って、同じ親を持って、同じ遺伝子を受け継いだ自分も同罪なんだというような諦めの気持ちもある、と。一方で、なぜ兄弟のために、自分がこのような目に遭わなければならないのか？という怒りを覚えることもある。激変した自分の境遇は、このろくでもない兄弟が作り出したものであると。これから先、就職ができるのか？結婚相手が見つかったときにこの兄弟の話をするべきだろうか？相手には、どう受け止められるだろうか？というふうに思ってしまいます。その結果、縁を切りたい、この兄弟から解放されたい、と思うようなことがあると。ただ、他方で、こういうふうに考える自分を後ろめたい、と思うこともあると。このように、外部に出せないような不満、怒りを抱えて、加害者の兄弟姉妹が時に摂食障害だったり、強迫性障害を発症することもあると。そして、多くの場合、その両親がですね、そういった症状が相当程度進行するまで気がつかないというような状況ということです。以上が、主に事例の紹介ということになりますが、では、今、紹介した事例のように、なぜ犯罪加害者家族は、その家族から犯罪者が出たということで、あたかも、その家族全体が、犯罪者であるかのような扱いを社会から受けてしまうんだという点ですが、この点については、望月嵩教授の指摘がありまして、望月教授が、犯罪社会学研究第14号の、1989年の、犯罪者とその家族へのアプローチという論考の中で、家族社会学の立場から、次のような指摘をしています。すなわち、かつて、存在した家制度ですね、これがもう廃止されている現代においても、家制度が根強く残っているため、犯罪加害者家族に対する偏見と差別が生じており、いわゆる、一蓮托生という言葉が表すように、家族は運命共同体と見られていると。そして、社会においては、犯罪者は忌み嫌われる存在であるため、社会から排除されるべき存在だと考えられていると。その結果、犯罪加害者だけでなく、その家族も同じように社会から排除されることになるようだ、というふうに指摘しています。しかしながらですね、犯罪加害者家族の問題を考えるに当たって、最も重要なことは、犯罪は、それを犯した個人の問題であって、家族までもが責任を問われなければならないとするのは、当然ですが、全く不合理なこ

とであります。さて、これまで事例の紹介と、犯罪加害者家族がそのような境遇に置かれる原因について見ていきましたが、ここからは、犯罪加害者家族の被害者としての側面を更に掘り下げてみたいと思います。望月教授は、先ほど紹介した論考の中で、犯罪者とその家族の関係について、従来から論じられてきた、2つの側面を指摘しておりますが、その上で、もう1つ、第3の側面があるというふうに論じています。まず、この3つの側面のうち、1つ目の側面ですが、これは、家族の悪条件や病理現象が犯罪を生み出す重要な要因になっているという、つまり、犯罪の要因としての家族という側面です。次に、2つ目の側面ですが、犯罪の抑止力としての家族という側面です。この問題についてはですね、今日、この後のパネルディスカッションでも、深く議論をしたいと思っておりますが、この点について望月教授は、犯罪を生み出した家族が、なぜ更正の場たりうるのかという疑問を提示しており、犯罪者を生み出した家族が、そのまま更正の場として機能するのではなく、社会化失敗の原因、これは、犯罪を生み出した原因と言い換えることもできると思っておりますが、これを探究して、犯罪者に、健全な社会化を行うことができる家族に変容させることが前提であるというふうにも述べております。また、今日、基調講演をいただきました阿部恭子さんのですね、著書である『加害者家族を支援する 支援の網の目からこぼれる人々』の中で、加害者家族への更正の担い手としての期待が、家族に過度のプレッシャーを与え、加害者との間で、さまざまな悪循環を生んできたこと。加害者家族支援の基本は、個人の尊重であり、加害者家族に更正の支え手や、犠牲を強いることがあってはならないことから、加害者家族が加害者の更正を支え手となり得るか否かは、その事件が起きた背景や、家庭環境を丁寧に見ていかなければ判断できず、一般論からは導くことはできないというふうに指摘をなさっています。最後に、望月教授が指摘する3つ目の側面ですが、これは、被害者としての家族という側面です。望月教授は、犯罪加害者家族に対する偏見、差別により、犯罪者を生み出した家族全体が、あたかも、また犯罪者であるかのように非難、攻撃されることが起きると。我が国における、従来の犯罪加害者家族へのアプローチは、被害者である加害者家族という側面を欠いており、犯罪加害者家族に更正の役割を期待するのであれば、犯罪加害者家族の被害者性に焦点を当てたケアのシステムが必要であるという指摘をされています。この点については、阿部さんや青島さんも、同趣旨のことをおっしゃっています。以上を前提にですね、犯罪加害者家族についての基本的

な視点ですが、犯罪加害者家族は、尊重されるべき個人であって、犯罪加害者の更正のための単なる手段ではないと。いわれない偏見や差別に苦しんでいる被害者にもほかならないんだという視点から支援を行うべきだと言えます。犯罪加害者家族が理不尽な被害を受けることは、今日、御紹介した事例からも明らかですが、特に、世間の攻撃に対して、それを防御する力のない子供にとっては、耐え難い被害が生じ、健全な成長を阻害する事態が生じることがあります。今回、行うパネルディスカッションでは、司会者のほうから、山形県弁護士会の見解を解説することにもなっておりますが、被害者である犯罪加害者家族に犯罪者の更正を期待するのであれば、その前にですね、犯罪加害者家族に対する、社会的なケアシステムを作る必要があるのではないかと、いうことを前提にしています。それでは、これから、被害者である犯罪加害者家族に対する支援の在り方、について報告をしたいと思います。まず、被害者である犯罪加害者家族を支援することの意義、これは、目的と言い換えてもいいかもしれませんが、大まかに、以下の3点が挙げられると思います。まず、個人の尊重、です。これは、先ほどから申し上げてる点であります。次に、2つ目ですが、これは、自殺の防止になります。犯罪加害者家族の多くが、自殺を考えたという報告がなされているところでもありますので、この点、自殺の防止というのも極めて重要な意義、目的になります。そして、3つ目が、再犯の防止です。この点が、今回のシンポジウムで取り上げている問題であります。このシンポジウムの基本的な議論の方向性についても、犯罪加害者家族支援に、犯罪者の再犯防止、という機能を持たせるには、事件によって傷ついた犯罪加害者家族のケアが前提であると。犯罪加害者家族が適切なケアを受けることによって、犯罪者である家族を受け入れることができるまで回復して、初めて家族が変化し、犯罪者の行動に影響を与えることで再犯の防止として働く、こういったことを議論したいというふうに考えています。この点については、特に、刑事弁護人として事件に関与する弁護士としては、家族が罪を犯したことによって、さまざまな被害を受けている、犯罪加害者家族に対して、情状証人として出廷を求めて、犯罪加害者の指導や監督、そして、身元引受け、こういったことを証言させることの問題性、これを認識する必要があるというふうに思っておりますし、従来からも、この情状での在り方を、今もう一度、検討し直すべきではないかと思われるところでもあります。この点についても、この後のパネルディスカッションで、議論を深めたいと考えています。犯罪加害者家族を

支援する意義、目的、その大枠は以上のとおりですが、犯罪加害者家族への支援、これを検討する上で特に重要な課題について、整理をしたいと思います。今日、御紹介した事例からも明らかなように、犯罪加害者家族は、精神的、経済的、そして、社会的にさまざまな被害を受けています。犯罪加害者家族が直面する問題の多くは、犯罪被害者の抱える問題と共通をしています。このような犯罪加害者家族に対する支援を考える上で、特に重要な課題は、次の2点であると思われます。まず、第一ですが、これは、何の罪もない子供に対する影響です。この点は、御紹介した事例の長女ですね。お姉さんに当たる方の身に何が起こったのか？というのを考えれば明らかですが、このような犯罪加害者家族に属する子供に対する支援は、極めて重要な課題と言えます。次に、2つ目の点ですけれども、これは、マスコミへの対応です。御紹介した事例のように、事件の直後からメディアの取材が過熱する事態というのは、いつも見られる光景です。実名報道による犯罪加害者家族の被害を少しでも軽減できるようにするためには、マスコミ各社においても、自主的なガイドラインを作成して、これを公表した上で、このガイドラインに厳格に従った報道をするなどですね、良心ある判断や行動が求められるところです。これまで申し上げたとおり、犯罪加害者家族を支援することは、極めて重要なことで、その中で、特に重要な課題としては、子供に対する支援、マスコミへの対応が挙げられますが、これらの支援は、国によって実現されるべきものも多くあると考えられます。そこで、犯罪加害者家族に対する具体的な支援を考える上では、国が制定して、2005年4月から施行されている、犯罪被害者等基本法に基づく施策をまとめて、これを5年ごとに見直しを行っている、犯罪被害者等基本計画が参考になります。この犯罪被害者等基本計画は、直近では、2021年4月から、第4次犯罪被害者等基本計画として、実施に移されています。山形県弁護士会では、犯罪加害者家族が被る被害に対する施策として、この基本計画が掲げる、さまざまな方策を被害者性を有する、犯罪加害者家族に対する施策にも利用できないかという観点から、研究を行ってまいりました。これは、犯罪加害者家族が直面する多くの問題が、犯罪被害者の抱える問題と共通するという理由によるものです。その上で、国に対して、どのような支援を求めていくか？ということですが、まず、その前提として、犯罪加害者家族が国に対して、その支援を求める権利が保証されているという点を明らかにしなければなりません。この点は、犯罪加害者家族がいわれのない偏見、そして差別によって、

精神的、経済的、社会的な面で危機的状況に陥った場合には、国民の1人として、特に社会権である、憲法25条に基づいて、自主的に憲法上保証された権利状態に求めるように、国に対して施策を要求する権利がある、というふうと考えられます。従って、国は、犯罪加害者家族の求めがあった場合はもちろん、その求めがなくても、犯罪加害者家族の実態を自ら把握して、施策を講じる責務があると言えます。そして、この国が責務を果たすためには、基本計画に定められているさまざまな施策について、最大限ですね、犯罪被害者だけではなくて、犯罪加害者家族のためにも実現されるべきものだというふうに言えます。その上で、犯罪加害者家族を支援する際の基本的な視点ですが、大まかに以下の3つと考えております。まず、1つ目ですが、犯罪加害者家族の人権に配慮したものであること。2つ目として、犯罪加害者家族の個々の事情を考慮したものであること。最後に、3つ目として、犯罪加害者家族が、再び犯罪前の平穏な状況に戻れるようにするために、長期的で、かつ、途切れることのない支援であるということ。以上の3つが、基本的な視点になると考えています。この3つの視点はですね、基本計画においても、基本方針として掲げられているものですが、犯罪加害者家族への支援の整備も、犯罪被害者に対する支援と同じように、迅速、公正、費用がかからない、利用しやすい制度であって、犯罪加害者家族のプライバシーが守られる制度であると。こういった必要があることは、言うまでもありません。少し抽象的な指摘、報告となってしまいましたが、以上の観点から、山形県弁護士会が令和4年7月1日、の東北弁連決議において、犯罪加害者家族を支援するための施策を国に求めた、この結論の部分が、本日お配りした資料、タイトル、犯罪加害者支援のための社会的な支援システムという1枚のA4の紙に至っております。この点は、先ほど、当会の黒金会員からも一部紹介がありましたが、また、改めて、後ほど御覧いただきたいと思えます。最後になりますが、当然、我々弁護士としても、犯罪加害者家族の支援について、今後も積極的に取り組んでいく必要があるというところです。現在、全国に52ある弁護士会のうち、犯罪加害者家族の支援組織があるのは、山形県弁護士会のみとなっております。先ほどの黒金会員の報告と、繰り返すにはなりますが、今後は、全国の弁護士会において、犯罪加害者家族の問題を担当する部署を設けていただいて、心理職やソーシャルワーカー、そのほかの専門家と連携して、各地に居住する犯罪加害者家族が気軽にアクセスできる、ワンストップの支援機構を作るとともに、各犯罪加害者家族が居

住している、その地域において、各人のニーズに無償で答えることができる、こういった体制を作ることが必要であると考えております。このような支援の実現についてですね、ほかの弁護士会の皆様にも、是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上で、私からの報告を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

犯罪加害者家族は「加害者」か「被害者」か

報告者

山形県弁護士会会員 佐藤 信 悟

第1. はじめに

1. 犯罪加害者家族とは、刑事事件の被疑者・被告人とされている人の父母、夫や妻、兄弟姉妹、子など、被疑者・被告人とされている人の親族をいう。
2. (問題提起) 世間では、犯罪を犯した者の家族は、「犯人側」の人間、つまり「加害者」であると見られていることが多いが、本当にそうなのかということについて、これまでの山形県弁護士会の研究に基づく報告をする。
3. また、犯罪加害者家族は、精神的、経済的、そして社会的に様々な被害を受けることが明らかになっている。そこで、この報告では、ある事例を紹介した上で、犯罪加害者家族が受ける具体的な被害とそれに対する支援とはどうあるべきかについても考えてみたい。

第2. 事例の紹介

犯罪加害者家族が被る様々な被害の中でも特に重要な課題は、子どもに対する影響とマスコミや SNS による被害である。これらの被害を検討する素材として、ここでひとつの事例を紹介する。

これから紹介する事例は、日本評論社刊の「こころの科学 No164, 2012.7」に掲載されたもので、著者の青島多津子氏は精神医学を専門とし、2012 (平成 24) 年当時、国立きぬ川学院に勤められていた。

青島多津子氏は、上記「こころの科学」の「加害者家族は犯罪者か」という論稿で、「症例の特定を避けるため、複数の症例を組み合わせ、本質を変えない程度の改変を行った」旨を付記して事例を紹介しているが、ここではこの論稿の事例の中から、必要に応じて引用する。

1. 事件の概要

一家は、父、母、長女（姉）、長男（弟）の4人家族で、長女と長男は、いずれも未成年であり、長女は高校生であった。

ある時、長男が強姦殺人事件の被疑者として逮捕された。事件の被害者は長女の同級生であった。

2. 加害者の父母の状態

（1）事例の父母の状態

- ・母親はショックで何もできなかった。
- ・父親は、弁護士や警察への対応で疲れきって、呆けた状態になっていた。
- ・父親は失業した。生活は破綻し、ここに住み続けることが限界だったため、一家は、ゆかりのない地に転居した。
- ・両親は、3か月に1回は長男（弟）に面会に行ったが、家計は苦しく、父親は失業中だったので、退職金を切り崩して交通費を捻出していた。

（2）青島多津子氏は、加害者が特に「少年」である場合に父母が置かれる状態について、次のように解説する。

- ① 少年の両親は、自分の子どもが起こした事件を受け止められずに迷っており、我が子が引き起こした事件を認識して受け止めていくためには、長い時間が必要である。

そして、自分たちがどこで子育てを間違えたのか、どう考えても分からず、親であることの自覚を失い、子どもにどう接していいかも分からなくなっている。

- ② 多くは、それまでの職場に勤められなくなり、転居を余儀なくされ、経済的不安と生活の激変を抱えて、うつ状態に陥る親が多い。

3. 事件発表後のメディアスクラム

青島多津子氏は、事件発表後に襲ってくるメディアによる被害について、次のように解説する。

- （1）マスコミは、加害者の両親のもとに殺到し、マイクを突き付けられた加害者の両親は言葉を詰まらせて、ただ頭を下げ続ける光景を視聴者の前に晒すことになる。

(2) マスコミは、犯罪を犯した人間を育て世に送り出した者（親）の責任を追究することが、社会正義であると考えているのかも知れないが、しかし、マスコミがどのような意図をもとうと、両親には何事にも逆らうことは許されないのである。

(3) 高校年齢までの加害少年の犯罪に関しては、両親にも責任がある場合が多いこともあるが、だが、それは（その責任のとりかたは）マスコミを通じて「世間」にお詫びをするようなことであるのか疑問である。

4. 加害者の兄弟姉妹の状態

(1) 事例の長女（姉）の身に起こったこと

- ・スーパーに行くと、近所の人たちが、すれ違った自分を振り返ってひそひそと話をするのを感じた。
- ・ネットに自宅の写真が載り、家の玄関に「人殺しの家」とスプレー書きされた。
- ・誹謗中傷の手紙が舞い込み、どの手紙からも強い悪意が感じられ、今度は自分たち家族がこの人たちから殺されるかも知れないと恐怖した。怖くて郵便物の封をあけられなくなって、そのままゴミ箱に捨てた。
- ・弟の逮捕以来、長女は学校には行っておらず、卒業まで半年を残して高校を中退した。高校の修学旅行にも行けず、親しかった友人たちに別れの言葉も言えないまま、生まれ育った土地をあとにした。あのままいけば、推薦入学で大学に進学できるはずだったのに、その夢も終わった。
- ・あの事件の犯人の家族であると、いつ暴露されるのかという恐怖におびえていたため、新しい土地で友だちを作ろうとは思わなかったし、過去の自分を知っている人とも一切連絡を絶ち切った。
- ・インターネットに載った自分の写真は取り返しがつかなかったし、そのサイトの画像を削除してもらっても、すでにくつものコピーが作られていることを知っていた。髪型を変え、必要のないメガネをかけるようになり、アルバイトも、コンビニやファストフード店など、若い人が集まる場所を避けた。

- ・このころから、時々食べ物を吐きもどすようになったが、両親は、この変化に気付かなかった。

(2) 事例の長女（姉）が思ったこと

- ・普通の子供が、こんな普通でないことをするだろうか、同じ両親に育てられた自分はどうか、と考えるようになった。
- ・両親は、「家族である子（長男＝弟）を待ってあげよう」と言った。

両親も弟を恐れていた。何か下手なことを言ったら、弟がもっと恐ろしいことをするのではないか、その異常な行動が自分に向けられないという保障はない。やがて、また、弟と一緒に一つ屋根の下に住むことは耐えられないと思った。

- ・なぜ、弟のために、自分がこんな目にあわなければならないのか、自分は何かをしたのかと言いたかったが、言ってはならないことだった。
- ・「孤独」だった。

(3) 青島多津子氏は、このような犯罪加害者家族に属する兄弟姉妹の状況について、次のように解説する。

- ① 年少の兄弟姉妹は、学校側の「本人を他の子どもや保護者から守り切れないから」というもっともらしい理由で、小中学校への登校を拒否される。年長の兄弟姉妹は、高校中退を余儀なくされる。つまり、兄弟姉妹も連帯責任をとらされるのである。
- ② 兄弟姉妹は、不登校や引きこもりになる場合が多いが、多くは、次のように両親を気遣って過剰反応となる。
 - ・両親は、事件をおこした子どものことで精一杯で、ほとんどの場合、家に残った子どもの気持ちまで振り返るゆとりのない状態になる。そのため加害者の兄弟姉妹は、誰にも相談できないまま、一人きりで、この状態に耐えなければならない。
 - ・きょうだい（加害者）があのような犯罪をおこすのを、止められなかったり、気付かなかったりしたことで、兄弟姉妹は自分を責めることが多い。

・時に、その犯罪をおこしたのは自分であってもおかしくなかったと思い、同じ親をもち、同じ遺伝子を受け継いだ自分も同罪なのだというあきらめの気持ちもある。

③ 一方で、なぜ、きょうだい（加害者）のために自分がこのような目にあわなければならないのか、という怒りを覚えることもある。

・激変した自分の境遇は、このろくでもないきょうだい（加害者）が作り出したものだ。

これから先、就職ができるだろうか、結婚相手が見つかったときに、きょうだい（加害者）の話をすべきなのだろうか、相手にはどう受け取られるのだろうかと思う。

結果、「縁を切りたい、このきょうだい（加害者）から解放されたい。」と思うことがある。

ただ、こう考えた自分を、うしろめたいと思うことがある。

④ 外部に表出できない不安や怒りを抱えて加害者の兄弟姉妹は時に、摂食障害や強迫性障害を発症することもある。そして、多くの場合、両親は症状が相当に進行するまで気付かない。

第3. 犯罪加害者家族に対する偏見・差別

1. では、今紹介した事例（以下、単に「事例」という。）のように、なぜ、犯罪加害者家族は、その家族から犯罪者が出たということで、あたかも、その家族全体が犯罪者であるかのような扱いを社会から受けるのであろうか。

望月嵩氏はその論稿（犯罪社会学研究 第14号、1989「犯罪者とその家族へのアプローチ」）で、家族社会学の立場から、次の「2.」のように論述（要旨）している。

2. すなわち、家制度が廃止された現代においても、「家意識」が根強く残っているため、犯罪加害者家族に対する偏見と差別が生じており、「一蓮托生」という言葉が表すように、家族は運命共同体と見られている。

そして、社会においては、犯罪者は忌み嫌われる存在であるため、社会から排

除されるべき存在であると考えられており、犯罪加害者だけでなくその家族も、同じように社会から排除されることになるのである。

しかしながら、犯罪加害者家族の問題を考えるにあたって最も重要なことは、犯罪はそれを犯した個人の問題であり、家族までもが責任を問われなければならないとするのは全く不合理であるということである。

第4. 犯罪加害者家族の「被害者性」という基本的視点

1. 犯罪加害者家族の「被害者性」

望月嵩氏は前掲論稿で、犯罪者とその家族の関係について、従来から論じられてきた2つの側面として次の(1)及び(2)があることを述べた上で、第3の側面として次の(3)があることを論じている。

(1) 第1の側面は、家族の悪条件や病理現象が、犯罪を生み出す重要な要因になっているという「犯罪の原因としての家族」である（犯罪・非行としての家族論）。

(2) 第2の側面は、「犯罪の抑止力としての家族」である。

この問題については、本日のパネルディスカッションで深く議論したいと思っている。

この点について、望月嵩氏は、「犯罪者を生み出した家族がなぜ更生の場たり得るのか」という疑問を呈示し、「犯罪者を生み出した家族が、そのまま更生の場として機能するのではなく、『社会化失敗の原因（犯罪者を生み出した原因）』を探求し、犯罪者に健全な社会化を行うことができる家族に変容させることが前提である。」と述べる。

また、阿部恭子氏も著書において「加害者家族への更生の担い手としての期待が、家族に過度のプレッシャーを加え、加害者との間で様々な悪循環を生んできたこと、加害者家族支援の基本は『個人の尊重』であり、加害者家族に更生の支え手や犠牲を強いることがあってはならないことから、加害者家族が加害者の更生の支え手となり得るか否かは、事件がおきた背景や家庭関係を丁寧に見ていかななくては判断できず、一般論から導くことはできない。」

と述べられている（阿部恭子「加害者家族を支援する、支援の網の目からこぼれる人々」岩波ブックレット No.1027、岩波書店）。

(3) 第3の側面は、「被害者としての家族」である。

ア. 望月嵩氏は、犯罪加害者家族に対する偏見・差別により「犯罪者を出した家族全体が、あたかもまた犯罪者であるかのように非難・攻撃されることが起きる。」「我が国における従来の犯罪加害者家族へのアプローチは『被害者である加害者家族』という側面を欠いており、犯罪加害者家族に更生の役割を期待するのであれば、犯罪加害者家族の被害者性に焦点をあてたケアのシステムが必要である。」と指摘している（前掲論稿）。

イ. 阿部恭子氏や青島多津子氏も同旨のことを述べている。

2. 「犯罪加害者家族」についての基本的視点

このように、犯罪加害者家族は、尊重されるべき個人であり、犯罪加害者の更生のための単なる手段ではなく、謂れのない偏見・差別に苦しんでいる「被害者」に他ならないという視点から支援を行うべきである。

犯罪加害者家族が理不尽な被害を受けることは紹介した事例からも明らかなように、特に世間の攻撃に対して防御する力のない子どもにとっては耐え難い被害が生じ、健全な成長（成長発達権）を阻害する事態が生じることがあるのである。

今回のパネルディスカッションでは、司会者が山形県弁護士会の見解を解説することになっているが、「被害者である犯罪加害者家族に犯罪者の更生を期待するのであれば、その前に犯罪加害者家族に対する社会的なケアシステムを作る必要があるのではないか？」ということが大前提にしている。

第5. 犯罪加害者家族を支援することの意義・目的

被害者である犯罪加害者家族を支援することの意義（目的）については、大まかに以下の3点があげられる。

- (1) 個人の尊重
- (2) 自殺の防止
- (3) 再犯防止

この点が、今回のシンポジウムで取り上げる問題である。

このシンポジウムの基本的な議論の方向性は、「犯罪加害者家族支援に犯罪者の再犯防止という機能を持たせるには、事件によって傷ついた犯罪加害者家族のケアが前提である。犯罪加害者家族が適切なケアを受けることによって、犯罪者である家族を受け入れることができるまで回復してはじめて、家族が変化し、犯罪者の行動に影響を与えることで再犯の抑止として働く」ということを議論したいと考えている。

特に、刑事弁護人として事件に関与する弁護士としては、「家族が犯罪を犯したことによって様々な被害を受けている犯罪加害者家族」に対し、情状証人として犯罪加害者の指導監督や身元引受を証言させることの問題性を認識する必要がある、従前からの情状弁護のあり方を今一度検討し直すべきではないかと思われるのである。この点についても、パネルディスカッションにおいて議論を深めたいと考えている。

第6. 犯罪加害者家族への支援を検討する上で特に重要な課題

1. 事例からも明らかなように、犯罪加害者家族は精神的、経済的、及び社会的に、様々な被害を受けており、犯罪加害者家族が直面する問題の多くは、犯罪被害者の抱える問題と共通する。
2. このような犯罪加害者家族に対する支援を考える上で、特に重要な課題は、次の2点である。

(1) 第1に、何の罪もない子どもへの影響である。この点は、事例の長女（姉）の身に何が起こったかを考えれば明らかである。

このような犯罪加害者家族に属する子どもに対する支援は、極めて重要な課題である。

(2) 第2に、マスコミの対応である。

事例のように、事件の直後から、メディアの取材が過熱する事態は、いつも見られる光景である。

実名報道による犯罪加害者家族の被害を少しでも軽減できるようにするた

めに、マスコミ各社において、自主的なガイドラインを作成して、これを公表し、このガイドラインに厳格に従った報道をするなどの良識ある判断・行動が求められるところである。

第7. 国に対し、「被害者」としての犯罪加害者家族支援を求めること

1. 我が国の「第4次犯罪被害者等基本計画」の検討

このように「被害者性」を帯有する犯罪加害者家族に対する具体的支援を考える上では、国が制定し、2005（平成17）年4月から施行された「犯罪被害者等基本法」に基づく施策をまとめ、5年ごとに見直しがなされている「犯罪被害者等基本計画」が参考になり、2021（令和3）年4月から「第4次犯罪被害者等基本計画」（以下「基本計画」という。）が実施に移されている。

山形県弁護士会では、犯罪加害者家族が被る被害に対する施策として、基本計画が掲げる種々の方策を、「被害者性」を有する犯罪加害者家族に対する施策にも利用できないかという視点から研究を行った。

なぜなら、犯罪加害者家族が直面する問題の多くが、犯罪被害者の抱える問題と共通するからである。

2. 国に対して求める犯罪加害者家族への支援の根拠

（1）犯罪加害者家族が国に対して支援を求める権利があること（犯罪加害者家族の権利）

犯罪加害者家族が、謂れのない偏見・差別により精神的・経済的・社会的な面で危機的状況に陥った場合には、国民の1人として、特に社会権である憲法25条に基づいて、実質的に憲法上保障された権利状態に戻れるように国に対して施策を要求する権利がある。したがって、国は犯罪加害者家族の求めがあった場合はもちろん、その求めがなくても、犯罪加害者家族の実態を自ら把握して施策を講じる責務がある。

国がこの責務を果たすためには、基本計画に定められている様々な施策は、最大限、犯罪加害者家族のためにも実現されるべきである。

（2）基本的な視点

犯罪加害者家族を支援する際の基本的な視点は、以下のとおりである。

- ・犯罪加害者家族の人権に配慮したものであること
- ・犯罪加害者家族の個々の事情を考慮したものであること
- ・犯罪加害者家族が再び犯罪前の平穏な状況に戻れるようにするために、長期的かつ途切れることのない支援であること

以上の視点は、基本計画においても「基本方針」として掲げられているものであるが、犯罪加害者家族への支援の制度も犯罪被害者に対する支援と同じように、「迅速・公正で、費用がかからず、利用しやすい制度」であり、「犯罪加害者家族のプライバシーが守られる制度」であることが必要である（諸澤英道氏、「被害者学」成文堂参照）ことは言うまでもない。

- (3) 以上の視点から、山形県弁護士会が、令和4年7月1日の東北弁連決議において、犯罪加害者家族を支援するための施策を国に求めた結論部分が、本日お配りした「犯罪加害者家族支援のための社会的な援助システム」である。後ほど、ご覧いただきたい。

第8. 弁護士、弁護士会の今後の取り組み

現在、全国に52ある弁護士会のうち、犯罪加害者家族の支援組織があるのは山形県弁護士会のみであるが、今後は、全国の弁護士会において、犯罪加害者家族の問題を担当する部署を設けて、心理職やソーシャルワーカー、その他専門家と連携して、各地に居住する犯罪加害者家族が気軽にアクセスできるワンストップの支援機関をつくるとともに、各人のニーズに居住地域において無償で応えることができる体勢を作ることが必要である。

以上

◎ パネルディスカッション

- ・ 特定非営利活動法人 World Open Heart 代表 阿部 恭子 氏
- ・ 山形保護観察所 小野 旬 氏
- ・ 山形県弁護士会 弁護士 脇 山 拓
- ・ コーディネーター（山形県弁護士会 弁護士） 横山 由秀
同 小笠原 信吾

森本：それでは、これよりパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションは、「被害者としての犯罪加害者家族支援と犯罪者の更生について」という本シンポジウムのテーマについて、パネラーの皆様に御議論していただきます。パネラーは、先ほど、基調講演いただいた、特定非営利活動法人World Open Heart代表、阿部恭子様、山形保護観察所、小野旬様と、山形県弁護士会、脇山拓会員の3名にお願いしております。コーディネーターは、山形県弁護士会の横山由秀会員、小笠原信吾会員が務めます。本日は、パネルディスカッションの中で、会場の皆様からの御質問を受け付ける時間が取れませんので、皆様には、事前に、質問用紙をお配りしております。質問のある方は、質問用紙に御記入いただきますよう、お願いいたします。質問用紙を御提出された方には、後日、郵送かFAXで回答させていただきます。質問用紙の回収は、シンポジウム終了後に、受付にて行いますので御協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、横山会員、小笠原会員、パネルディスカッションの進行をお願いいたします。

小笠原：はい。コーディネーターの小笠原でございます。パネルディスカッションを始めます。コーディネーターは、山形県弁護士会の横山と小笠原が担当いたします。よろしく申し上げます。なお、これ以降、パネリストの皆さんの敬称を省略し、さん付けで呼ばさせていただきます。御了承いただければと思います。初めに、パネリストの皆さんから、自己紹介をいただきたいと思っております。最初に、阿部さんからお願いします。

阿部：はい。私は、2008年から加害者家族の支援をしてきているんですけれども、先ほど、いろいろ事例を聞いててですね、加害者家族を取り巻く環境っていうのも、随分変わってきています。特に、加熱取材など、報道陣の方も既に加害者家族という存在を認識していて、報道の仕方も随分変わっている感じています。報道被害による過剰な被害者性というのは余り作り出さないように、気をつけていただきたいな思いました。「加害者本人」の被害者性というところも、今回のテーマでは重要なんじゃないかと思っております。よろしくお願いいたします。

小笠原：続きまして、小野さん、お願いいたします。

小野：はい。改めまして、小野と申します。先ほども、講演で話しましたが、保護観察所ということで、加害者、事件を起こした人を社会内で処遇をする、そういった立場で、その加害者の家族と、時には、

引受人ということでも接することもある、そんな立場でございます。また、いろいろ今日も、どんな意見が飛び交うか、ちょっといろいろ心配なところも、ドキドキしているところもありますが、私の立場なりで、いろんなお話ができればと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

小笠原：はい。最後に、脇山さん、お願いします。

脇山：はい。山形県弁護士会の脇山です。当会、刑事弁護センター運営委員会の前委員長を担当しております。本日は、主に、刑事弁護人を担当する弁護士という立場からの討論への参加ということになるかと思います。よろしくお願いします。

横山：ありがとうございます。よろしくお願いします。このパネルディスカッションでは、おおむね、前半は、私、横山が司会進行の役割をさせていただいて、小笠原さんには、ところどころコメントをいただくという形で進めてまいりたいと思います。それでは、議論を始めるに当たって、このパネルディスカッションで議論していただきたいことの要点について、小笠原さんからお願いいたします。

小笠原：はい。先ほど、佐藤信悟先生の報告にもありましたように、犯罪加害者家族には、3つの側面がございます。1つは、犯罪の原因としての家族。1つは、犯罪の被害者としての家族。1つは、犯罪の抑止力としての家族でございます。このパネルディスカッションでは、犯罪加害者家族が持つ、犯罪の被害者としての家族と、犯罪の抑止力としての家族との関係について議論したいと考えております。家族の誰かが罪を犯すことによって、世間によるいわれなき非難、偏見、差別を受けて被害を被った家族が、刑務所を出所した犯罪者に、二度と罪を犯させないようにするために、どのような役割を果たすべきか？そもそも、被害を受けた家族が、出所した犯罪者を更生させるために責任を負うのかどうか？という観点から、議論したいと思います。

横山：それでは、具体的な議論に入っていきたいと思います。まず、初めのパートとして、受刑者は、再犯を含めて、犯罪の抑止力となるのは家族であると答えていることについてというパートです。この答えていると言いますのは、とあるアンケート結果にそういった状況が表れているということになるのですが、有罪判決を受けて服役している受刑者が、家族についてどのように考えているかが表れているアンケート結果について、小笠原さんから御紹介をお願いします。

小笠原：はい。犯罪白書というですね、法務省が作成している資料がござい

ます。令和4年度の犯罪白書を参考にいたしました。ここでは、法律で禁じられているような悪いことをした、あるいは、そうした悪いことをしようと思ったときに、それを思い留ませる心のブレーキになるものは、何か？というアンケートが、受刑者に対してなされました。このうち、回答のうち、6割を超える受刑者は、それは家族であると答えております。

横山：今、御紹介いただきましたアンケート結果では、悪いことをするのを思い留ませるブレーキは家族だというふうによく多くの受刑者が考えているということになります。その家族と、今日、パネリストとしておいでいただいている皆さんのそれぞれが、どのように接してこられたかについて、順にお聞きしてまいりたいと思います。まず、脇山さんに、幾つかお聞きしたいと思いますが、弁護士が刑事事件を扱う中で、被告人の同居家族と最初に会う場面といえば、同居家族に、身元引受人ですとか情状証人になってもらおうという場面かと思えます。先ほど来、お話しのある、犯罪の被害者としての家族が情状証人となり得るのかどうかという観点から、脇山さんにお話を伺ってまいります。まず、家族が情状証人として証言をする場合、どのような内容の証言をしてもらうのが良い、とお考えでしょうか。

脇山：はい。あくまで、一般論としてお答えをさせていただきますと、これまで同居して生活してきた家族として、被告人の生育歴、あるいは、犯行前の生活状況をまず話していただき、そして、今後被告人を指導監督できるかどうかについて証言をしてもらうというところが最も一般的かと思えます。そして、家族の悪条件や病理現象が、犯罪を生み出す重要な要因になっている、犯罪の原因としての家族という指摘がありましたけれども、そういったような問題があるということが明らかである場合には、家族にもそのことをきちんと理解し、改善すべき点を改善してもらった上で、今後、被告人と一緒に暮らしていくことができるのかどうか、健全な社会人として生活していけるようになるまで付き添ってもらえるのか、といったような話をしてもらうという場合もあるかと思えます。

横山：犯罪加害者家族も被害者であると考えた場合、その家族に、必ず証人として出廷してもらう必要があるというふうにお考えでしょうか。

脇山：それは、ケースバイケースという面はありますけれども、やはり、関係が良好なのであれば、その中で証人をお願いしていく、当初は断られてもお願いをしていくということはあると思います。ただし、とにかく情状証人を出すのが弁護人の情状弁護の仕事だというよう

な一面的な考え方で、無理にお願いをするというようなことは避けるべきだと思います。実際、情状証人として証言台に立っていただいた際に、残念ですけれども、検察官の中にはかなり威圧的な質問をしたり、家族に対してこれまでの生活についての落ち度を指摘をして説教をするかのような質問をするという場合もこれまでの経験でもありました。そういったような二次被害が生じる恐れということも十分に念頭に置く必要はあると思います。

横山：その情状証人になってもらう場合の、少し具体的な証言内容についてお聞きしますけれども、弁護人である弁護士が、身元引受人になろうという家族に対して、指導とか監督ということを依頼して、また、一方で、裁判所の判決の中で、指導監督が見込まれるというようなことを情状の1つとして認め、刑を軽くしている場合というのが見受けられるように思います。ここにいう指導ですとか監督というものは、どういうものなのか、その被告人を四六時中、指導監督することなのか、この辺はどうなのでしょう。

脇山：はい。よく使われている用語なので、私も先ほど指導監督という表現を使わせていただいたんですが、私自身が考えているところでは、指導という上下関係があるような用語というのは、やはり、個人を個人として尊重するという場合には表現としてはふさわしくないだろうと思っています。被告人が社会復帰をした際に、本人が一人でまた独りよがりな判断をして犯罪を繰り返すことがないように目を配ってもらう。どういう形でできるかというのは、その御家族の置かれている状況によっても異なるかとは思いますが、それを具体的に説明をしていただくということではいいのではないかと考えています。いずれにしても、四六時中、動静を監視するといったようなことは期待をしておりませんし、お願いするつもりも端からありません。ただ、検察官の中には、例えば同居はしない方が出てきた場合に、そんなの昼間何してるか分からないじゃないの、何を指導監督するんだというような形で、四六時中動静を監視すると言わないと納得しないような方もいるのは、非常に残念なことだと思っています。

横山：そうしますと、まず、家族だから必ず情状証人になってもらわなければならないということではないということと、あとは、家族に情状証人になってもらう場合であっても、その証言していただく内容は、家族と被告人の関係を踏まえて、なおかつ、実際に家族ができることをお話ししていただくといったようなやり方でやってらっし

やるという理解でよろしかったでしょうか。

脇山：はい。それで結構です。

横山：ありがとうございます。次に、ここから、小野さんにお話をお聞かせいただきたいと思いますが、保護観察所は、どのようなことをされているかについては、先ほどの基調講演でお話いただきました。繰り返になってしまうかもしれませんが、その受刑者の更生保護における生活環境調整として、どういったことをしているかということ、また簡潔に御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

小野：はい、分かりました。先ほどもお話ししましたが、刑務所に受刑している者が、そこに帰りたいと希望した場所、その帰住先と言ったところを調査、そして調整するのが、生活環境調整の仕事ということになります。引受人と希望された方が、じゃ、引き受ける意思があるのか、ないのか、あるとしても、それが積極的な関わりを持っていこうという意思があるのか、それとも、消極的、仕方ないから引き受けるかといったところからも、そういったところも確認する必要がありますし、じゃ、引き受けると言ったとしても、じゃ、そこが本当に、その人が引受人で大丈夫なのかな？ここに帰ってきて、本当に立ち直れるのかな？といったところも、考えなければいけない。反対に、引き受けない、と言ったとしても、じゃ、引き受けない、あなたが引き受けなかったとして、例えば、それが家族、父親として、誰かほかにもこの引受人になれそうな方、誰か知りませんか、心当たりはありませんかといったところも、予後に備えて確認するといったところを細かく、報告すべき事項にものとりつつになると、その隙間を埋めていくような感じで、調査、そして引き続き、調査と調整を繰り返していくのが生活環境調整ということになろうかと思えます。

横山：先ほど、冒頭で、アンケートの内容の紹介があったわけですがけれども、小野さん御自身の経験からしますと、受刑者の方が、身元引受人として指定する対象となる人というのは、最も多いのは、どういう人になるのでしょうか。

小野：そうですね。ちょっとはっきりした統計までは、調べきれてなかったんですけども、これまでの観察官経験から言うと、やはり、親とか配偶者といった家族を選ぶ、希望する方が多いと思います。更には、自分の子供、兄弟、姉妹、そういったほかに叔父、叔母、といった親族も希望する例も、これまであります。ただ、一方で、さまざまな事情、さまざまな事情というのは、もう家族が既にな

とか、親族がいないとか、頼れないといった状況から家族、親族を頼れない受刑者もいますので、その友人知人、あるいは、雇用主と言って、逮捕前まで働いていた会社とか、あるいは、元雇用主、そういった方も含めて、そういった雇用主を引受人にしている場合もありますし、あるいは、民間の自立を促す施設で、更生保護法人の更生保護施設、あるいは、薬物依存のケースだったらダルクといったところ、そういった自助グループなどを希望する人もおります。希望せざるを得ない、といったケースもあるかもしれません。あと、このついでですけども、もっと言えば、引受人を指名、希望しない、といった例もあります。よくありがちなパターン、俺はやくぎで親分が引き受けてくれるから、もう満期上等でいっすって言う人もいれば、あと、私は、誰も頼る人もいない、もうこんな歳だし、刑務所の中で最期を迎えたい、だから出たらすぐ何かやりますからいいですといった高齢の方、そういった方も中にはいるといった実情もございます。

横山：なぜ、多くの受刑者は、親族家族を引受人として希望しているのでしょうか。

小野：はい。ちょっと改めて今考えてみますと、一番は、自分自身の事情、その自分の性格とか人となり、あるいは、罪を犯した理由、これまでのことなどを承知しているからなんではないかなというふうに思います。ただ、一方で、ほかに頼る人がいないからという消去法による選択で、その親族家族を選ぶ人もいますし、あるいは、家族だからと特に深く考えずに選択している場合などもあります。で、更には、家族だから当然だろう、引き受けるのが、といった、その自分本位な、高圧的な考えによるケースもあつたりもします。あと、家族以外の他人となる友人知人が、受け入れてくれる、引き受けてくれるのは、ちょっと難しいだろうなという判断もあって、そういった家族を選ぶ方が多いんだと思います。でも、確かに、言われてみると、まずは、家族がという考えが、何か無意識のうちにあるのかなというふうにも、今日の話聞きつつ、思ったりもしました。

横山：そういったケースで、その受刑者の方は、親族家族に対して、具体的にどういったことを期待しているのでしょうか。

小野：そうですね。その親族家族との関係性にもよって違うとは思いますが、すけども、一般的には、助けてほしいとか、支えてほしいとか、あとは、これからの生活にいろいろ協力してほしいといったところも多分あるんだろうなというふうに思います。その期待というものが、

精神的側面のものもあれば、経済的なこととか、物理的なこと、とりあえずちょっと住む場所だけでもくれ、みたいな、そういった物理的なことを期待している場合もあつたりしますし、ひょっとしたら、その背景には、家族に対するその甘えといったものもひょっとしたらあるんだろうなというふうに、個人的経験として思います。

横山：一方で、家族の側から見た場合に、引受人となった家族というのは、通常、帰ってくる受刑者に対して、どういった対応を取ることが多いのでしょうか。

小野：まず、そうですね。前提として、今度こそがんばってほしいと。もう悪いことはしないでほしいといった、そういった思い、期待から温かく見守る、といった場合もあれば、それ故に、もう心配で心配でしようがなく、余計なお節介を出したりといったこともあると思います。対応は、いろいろさまざま、中には、ちょっと仕方がなく引き受けたが故に、ちょっと冷たい態度を取るといった家族もひょっとしたら、あるのかもしれない。本当にさまざまです。

横山：現実として、家族が引受人になるケースというのは相当あるのだろうなと思われます。それを前提として見た場合に、刑務所から出所した人の約半数程度の人には再び罪を犯して刑務所に戻るといような現状もあると言われており、親族家族が引受人になっているということが、再犯防止という意味で見たときに、余り成果を上げていないのではないかという疑問もあり得るかと思いますが、そういった疑問については、どのようにお考えですか。

小野：そうですね。再び犯罪をしてしまう人の特徴的なことの1つとして、社会復帰をしても居場所がないということが挙げられておまして、その居場所の1つの中に、家族というのも多分あるんだと思います。で、頼れる、相談できる家族がない中、社会になじめずに再び罪を犯して、刑務所に再入所となる、で、何か問題視されている、といったところがありますので、一概に、成果を上げてないっていうのは、一概には言えないなといったところがあります。でも、その一方で、家族親族のもとに帰りながらも再犯を起こす人もいるわけであり、その中には、結果論として、この家族が本人の更生にうまく機能しなかった、役割を十分果たせなかった場合もあるとは思われます。更生しよう、更生させよう、してほしいというお互いの思いがありながらも、お互い期待どおりにならない場合もあるといったことでしょうかね。はい。

横山：ケースによって、うまく行くときもあれば、思わしくないときもあ

るところはあろうかと思いますが、その中で、家族が引受人になったけれども、再犯防止に結びつかなかった場合に、家族の存在が再犯防止に結びつかなかった原因として、どういったことがあるのか、例示していただけますでしょうか。

小野：ちょっと過去の経験などからも考えてみたのですけれども、やっぱり、その例えば、薬物依存の場合などに、例えば、その本人は、もうやらないとか、家族も、もうやらせないという強い意思を持っていたとしても、意思とは関係なしに再使用、そして再犯となるという場合もあります。疾患ということで、で、例えば、窃盗癖のために窃盗を繰り返す人もいますけども、その疾患が薬物なり、その窃盗に結びついているといった場合に、家族がそういった、その疾患が原因、要因となっていること、その犯罪再犯の原因、要因となっていることが、正しく理解できてない場合も含めて、そういったケースがうまく結びつかないケースということで、挙げられるかと思います。また、何ですかね。先ほどもちらっと言いましたけども、家族が仕方なく受け入れたり引き受けたという消極的な場合だと、再犯防止に結びつかない場合もある。仮想事例の5で挙げた、あんなケース、そういった実情が把握できないまま、引き受けて仮釈放になったときに、ひょっとしたら、そんなまた再犯というのもしこるのかなといったところをちょっと考えてみました。例として、挙げてみました。

横山：ありがとうございます。今、おっしゃったような例の中で、家族の引受けに限界を感じる場合もあるということでしょうかね。

小野：そうですね。

横山：ありがとうございました。ここからは、阿部さんにお伺いさせていただきたいと思います。阿部さんは、これまで多くの裁判を傍聴されたり、犯罪加害者家族の支援をなさってきておいでですが、そうした経験を踏まえて、家族が身元引受人となるということの功罪をどのようにお考えでしょうか。

阿部：まず、家族は、引受人になるのが当然の役割だと、犯罪者を家から出してしまった責任として、引き受けなければならないという思い込みがあるかとは思いますが。殺人事件の家族500件以上から、相談を受けているんですけれども、壁に人殺しと書かれたり石を投げられるようなケースもないわけではないですが、そんなに多くないですよ。直接的に家族が攻撃されるという事態はそんなに多くないです。ネットの世界はでは、また別ですけどね。嫌がらせをされた

から転居するわけじゃなくて、ここには、ちょっともう住みづらい、子供があんな事件を起こしておいて、普通に生活している姿を見られるっていうことは、やっぱり、都合が悪いということで転居する家族の方は非常に多いんですね。先ほども言いましたが、過剰な被害を作らないということは、非常に大事で、ちゃんと事実に基づいた被害者性を見つめていかないといけない家族が一番最適な監督者であるという「社会通念」のような空気がありますが、現場で一般論は通用しないんですよ。それは「犯罪」なので、普通の人の感覚からは導くことができないと思います。犯罪が起きている現場では、常識とか、社会通念こそ、考え直していかないといけないと思います。

横山：同じことを受刑者の側から見たときに、先ほど、小野さんにも御質問したところでしたが、なぜ受刑者は、家族親族を引受人として希望するかといった点に関して、阿部さんは、どのようにお考えですか。

阿部：これは、もうほかに選択肢がないからですよ。ただ、それだけだと思います。冒頭でね、法律で禁じられているような悪いことをしようと思ったら、それを思い留まらせるのは、家族であるっていう結果があるようですけども、これは、ある種、塀の中で落ち着いた環境にある受刑者に聞いたら、そういう答えになるとは思いますけど、犯罪をするっていうことは、理性が働いてないと思うんですよ。追い詰められたりしてるわけですよ。電車の中で痴漢するような場合、多分触っても女性は声を上げないだろうという過信。ここに、家族は関係ないと思うんですよ。むしろ、このアンケートで、私、聞いてみたい。じゃ、心のブレーキに家族がなったんなら、どうして犯罪を犯したの？って。犯罪の抑止要因に家族を持って行くっていうの家族関係が良好な人に限られるのではないのでしょうか。むしろ、この人は、どうして追い詰められていって、その追い詰められたときに、社会でどんな救済システムがなかったのか？ということ、を、ちょっと考えていくべきだと思うんですよ。私、少年の身元引受人を実は、やったことがあるんですよ。ただ、家族以外の者が引受人になるのに、すごいハードル高かったんですよ。親がいたので。親がいたんだけど、地元に戻すのは不適切だっていうことを説明して、引受人を引き受けたんです。できれば家族にしてくださいという観察所の判断で、すごく苦勞したんですね。こっちもやりたくてやるわけではないんですけども、理由は簡単だと思います

よ。仮退院中に何かあっても家族の下で起こったのならば、国が責任取らなくていいから。以上です。

横山：ありがとうございます。そうしますと、冒頭のアンケートであったように、受刑者は、家族が自分を再犯とかそういう場面でブレーキになってくれると言っているが、実際はどうだろうか、ただ消去法的に選択肢がなくて、家族に引き受けてほしいというようなことなのではないかという御趣旨の御指摘ですかね。

阿部：そうですね。あと、家族は、コントロールできますから。言うこと聞きますから。はい。ということだと思います。

横山：それを家族の側から見たときに、その引受人になってください、なりましょうとなった家族が、受刑者の犯罪が原因で、世間から家族が被害を受けている場合もあり得るわけですので、そういった家族というのは、何の抵抗もなく引受人を承諾するものだとお考えですか。

阿部：田舎という表現はもしかしたら失礼かもしれませんが、狭い地域では、家族だから引き受けるべきだと近所の人や親戚から責められるケースがあります。ですので、そういう自分の意思とか、犯罪が起きた原因とは無関係に、自動的にある種、世間からの圧力で引き受けなければならないと。なぜ引き受けるのか？ということ、逆に、家族に問うたら、「家族だから」という答えしか返ってこない。この空気を社会も利用してきて、家族に丸投げしてきた結果なんだと思います。家族がいなければと、社会でいろんなシステムを用意しなきゃいけないわけですよ。だから家族がいれば、そっちに投げられちゃうわけ。だから、社会は、何もしなくていいわけですよ。ここの利害関係が一致してしまっているっていうのが、今の状況だと思います。

横山：親族家族が引受人になったケースで、引受人にはなったのだけれども、結局本人が、また再犯をしてしまったという事例を御存知かどうかということと、御存知であれば、その原因も含めて、御紹介いただけますでしょうか。

阿部：それは、もう山ほどあります。なぜ、そういうことになるかと言えば、結局原因を、全然分析しないからなんです。自動的に、家族であるから引き受ける。役所も、家族であったら、そこにチェック機能働かないですもん。他人が身元引受人になるっていうときに、これだけいろいろ調査される、チェックをされるんだけど、家族だったら自動的に引受人になれるので、はっきり言って、何もその

根拠がないわけですよ。この人は、いわゆる監督者であり、支え手として適切だという、家族というワード以外の根拠はないわけですよ。だから当然、そうなります。基調講演の中でもお話しした、性犯罪の事例出しましたけれども、性犯罪を犯してしまった方の中で、確かにですね、家庭の中では、いいお父さんで、子煩悩な父親なんですよ。家族が嫌いなわけではない。家族のために、一生懸命働いているんですよ。ただ、それがストレスなんです。奥さんも働いてはいないので養わなくてはならない。そもそも、女性が働くという選択肢を、その女性は持っていないので、旦那さんと離婚されたら困るから引き受ける。結局、家族間のストレスは解消されないのですが、なかなか本音を出さない。そしてまた、同じような犯行を繰り返してしまう。だから、その犯罪者の方は、原因を全然考えないで、今度は、どうやったらバレないかということしか考えなかったんですね、結局。だから、同じような悪循環が起きてしまうのです。

横山：その反対の例として、うまく行った例と言いますか、家族が引受人になり、再犯に及ぶこともなく、無事に期間が過ぎていきましたというような事例があるのかということと、あるとしたら、本人と家族との関わり合いとかがどういった場合に、そういうことが起こり得るのかということについては、いかがでしょうか。

阿部：はい。私、今、東北少年院さんで、保護者さんを対象にした保護者会の講師を、担当させていただいております。出院前の保護者の方々のいろいろ相談を聞いたり、こちらとしても、いろんな加害者家族の方の御経験をシェアさせていただいたりしてるんですけども、皆さんですね、やっぱり出院、出所後がすごく緊張するとおっしゃっています。多くの加害者の家族は、また同じことが起こるってどうしても思ってしまうんですよ。それだけ、事件が起きたときの警察から電話きたときですとか、サイレンが鳴っているとか、家の周りを報道陣が取り囲んだとか、新聞に載った、みたいなことは、もう本当にPTSDになっているんですよ。なので、また同じことが起こるんじゃないか？と思えば、どうしても行動が監視的になる。今日は、7時に帰ってくるって言ったのに、もう8時になってる、帰ってこない。そしたらもう、ジャンジャン電話をかけますよね？でも、本人は、悪いことしてるわけじゃなくて面白いことがあって遅れちゃっただけなんですよ。でも、親は不安だから何回も電話をかける。こういうことが、毎日続く。で、また、家に帰っ

てきたら、説教する。「7時って言ったけど、今日は15分も遅れたわよ！」これを永遠に言われたら、本人、うざいと思うのは、仕方がないと思う。この悪循環が、どうしても続いてしまうんですね。なので、こうした出所、出院後のストレスですね。家族の再犯恐怖みたいな、このストレスを加害者の家族の会、いわゆる、同じ立場の人が集まる会の中でシェアをする。連絡くれないっていうことは、多分何か楽しいことが起きているんだよって、私なんかはよく言うんですけども、そういった不安を吐き出す場所を作ることによって、親の監視的行動を抑制するという。そういうような効果がありまして、家族の会に出て、是非そういうストレス、緩和してくださいと伝えていきます。会に出ていらっしゃる方なんかは、再犯しないで済んでるというケースもあります。

横山：今、お聞きしていたのは、家族が引受人になった場合ということでお聞きしてきましたけれども、阿部さんが御経験されたこと、御存知のことで、家族以外の方が引受人になった場合は、どういうケースがあったとか、あるいは、家族以外の方が引受人になると、こういうことになるのではないだろうかといったところについてのお考えがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

阿部：はい。他人か家族かっていうところは、本当に何回も言いますけれども、やっぱり、事件の原因から見ていかないと、何とも言えないんですけども、私が身元引受人を引き受けたのは、その両親がですね、これは、傷害致死事件で、友人を亡くしてしまっているんですけども、要は、地元でですね、そのお友達を殺めてしまったんですよ。なので、そこの地元に戻ると、やっぱり、そのお友達とかが、あいつ出てきたらぶっ殺してやる、みたいな、こういうことを言ってるわけですよ。で、そこの実家、田畑もありますから、実家ごと転居することができないと。で、両親もそこに住んでいるので、その両親、その地域ごと、その少年を受け入れる環境にはないということで、私が引受人になりまして、実質、一応私が引受人という立場にはなったんですけども、一番、実質上、一番面倒を見てくれたのが、雇用主さんでした。まず、家族だけじゃなくて、地域っていう視点も、本人たちが戻るっていうことで、注目しないといけないかと思えます。

横山：ありがとうございます。家族以外の引受けの主体として、地域という視点を今、御指摘いただいたところでもございました。ここまで、今、スクリーンに映っているテーマで、①、②、③ということで、

順番に脇山さん、小野さん、阿部さんからお話をお聞きしてきたところでございます。ここで、小笠原さんに少し、まとめていただくといかがでしょうか。

小笠原：はい。まず、ここまでのお話の中で明らかになったことですが、まず、家族は、犯罪の抑止力ではないということは明らかになったと思います。また、家族であるからという形式論ですね、全て物事を進めていってはいけません。その家族家族の実質、チームというものを考えていかないといけないということが明らかになったと思います。例えば、その刑事弁護の、刑事裁判の中では、情状証人という形で家族の関わりがあるかないかを考えていくことになります。それは、今、脇山さんからもお話をいただきました。また、引受人という形でですね、関わりを持つ場合もあります。それは、小野さんからお話いただきました。いずれの面におきましても、実質的に家族のですね、関わりが可能かどうかを考えていかなければならないということがですね、まず明らかだろうと思います。このようにですね、家族と当該犯罪者との間にマッチングを図れば、とてもそれはハッピーだと思いますけれども、そうでない場合にですね、家族に負担を押しつけてしまうと、家族がその負担に耐えられないということが、阿部さんからもお話をいただいたところではございますが、この話をちょっと進めまして、家族と犯罪者との間のマッチングがない場合に、どういったことをすべきか？という点について、少し考えていきたいと思っております。

横山：それでは、ここで少し視点を変えまして、国や自治体の再犯防止推進計画に触れたいと思います。お配りしている資料の中に、今、私が手に持っている、こういうカラーの左上で綴じたものがあると思いますけれども、横になっていて、一番上に「第二次再犯防止推進計画（概要）」と書いているものがございます。この一番上のペーパーが国で出しているもので、2枚目が山形県、3枚目が山形市、そして、4枚目が鶴岡市ということで、同じタイトルの計画になりますけれども、それぞれ主体が違うものですので、別のものとして御参照ください。この再犯防止推進計画というものがどのようなものなのか、また、それを見るに当たっての着眼点、について小笠原さんからお願いいたします。

小笠原：はい。資料の内容は、ご覧になっておりますので、要点だけお話しさせていただきたいと思っております。これはですね、国がですね、平成29年12月にですね、再犯防止推進計画を策定いたしました。そ

れを令和5年3月にですね、第二次再犯防止推進計画という形でバージョンアップされております。この第二次再犯防止推進計画に基づきまして、各自治体におきまして、再犯防止推進計画の策定が進められております。着眼点としてですね、見ていただきたいのがですね、この中に、家族との場合という言葉が入っておりません。その点について、議論を進めていきたいと思っております。

横山：では、まず阿部さんにお伺いしたいと思いますけれども、今、資料で紹介を申し上げた、再犯防止推進計画、それぞれ国のもの、自治体のものがありますけれども、その家族との和解、家族との和解を実現するというような視点が入っておりませんが、これは、なぜだとお考えでしょうか。

阿部：まず、その家族との和解というのは、国とか行政が進めるっていうことに、私は、ちょっと違和感があって、ちょっと干渉し過ぎじゃないかなと。別に入っていないことについては、何も思わないです。

横山：では、入っていないのは当然ということでしょうか。

阿部：そうですね。逆に、入れてもらったら困ると思います。

横山：その家族との和解ということを考えてときに、それ自体は、その本人の更生にとって役立つ有用なものと言えるのでしょうか。

阿部：刑務所の中で、被害者の視点を取り入れた教育というものが始まっています。いわゆる贖罪指導とも呼ばれますけども、受刑者の方々と家族の話をするという機会を持っているんですが、役所的には、家族がこんなに大変な思いをしているんだよっていうのを塀の中の人も分かってもらうことがもしかしたら国側の一番の期待なのかもしれないけれども、それを言ってもね、始まらないぐらい、大変なことを犯している人たちなんですよ。そんなことで変わるぐらいだったら、こんな事件は起こさないと私は思っているんで、そういう説教じみたことではなくて、自分の出自と向き合うっていうテーマで、語り合うっていうことをしているんですね。みんな誰しもですね、現在がどうであれ、親から産まれてきていると。その親の顔を見たことがないにしろ、やっぱり誰かしら、自分のそばにいた人たちがいて、その人たちとの関係がどうだったか？まず、それを見直していくことが非常に大事です。基調講演の中で事例に出しました、学歴がないコンプレックス故に、息子に教育虐待をした父親。それを見て見ぬ振りをしていた無力な母親。この加害者本人にはお父さんは学歴がなくて大変な思いをしたんだよねって。だから、何とし

でも息子には幸せになってほしかった、その手段が間違っていた。こういうことをお話しします。母親も、つらかったの、本当は。陰で泣いてたんだよって。本当はね。こういうことを受刑中のある段階になると、受け入れられるようになってくるのかなと思います。初めは、自分が苦しくて、苦しみから逃れたくて、ある意味、犯罪を犯しているの、そんなに簡単に、被害者や加害者家族のことを考えられるわけではない。ただ、あるときに、事件を遡る中で、その致し方なかった、彼本人にも理由があるのと同じように、彼に、加害を加えた人たちにも理由がある。それを一緒に考えてみない？と、ここからある種の家族へのゆるしってというのが生まれてくる。だから、別に家族と会うとか、話すとか、同居するとか、そういうことじゃないと思うんですね。それは、1人の自分の心の中で、和解っていうものが成り立ち得るんだと思っています。それが、本当の和解なんだと思っています。

横山：つまり、家族にとってもそうでしょうし、本人にとってもそうなのでしょうけれども、阿部さんが今おっしゃっていただいたような意味での和解というのは、どちらかと言うと、その人の内面の中で、わだかまりを解くというか、解決するというか、そういったものであって、だからこそ意味がある、ということでしょうか。

阿部：そうですね、はい。周りが勧めたりとか、そういうものでは決してないと思います。

横山：ありがとうございます。同じテーマについて、小野さんについても伺いたいと思います。また別の視点からお話しただいて構いません。同じ質問になりますけれども、この再犯防止推進計画の中に、家族との和解という考え方が入っていないということについて、その理由等を小野さんは、どのようにお考えでしょうか。

小野：はい。まず、最初にちょっと断つとくと、国の見解は、ちょっと分からないんですけれども、個人的に考えたところでは、講演でも述べましたとおり、その焦点を当てるのは、その本人ということで、家族は理解者、協力者の中の1人、1つとなり得る存在という捉え方をしているからだと思います。必ず、家族が引受人になるわけではなく、家族も含めた引受人という協力者、理解者のもとに、本人が更生できるようにという考えで、あるいは、再犯を犯さないようにということで作られた、策定されたものだからというふうには思っています。和解も含めた、その家族間のそういった、調整とかいるんなところは、それは、また、そのいろんな項目の中の、更に細

分化された中で、保護観察所が生活環境調整とか保護観察で行うもの、その必要性があるものについて、そういった処遇の見立てをつけて方向性を示したり、何か指導に当たる、調整に当たる、といったところなんじゃないかなというふうに思っています。

横山：本人と家族との間の和解というのは、本人の更生にとって有用なものだというふうにお考えでしょうか。

小野：そうですね。和解が何か？といったところは、私は、これをずっと悩んでいたところだったんですけども、もし、ちょっとひねり出して考えたものとするならば、あの仮想事例の1とか2のような、お互いがかけた苦勞、かけられた苦勞とか、そういったものが、何かお互いが理解したときには有用なのかなといったふうに思います。あと、そういった受刑者本人とか家族親族のその関係性が、何だろうな。もともと信用性がある場合などは、有用になるかなともちょっと考えました。でも、その中には、和解がふさわしくない事例もあろうかと思えます。家族の虐待が原因で犯罪に至った場合など、その他もろもろのこう、あろうかと思えます。例えば、逮捕されたらやっと家族と離れられるとか。親と離れたいから、もう小っちゃな事件でもいいから、あるいは、大きな事件を起こして刑務所、少年院に入っちゃえみたいなの、そういった関係性もある場合がありますから、そういったところは、家族と切り離して、社会復帰させるといった方向。その社会復帰の先が、どこになるかと言うと、協力雇用主とか何とか施設とか、あるいは、何かの自助グループの団体の長の方になっていただくといった、そんな方法もあるんじゃないかというのがあります。ですから、有用な場合と、そうでない場合があるところでしょうかね。

横山：その家族との和解が有用である、役に立つような場合においては、それは、どういった意味合いとか、どういった面において、意味を持つ有用なものとなり得るのでしょうか。

小野：その有用なもの、ちょっと、先ほどの質問に答えたとおりのところで、ちょっとお答えさせてもらいたいと思います。

横山：ありがとうございます。脇山さんに、ちょっと違った質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどの資料の4枚あるうちの4枚目、山形県鶴岡市の再犯防止推進計画の作成の過程で、家族との関係が議論になったと聞いておりますけれども、どういったことであったのか、お話しいただけますでしょうか。

脇山：はい。先ほどの自己紹介で抜けてしまいましたけれども、私鶴岡市

に居住をして、鶴岡市に事務所があります。その関係もありまして、鶴岡市で再犯防止推進計画を策定するに当たって、弁護士会のほうに推薦依頼がまいりまして、鶴岡市再犯防止推進協議会の委員になっています。他の自治体ですと、制定の際には別の組織でやったりとか、いろいろな形があるようなんですが、鶴岡市の場合は、制定からこの推進協議会の意見を伺った上で決定をして、その後の進捗も見守るといって進めるということになっています。そこで、素案、案の内容についての会議がこれまで2回ほど開かれています。資料のほうの推進計画の概要を見ていただきますと、第1章の中で、対象、誰を対象にこの計画を立てるのか、という箇所がありまして、ここに必要に応じこれらの家族も対象とするというふうになっています。資料をいただいてから、国の計画とか山形県の計画を見ましたところ、対象に家族が入っているものはないようでした。その後知ったことでは、山形市のほうは入っている、鶴岡市とほぼ同様の文面に入っているということが分かったんですけども、入っていないほうが多いということでしたので、鶴岡市は何でこういう形にしたんですかということで協議会で質問をしました。それに対する回答と言いますのは、支援いただける御家族がいるときには、その制度の説明とか相談とかの際に一緒に来ていただいたほうがスムーズなんで入れましたということで、それは対象にするっていう話じゃないんじゃないのかという意見は一応言ったんですけども、まあいいんじゃないんですかみたいな感じで終わって、一応まだ内容として含まれているというような経過です。

横山：ありがとうございます。そうしますと、この資料の、先ほど御指摘いただいたところに、必要に応じこれらの家族も対象とするという趣旨のことが書いてあるわけですけども、実際に家族に対して何をするのかというのは、規定が明確には何も書かれていないというような感じですが、それは、一体どういう理由であるかは、お分かりでしょうか。

脇山：はっきりとは分からないんですけども、先ほどの質問の回答でも分かる通り、対象にするということの意味合いが我々のような仕事をしている人間とはちょっと考え方が違っているのかなというところかと思えます。施策の具体的な内容について本文のほうを見ていきますと、例えば、生活基盤の確保というようなところなんかは典型ですけども、客体として帰住先のないという冠がついて施策が並べられているんですね。ですから、帰住先のある人は違います

よということで、そうすると、家族がいる人はほとんど自助努力でやってねというスタンスなのかなというふうな感じもしなくはなくて、少しその辺は、実際上の動きを見てみないと評価ができないところかなと思っています。

横山：同じような点につきまして、国ですとか山形県、山形市の再犯防止推進計画については、どのようにお考えでしょうか。

脇山：はい。やはりこれは同じようなことが言えるのかなと。ただ、何て言いますか、そもそものこの計画の作りとして、既存の制度を、こういうのも再犯防止に役立つんだよという形でまとめているだけ、だけと言うとちょっと語弊がありますけれども、そういう部分も多いので、この視点が入ったことによって運用が変わるようなことがあれば変わるだろうし、ということで、入っていないからだめとかいいとかということではないのかなとも思っています。

横山：ありがとうございます。この再犯防止推進計画については、また、後ほど御意見をお聞きさせていただきたいと思います。それでは、ここで、このパネルディスカッションの進行役を交代させていただきます。

小笠原：はい。ここからは、コーディネーター小笠原が進行のほうを務めさせていただきますしたいと思います。ここで次の案件に移りたいと思います。本シンポジウムは、犯罪者の更生をテーマにしております。犯罪者の更生というものがですね、犯罪者自身がまず変わらないといけない。更生を果たせないというのは、これは、誰が見ても一致する意見だと思います。しかしですね、犯罪者1人でですね、更生するというのは、必ずしもできるものではない、と思いますので、誰か支え手が必要になってくると思います。

ここでですね、支え手として、家族なのか、家族以外の社会が支え手なのかについて、横山さんにお聞きしたいと思います。

横山：再犯防止推進計画における「家族の役割・位置付け」の問題や、受刑者アンケートにある「犯罪抑止のための家族」の問題は、「更生」は家族の責任だとする「家族責任論」なのか、「更生」は社会の責任だとする「社会責任論」なのか、という問題であると考えられます。

そもそも、「犯罪者の更生」とは、社会の一員として、その責任を果たすことができ、かつ、社会に迷惑をかけない存在になることであると思います。

「犯罪者とその家族の関係」について、犯罪はそれを犯した者の個

人的問題であり、その家族とは関係がないにもかかわらず、世間では、旧来の家の思想に基づき、「家族が犯した犯罪の責任は、その家族にもある。」という考え方がされています。当会ではこのような考え方には組みしないことを、これまで平成28年と令和4年の東北弁連決議でも明確にしているところです。

このことは、更生の問題にもあてはまり、世間は「原因者は結果についても責任をもつべきである。」として、「犯罪者を生み出したのは家族なのだから、その刑期満了後は、家族が責任をもって受け入れるべきである。」と言います。

しかし、この考え方は、「被害者としての家族」の側面が欠落しています。更生は、家族の責任ではなく、社会の責任であるという、社会責任論を取るべきであると考えています。

小笠原：阿部さんに伺います。

阿部さんの著作である岩波ブックレット「加害者家族を支援する」の中に、この点に関する記述がありますので、ご紹介します。63ページです。

「加害者家族が加害者の更生の支え手になりうるか否かは、事件が起きた背景や家族関係を丁寧に見ていかななくては判断できず、一般論から導くことはできません。犯罪が起きた家庭では、むしろ家族関係が良好ではなかったケースの方が多く、犯罪の原因となっていた家族が、自動的に更生の支え手に変化することなどあり得ません。」と主張されるとともに、「加害者家族支援の基本は、個人の尊重であり、加害者家族に更生の支え手や犠牲を強いることがあってはならないのです。加害者家族支援の役割は、家族としての負担を軽減するために何ができるのかを考えることであり、「指導」「監督」といったパターンリスティックな介入は支援と呼ぶことはできません。」とされています。

阿部さんのこうしたご見解は、少なくとも家族責任論を何が何でも押し進めることではなく、更生は社会の責任であるという考え方が基本になっているものといっておいでしょうか。

阿部：もちろん社会であって、犯罪を犯した者は、犯罪の責任というのは犯罪者が負うべきであって、家族は、救済すべき対象ですね。その理由は、事例で何回も出している、その犯罪の原因について考えてみたいんです。先ほどの性犯罪者、親からの虐待があって、母親は見て見ぬ振り。直接的に被害を与えたのは、両親かもしれない。でも、やっぱり学歴社会のゆがみってあったわけですね。父親が、

ほとんどもう家にも帰ってこれないような状況にあった。馬車馬のように働いたんだけど、お金も十分じゃなくて、息子にそんな思いはさせたくないと思った。母親としては、女性が働けるところって余り多くなかったと。女性が仕事をして自立しているというモデルがない。そういう社会に問題はないんでしょうか。これは家族の責任なんでしょうかね。社会に全く問題ないですか。やっぱり、ここをきちんと、事件から考えていくべきだと思うので、私は、社会がまずは、責任を負うべきだと考えています。

小笠原：はい。ありがとうございます。同じ質問になります。小野さん、いかがでしょうか。

小野：はい。まず、更生は、まずは、自分自身、自身の責任と考えております。その責任が、御本人が果たす、全うするために家族や社会でそれを支えるという考えというのがまず基本になります。ということ的前提として、踏まえて、さあ、どちらか？ということになれば、それは、その個々のケースによってどちらもあり得る、ケースバイケースということにもなるでしょうし、どちらもという言い方が何かしっくりくるかなというところです。その犯罪に至った原因、要因、そして、それに家族がどう関わっているか？それは、地域社会が何かを抜かしたからなのか？といったところも含めて、どちらも、といったところで、あり得るといったところだと思います。

小笠原：はい。ありがとうございます。同じ質問でございます。脇山さん、いかがでしょうか。

脇山：はい。あまり弁護士が語っていいのかどうかというところはあるんですけど、私自身の知識的なところで言いますと、昔から刑事政策という学問がありまして、ドイツの学者でリストという方がいるんですが、この方の名言として残されているのが、最良の刑事政策とは最良の社会政策であるという言葉です。これは、救貧を初めとした社会環境の改善が犯罪を抑止するのに最も効果的であるという議論ですけども、日本では、残念ながらこれは必ずしも主流ではなかった、というより、私が司法試験を受けた頃、法律選択科目で刑事政策というのがあったのですが、口述試験の際には、教官の写真をよく見て、この人とこの人の前でこのリストの言葉を言うと落ちるよというようなことがまことしやかに言われておりました。要するに、応報刑中心で、厳罰化することによって犯罪を抑止するというスタンスが長らく取られてきたというふうに言えるかと思います。しかしこれでは、実はうまく行かない、再犯率も高いという

ところから、再犯防止推進計画が出てきているのではないかというふうには思っていて、社会全体が責任を持ってやっていかないといけない部分があるんだということで、ようやく社会全体で考え始めてきたというふうになってきているのではないかと。ただし、先ほど、ちょっと現実の問題としてということで発言させていただきましたとおり、まだまだ家族がいるなら家族にという意識は残っていますし、再犯防止推進計画は、既存のものをまとめた部分が多々あって、既存のものは今までは家族がいれば家族に任せていたものがたくさんありますので、そういう意味では、補助的にということでは済むのかどうなのかというのは、これからにかかっているというふうに思っています。

小笠原：はい、ありがとうございます。司法試験の話までいただきまして、ありがとうございます。お三方にですね、お話を伺いました。いずれもですね、家族に更生の支え手を任せるべきという意見はありませんでして、社会のところですね、更生の支え手になるべきというご意見で一致しておりました。

ここで、「更生について、どこが責任を負うのか」について、横山さんに整理して頂きたいと思います。

横山：「再犯防止推進計画」の中に、正面から「家族との和解」や「引受人としての家族」が入っていないことは、更生は家族の責任ではなく社会の責任であるという社会責任論の考え方の中で、理解することができるように思われます。

基本的には、犯罪者の受入れを拒否する家族に対して、犯罪者の受入れを働きかけたりしないことが必要であり、個人主義が進展すれば、「個人のための家族」、つまり現代家族が、家族の犯罪抑止機能や家族の更生機能を期待することは容易ではなくなるという世の中の動きがありますが、これらをふまえると、社会責任論に傾くのではないかと思います。

したがって、「更生のための環境調整」という名のもとに、結局は、家族が犯罪者を受入れることを説得されることは、「家族責任論」から抜け出せないことになるのではないかと思います。

小笠原：次に、海外の状況をお伺いしたいと思うんですが、阿部さんにお伺いしてよろしいですかね。

阿部：まずですね、刑務所にいる間の話なんですけど、引受けとかの前の段階なんですけども、例えば、ドイツだと、面会費用を国がちゃんと立て替えてあげてるらしいです。多くの刑務所ってというのは、日

本もそうですけど、かなり遠方にあって、交通費がないとなかなか面会に行けません。また、多くの刑務所が土日は面会ができない、だから平日に仕事を休んで面会に行っているんですよ。なかなか経済的に苦しいところは、面会自体が非常に難しいということがあります。まして、そうしたサポートがきちんとあった上で、家族関係が維持されるっていう支援をきちんと国がした上で、引受人の話になることが非常に望ましいと思うんですけども、日本では全くこういった支援がないですよ。これは、犯罪被害者の給付金のことでも言えるんですけども、ドイツとかフランスって全然、日本と比べても、犯罪被害者給付金の額が高いんですけども、これは何でだろう？というときに、犯罪が起きたのは国の責任だという考え方が根底にあって、だから国がきちんと損害を与えた分は、きちんと保証するんだと。日本だと結局加害者が、まず払わないといけないということにもなっていますよね。この問題は被害者のほうとも無関係では全くないと。結局犯罪の責任をどこが負うのか？というところの議論に結局なってくると思うんですね。

小笠原：はい、ありがとうございます。犯給金の考えについて、私、すいません、初めてお伺いしまして、それ、目から鱗が落ちたものでございます。海外では、国がという発想が中心にあるということが分かったと思います。小野さんに、マイクを向けたいと思います。言っていたきたいと思いますが、今の日本のシステムによって、更生の支え手として、家族以外のものが主体となっていることがあると思います。その点について、お話しいただいてよろしいでしょうか。

小野：はい。家族ではないところでの更生につながったケースということで、2つ、ケースを挙げたいと思うんですけども、協力雇用主という存在がありまして、事情を知った、前科前歴を承知の上で雇っていただける雇用主の方々が、それぞれ各地の保護観察所に登録されております。で、そういった中で、その不良行為の再燃などの事情だとかですね、地元、あるいは、家族の元に戻らずに、そういったところで新たな社会生活を送っていく。で、そこで、保護観察、仮釈放後なり仮退院後の保護観察が終わった後も、引き続いて働いているというケースもあります。場合によっては、すごく長く続けて、自分も事業を立ち上げて、協力雇用主にいづれなった、と言ったケースも、少ないですけどもあつたりもします。当然のことながら、その反対もあって、途中でいなくなったりといった残念なケースもあることも、一応付け加えておきます。またですね、いろいろある

中で、高齢や障害のある受刑者に対して、ちょっと引受人もいなくて、仮釈放でもいいんだけど、満期出所後に、速やかに福祉施設などへのその入所を勧めるといった福祉支援につなげる特別調整といったものを、今、やってるんですね。そういったところで、この福祉支援につなげる中で、再犯に至らず、落ち着いた生活を続けるといったケースもあります。これも当然のことながら、反対に、残念なケースもあるんですけども、先ほど、何か引受人を希望しない人がいるといった中で、刑務所で最期を迎えたいといった、そういった高齢や障害のある人が、こういう特別調整で自助グループなり、福祉施設で、みんなに看取られながらといった、そういったケースもあつたりしますので、ほかにもあるんですけど、一応、この2つをちょっと代表的なものとして、挙げたいと思います。

小笠原：ありがとうございます。続けての質問になりますが、今、おっしゃっていただいたことも含めまして、社会が更生の支え手になるという現状において何か改善したい点、こういったほうがあつたほうがいいんじゃないか？こういう仕組みが、あつたほうがいいんじゃないかな？というのが、もしありましたら教えてください。

小野：すいません。ちょっと、具体的なことが、実は、正直言うと、浮かばないといったところなんですけど、漠然と直るものは、家族以外でそういった更生を支える、そういった支援者、支援機関に対する、そういったいろんな面での支援、援助といったものも含めて、そういったものが充実すればいいのかなという人がいることを考えます。先ほど言ったように、そういった家族という居場所、帰る場所がない人に対する支援の充実、先ほど言った、特別調整のような支援にも乗らない、乗れない人に対する、そういったその支援や支援や援助の網目から漏れる人たちを支えていける、そういったものができている、とそんな世界になればいいかなというふうに思います。更には、その再犯防止推進計画の構想にもありますとおり、犯罪をした者が新しい生活を送るためには、高いハードルが結構ありまして、例えば、住む所や働くところなど、これらのハードルが低くなるように、保証人なしで部屋を借りられるとか、協力雇用主のような理解者による雇用の増加、そういったものが増えればいいんじゃないかなというふうに、ちょっと提案したいと思います。

小笠原：はい、ありがとうございます。阿部さんに、再びお伺いしたいと思います。阿部さんの視点から見てですね、社会が犯罪者の更生の支え手になる、なっていることとして、何かこういったことがある、

そういった具体的な事例がありましたら、教えていただければと思います。

阿部：はい。やはり依存症者の回復施設ですね。ダルクさんとか、そういうところだと、やっぱり依存症の背景に、家族の共依存っていう問題があってですね、いわゆる、そのお世話をするっていうこと、そうした家族の犯罪を犯す人の尻ぬぐいを何回も家族がしてしまう。これは、非常に良くないんで、やめなくちゃいけないんですよ。こうした家族へのアプローチっていうのも、依存症の回復施設ではやっていて、家族会というのが、本人の会とは別にあるんですけど。出所後、本人は家族じゃなくて回復施設に引き受けてもらって、家族は、家族会にずっと通いつけているケースがあります。こうした本人と家族の並行した支援が望ましいと思います。

小笠原：家族会ということですね、あるということ、ありがとうございます。またですね、こういった点、こういったものがあるといいなという御提案がありましたら、いただければと思います。

阿部：更生というテーマで、加害者家族の存在が、今日このような形で入ったことは大きな発展と考えていいと思うんですけども、どうしてもまだですね、やはり家族の依存というところから日本社会は抜き出していないと思うんですね。どうしても、基本的に家族がやって、家族ができないなら社会ががんばるからっていう感じなんです。それが逆です、逆。基本的に、犯罪者に対しては、国が責任を負う。できたら家族ががんばりましょうよっていう、これが本来あるべき姿だと思うんですね。それを考えたら、まず家族でしょという自動的な家族への依頼ではなくもっと社会資源を探すと思うんですよ。各所各所の担当者がそれを探す時間、手間がないから、家族に投げるほうが楽なんです。ここを変えていかないといけないと思ってます、根本的に。

小笠原：はい、ありがとうございます。とても考えさせられるお話だと思います。はい。ここまでの話の中でですね、家族の立つべき立ち位置が見えかかってきたと思います。この点、横山さん、に少し整理していただけますでしょうか。

横山：はい。それでは、私から。少し理論的な部分の整理も含めて、山形県弁護士会で検討してきたことを紹介しながら、お話し申し上げたいと思います。今、スクリーンに映っておりますのが、更生は家族の責任か、更生は社会の責任かという対峙した2つの考え方を書いておまして、それぞれを、家族責任論、社会責任論として紹介し

ているところであります。世間では、旧来の家の思想に基づいて、犯罪の責任は、その家族にもあるという考えが取られることが多いわけですが、私ども、山形県弁護士会が加害者家族支援をする中で、そういった立場には立たないという前提で、ずっと活動してきているところであります。したがって、同様に、この今日話題になっている、更生の場面においても、家族であるが故に更生の責任を持たなければならないという考え方にも立たないということでもあります。それは、何を意味するかと言うと、更生は、社会の責任であるということです。先ほど来、阿部さんがおっしゃっていただいていることも、同様の考え方かと思っております。更生は家族の責任であるという考え方は、やはり、加害者家族は被害者であるという側面と決定的に矛盾する、整合しないということだと思っております。犯罪加害者家族も1人の人間として、自分の幸福を求めて生活をしていく中で、家族であるが故に、それだけで更生の責任を負わされるというものではなくて、社会がその責任を負わなければならないという考え方が、この山形県弁護士会の考え方でありまして、先ほど来、御紹介されている、犯罪防止推進計画の中に、正面からその文言として、家族との和解ですとか、引受人としての家族、そういったものを目指すというようなことが入っていないということも、この社会責任論の考え方の中で、理解することが可能なのではないかとと思われるところであります。そうしますと、更生のための生活環境調整という名のもとに、家族が犯罪加害者を受け入れるのが当然とされたり、そうあるように説得されたりするというような家族責任論に根ざしたことは、決して良くないことであるというふうに考えているわけでございます。そういった整理に基づきますと、この社会責任論に立つのであれば、犯罪者が更生し、社会復帰をすることに向けては、まず第一に、社会が更生について、責任を持つこと、そして、家族がこれを補助的に支える、家族の役割としては補助的に支えることで足りるのだということを、明確に皆が認識していくことが必要であると思われるわけですが、そうしてまいりますと、更生家族が犯罪者の更生にとって補助的な役割を果たすためにも、そして、何よりもその加害者家族自身のためにも、犯罪加害者家族についての社会的な援助のシステムを確立することの重要性が明らかになったと思われるところであります。この点について、御議論いただければと思っております。

小笠原：はい、ありがとうございました。最後の点に移ります。これからで

すね、家族の視点、家族をどうしていくかという点について、議論を進めていきたいと思います。犯罪者の更生を支えるためにすね、家族が補助的な立ち位置にあるということが明らかになりました。そのような家族に対して、私たちは、何をすべきだろうかという観点から、質問をしていきたいと思います。最初、阿部さんにお伺いしたいと思います。阿部さんのこれまでの御経験の中で、犯罪者の更生を、補助的であれ、支えようとする家族が、同時に、被害者である加害者家族であるとお感じになる場面は、ありましたでしょうか。

阿部：まずすね、家族責任論という考え方があるとして、私は、ないと思うんですけど、あったとして、それを進めても更正は実現しません。もう絶対そうだと、私は思っています。で、その家族の犠牲ってというのは、絶対報われないんですよ。家族が我慢をして、短期的に、例えば、お金がないのに無理やり家族が身元引受けをしてというような、これ絶対いつかストレスになりますよ、本人が望んでもいないのに。で、最終的に、家族が自殺する。そういうことで終わりになってしまうんですよ。じゃ、仮に、その5年間なら5年間再犯しなかったって、じゃ、その家族の自殺っていうリスクは、どうなるんでしょうね。はい。ですので、そういうことをやっぱり、考えていかなければいけないんじゃないかな、と思います。

小笠原：ありがとうございます。同じ質問を、小野さんにしたいと思います。

小野：はい。そうですね。先ほど、講演でも申し上げたとおり、同時に被害者である加害者家族が加害者家族だっていることを感じる場面としては、保護観察中の面接ですとか、生活環境調整中の面接、あるいは、その仮釈放を審議する委員会、観察官としてのその調査面接の中で、いろんなことの具体的な場面に出くわすっていうところがあります。仮想事例が、挙げたのは、そこら辺を加味しての仮想事例だということで、まず御理解ください。こういった人たちの、そういった受けてる被害が解消、改善されるためというか、どうすれば解消、改善、そして、本人の更生につながるのか？といったところを考えながら面接しているとあったところでしょうか。その中で、場合によっては、家族との分離といったところも選択肢もあるでしょうし、いろんな考え方はあるかと思います。以上です、はい。

小笠原：はい、ありがとうございます。ここで、横山さんからすね、当会山形県弁護士会が持つ考え方、について御紹介していただいてよろしいでしょうか。

横山：はい。山形県弁護士会が考えている、犯罪加害者家族支援のための社会的な援助システムは、2022年、令和4年7月1日の東北弁連決議に、結実しているところであります。これは、先ほど来、弁護士会の会員のお2人から御紹介いただいているところですし、お手元のこのA4サイズ1枚ものの上のほうに大きな字で、社会的な援助システム、と書いてあるところに御紹介しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。この我々が考えている援助システムといいますのは、犯罪加害者家族が、いわれの無い偏見、差別により、社会から憎悪の対象として攻撃を受け、精神的にも経済的にも、社会的にも大きな被害を受け、そして、また社会的無関心から支援を受けられずに、社会から排除される可能性があることから、そうした犯罪加害者家族に対する支援策のうち、これが全てということではないですが、喫緊のものとして我々が考える必要な施策を、国に対してその実施、実現を求めるということで決議案として作成したものでありますので、御覧いただければと思います。こうした社会的な援助システムが、犯罪加害者家族の精神面、経済面、そして社会面の活動を支えていくということが必要であると山形県弁護士会は考えて、この決議を提案したということになります。

小笠原：はい、ありがとうございます。脇山さんに質問したいと思います。脇山さんは、この決議について、決議を作成する準備段階から議論に加わっておいででしたけれども、決議がされるまで、どんな議論があったか御紹介いただけますでしょうか。

脇山：時間の限りもあるので詳細には申し上げられなくて、経過については横山さんから御紹介いただきましたし、黒金さんと佐藤信悟さんの報告に尽きてはいるんですけども、大きな流れとしては、再度、東北弁連で山形会担当のシンポジウムをやるにあたって、犯罪加害者家族に問題があるのは分かっているんですけども、じゃあどういった対応が喫緊の課題として必要なのかということ、是非具体的に提案しようということ、さまざまな角度から研究をしまして、SDGsの考え方にも適うのではないかと、それはどの項目から言えるのかといったようなことも含めて研究をしてまとめさせていただいたような経過です。簡単ですけども以上です。

小笠原：はい、ありがとうございます。阿部さんにお伺いさせていただければと思いますが、阿部さんにもですね、この決議がされた、東北弁連大会の際のシンポジウムに御参加いただきました。大変ありがとうございました。この際にですね、阿部さんから多大な御協力を頂

戴しておりますが、本日の議論を踏まえて、改めて、加害者家族を支援する援助システムとして、どのようなものが求められているとお考えでしょうか。教えてください。

阿部：先ほど報告を聞いていてちょっと思ったのが、何か家族が代わりに、何か携帯の解約とか、いろんな家の処分とか、そういうのをしているっていう話がありましたよね？あれ、私選弁護人をお願いしているケースもあります。別に弁護士を雇って、事件の処理を頼んでいるケースもあるんですよね。なので、別にこれは、無料じゃなくてもいいから、そういうサービスが1つあったらいいかなと私は、家族から相談があったら、本人の事なのでやんなくていいですよって言うんですよ。放っとけばいいんですよ、別に。携帯止まったら止まったで、別に家族が払う、何も義務ないんですから、って言うんだけど、やっぱりね、そういうわけにもいかないっていう。だから加害者本人の社会に残してきてしまった、いろんな物事を片付けることを頼むことができるサービスがあるといいと思います。それは、ある種、加害者サイドからのアプローチで、あとは、その家族側からのニーズとして、先ほど言った、外部交通ですね。外部交通の促進っていうのが、犯罪者が多い国では加害者家族支援の根拠になっているんですよね。なので、面会費用の立替えですとか、うちの団体もね、経済的に余裕があるときはやってるんですよ。ただ、その年によって、なかなか捻出できないときもあってですね、全部のケースは回らないので、そうしたサポートですとか、あとは、刑務所側での、そのオンライン面会とか身元引受人となる家族のための何か講習会とか、相談窓口の設置とか、具体的な相談に対応できなくてもいいので、そういう窓口なんかが増えていくっていうことが大事な、と思っています。

小笠原：携帯電話の解約なんですけど、私も弁護士人として、たまに頼まれることがありますて、もう困ったなーって思いながら、営業店に行ってますね、話を聞くこともありますが、本人しかできないですよね？確かね。

阿部：家族は本人から委任状を宅下げして対応しています。

小笠原：あ、家族だとできる？

阿部：できる。やってますよ。だから結局家族が、家族にやらせるんですよ、みんなね、できれば。家の処分とかって、別に家族に義務はないけど、大家さんとか、やってくださいって言われたら、家族が断れないから、やっぱりやっている。

小笠原：弁護人はできないけれども、家族なら。

阿部：いや、弁護人は、できる。

小笠原：できるんですか。

阿部：弁護人は、できる。弁護人は、だって銀行とかも行ってもらってますよね？お金下ろしてもらったりとか、行ってもらってる。だから、弁護人は、できるはずなんですよ。それか、代理人になってもらって。刑事事件じゃなくて、民事っていう形で、本人の代理人になってもらって、いろいろ代わりにやってもらっているケースがあるので。正式なサービスとして打ち出したら、お願いする家族はいると思いますよ。

小笠原：つまり、代わりに、何かそういうことを、手続をしてあげる何かがあればいいっていうことですね？

阿部：そうです。家族も呵責があるから、放置するよりは誰かに処理してもらうことができればスッキリするのだと思います。

小笠原：ありがとうございます。今ですね、身元引受人となる家族のために講習というお話が出てきました。小野さんにすいません、お伺いしますが、身元引受人になるような家族に対して、こういうことをしてほしいですが、いろいろお願いとかの情報提供とか、そういうのは、今されてますでしょうか。

小野：最初から身元、家族に対して、お願いっていうかどうか、例えば、薬物依存の抱える家族に対してのこう、いろんな集会、ダルクの方を呼んでのミーティング、家族会といったことをやっていますし、そこで理解を深めてもらうとかということもあります。グループワークですね。そういうことをやったり、あと、そうだな・・・お願いっていうことでは、お願いって言うと、ちょっと今、パッと思い浮かんだのは、それぐらいといったところでしょうか。あと、その他もろもろ、引受人となった家族に対して、いろんな面会のこの積極的な面会とか、あるいは、手紙のやり取りといったところをお願いして、意思疎通を図ってもらうっていうこともお願いしています。ただ、そこで出てくるのは、ちょっと面会でも時間に限りがあって、旅費の問題、そういったところで、なかなか無理強いできずといったところもあるし、だから、そこら辺が援助できる国の施策があればいいけど、でも、そういったことに対して、支援することに対して、国民の理解を得るといった段階で、いろんな反対も反発もあるんだろうな一というのが正直な感想です。

小笠原：ありがとうございます。阿部さんと小野さんの意見が、今一致しま

したけれども、そういった支援は、是非必要だなということでお話を伺いました。ありがとうございます。また、小野さんにですね、先ほどですね、東北弁連決議の内容をお話ししましたが、そのお話をお伺いしまして、何かこういう感想ですとか、あったらお伺いできればと思います。

小野：その決議の内容と、これまでの話を聞いても、パッと思ったのは、何かいろいろこう、家族が加害者になってしまったときから、その最終的な支援の終了までワンストップで、支援できる機関があればいいなというふうに思いました。これは、被害者支援の制度が導入されたときに、よく言われたことで、それこそ、契約にしる、解約にしる、何をどこに相談して、どうすればいいか分からない。で、目まぐるしくいろんなことをしなければいけないという中で、大丈夫ですよってこう、背中支えてくれる人がいたらいいんですよね。でもほら、そういう制度は、今できていないので。で、私たちも、初めて生活環境調整のところから、やっと、加害者家族が抱える被害、といったものを個別に向き合えるというのがありますから、それができたらいいのになというのは、事前に見せていただいた段階でも思いました。

小笠原：ありがとうございます。確かに話を伺いまして、本当にあったほうがいいのかと、切に思います。ありがとうございます。まとめに入りますけど、これまでですね、パネリストの方々にですね、多くの意見を聞かせていただきました。本当にありがとうございます。横山さんに、ここまでの話のまとめをいただきたいと思いますので、お願いします。

横山：犯罪加害者と家族の関係というのは、情緒的に深く結びつきがあるわけですが、そのような情緒的に深く結びついている家族関係が、それこそ、犯罪者の更生に大きく貢献するのだということを強調することは、かえって、家族の責任を問うことになってしまいます。我が国の現状は、家族責任を容易に受け入れて、なすべき社会的責任を果たしていないと言われるような状況にあるわけです。山形県弁護士会は、犯罪加害者家族は被害者である、また、犯罪は、それを犯した人の個人的な問題であって、現在の個人主義の考え方からは、原則として、家族は、犯罪の責任を負わないと考えています。これを更生の場面に当てはめ、受刑者が出所した後も、家族は、再犯防止のための責任を負うものではなく、社会がその責任を負うべきであるという社会責任論の立場を取っているところなんです。その一

方で、犯罪白書のアンケート結果にあったように、犯罪の抑止や再犯防止のためには、家族の役割が大きいという考え方、現在も、引受人を家族に押しつけることとなるような、生活環境調整論にくみしがちでありますけれども、社会責任論からすれば、更生のためには、まず、社会が責任を持ち、家族は、それを補助的に支えるという限りで意味を持つ、そういうものとして理解すべきであると思われれます。いわゆる更生のための生活環境調整の中に、犯罪加害者家族を組み込んで、更生のための何らかの義務を課すということは、被害者である犯罪加害者家族に対する二次被害を生じさせる危険があるということです。今日、議論していただいた、更生の場面における被害者としての犯罪加害者家族の問題については、山形県弁護士会としても研究、検討の途中にあり、今後、議論を深めていかなければならないと思っております。今回の、このパネルディスカッション、そして、シンポジウムは、問題提起に終わるところはありますが、皆様も、この点について今後、お考えいただければ幸甚でございます。

小笠原：はい、ありがとうございました。以上をもちまして、今の横山さんのお話をもちまして、パネルディスカッションのまとめとさせていただきます。最後になります。パネリストの皆様、一言ずつ言っていただければと思います。まず、阿部さん、お願いいたします。

阿部：はい、ありがとうございました。この、家族責任論という言葉が出ましたけども、これね、個人主義の国では、非常に違和感のある言葉だというふうに、ちょっと認識していただきたいですね。アメリカではですね、塙の中の人と、結局受刑してしまうと、夫婦面会って認められている州もあるんですけども、結局認められないと子供が作れないと。で、その認めない州に対して憲法違反であるということで、妻が訴えて勝訴したという、そういうアクションが、すごく進んでいるんですよ。もう面会させろ、セックスをさせろと。愛する家族を引き裂くなど、こういうソーシャルアクションが、もう欧米では当たり前なんです。日本は、家族の責任という議論になっていますけれども、これ、かなり大分遅れているという感覚をちょっと持ちましょう。今日は、どうもありがとうございました。

小笠原：ありがとうございました。続きまして、小野さんをお願いいたします。

小野：はい。私の立場で前の講演でも言いましたけども、焦点を当てるの

は本人で、その支える役割の1つとなり得るのが家族という考え方です。ですから、引受人というのが必ず家族でなければならないというまず考えはないということ、まずは、申し述べておきます。でも、そんな家族が、いろんな悩み、苦しみ、葛藤の末引き受けたらという意思を表明した家族に対して、いろんな支援をしつつも、なおかつ、その本人更生のために協力者として、保護観察所に協力いただけるように、いろいろ助言するのが、私たちの今の与えられた仕事ということでもあります。でも、決して義務を与えているわけではないということをお理解ください。あと、更生する過程で、その加害者家族が、何かしらつらい思いをする場合もあるかもしれないし、そういう場面にも、面接で出くわしたこともあります。そういった家族と、あと本人が更生しよう、更生するためにがんばろうという思いを支えて、それを乗り越えたときより関わっていきたいというのが、私、観察官としての個人的な思いでもありますし、できる支援があれば支援をしたい。あるいは、そういった支援があることを教えたい、紹介したいといったところでしょうか。はい。その中で、加害者家族に必要な支援が、何の偏見もなく、差別もなく、この一社会の中で受け入れられるようなことを期待していますということです。駆け足でした。どうも失礼いたしました。ありがとうございました。

小笠原：ありがとうございました。最後に、脇山さん、お願いします。

脇山：はい。刑事弁護人というのは、あくまで被疑者、被告人の権利擁護というのが最優先課題でありまして、事件によっては家族の側には立てないということもあります。だからこそ、犯罪加害者家族支援を考える存在が別にあることが重要なんだなという点につきまして、本日も改めて認識させられた次第です。ありがとうございました。

小笠原：はい、脇山さん、ありがとうございました。以上をもちまして、本パネルディスカッションを終了させていただきたいと思っております。御静聴ありがとうございました。

(拍手)

森本：それでは、パネラーとコーディネーターの皆様にもう一度、拍手をお願いいたします。

以 上

犯罪加害者家族支援のための 社会的な援助システム

山形県弁護士会では、令和4年7月1日の東北弁護士会連合会の決議において、以下のような犯罪加害者家族支援のための施策（社会的援助システム）を国に対して、その実施を求めた。

1. 国は、逮捕段階から公判終了までの間、捜査機関や裁判所に託児室或いは子どもが過ごせる別室を設けるなどして、刑事手続に関わる犯罪加害者家族に属する子どもが事件から遠ざけられ、事件による重大な影響を受けないようにする方策を講じること。
2. 国は、インターネット上において、SNS、掲示板サイト等への投稿による誹謗中傷を受けることを防止するために、2021（令和3）年4月22日に国会で成立した、いわゆる改正「プロバイダ責任制限法」を更に改正して、被害を受けた犯罪加害者家族が速やかに発信者情報を得ることができるように同法の要件を見直すこと。
3. 国は、謂れなき社会の偏見・差別により、経済的困窮に陥った犯罪加害者家族が、セーフティーネットとしての生活保護を容易に利用することができるように、いわゆる「水際作戦」を不可能にするために、生活保護の申請権を明示する制度的保障を設け、「扶養照会」を省略するとともに、保障される生活水準が健康で文化的な最低限度の生活の需要を確実に満たすようにすること。
4. 国は、不当な偏見・差別により転居を余儀なくされた犯罪加害者家族に対し、公営住宅への優先入居を地方自治体に要請し、また、一時避難の場所の提供や長期に居住地を離れる人の転居先での住宅の確保を無償で行うとともに、居住先での自立支援と定着支援を無償で行うこと。
5. 国は、犯罪加害者家族が母子家庭や父子家庭になった場合には、トライアル雇用事業を適切に運用し、継続的に勤務する人のために事業主等の理解を図ることを促進するとともに、退職せざるを得なくなった場合には、公共職業安定所による就業支援を行うこと。
6. 国は、犯罪加害者家族が、過熱報道やバッシング等により精神的疾病を発症した場合に対応するために、国費によりカウンセリング等の心理療法を行うこと。
7. 国は、子どもの精神的被害に対応するため、国費で思春期外来の治療を提供するとともに、学校でのいじめ防止などに対応するため、全ての学校へのスクールカウンセラー等の配置を行い、さらに、他からのバッシング等を理由に、精神的に追い込まれた家族による子どもに対する家庭内での虐待に対応するために、児童相談所の体制の充実を図ること。
8. 国は、犯罪加害者家族の支援を行っている民間の支援組織に対し、財政的支援を含めて、その活動を支援すること。
9. 国は、犯罪加害者家族の抱える法的問題に適切に対応するために、犯罪加害者家族についての資力要件を柔軟に運用できるよう民事法律扶助制度の改善を図り、その積極的な活用のための施策を講じること。

◎ 総括・閉会挨拶

- ・ 犯罪加害者家族支援委員会委員長
兼シンポジウム実行委員長

遠 藤 涼 一

総括・閉会の挨拶

犯罪加害者家族支援委員会委員長兼実行委員長

遠 藤 涼 一

本日は、週末にもかかわらず、このように大勢の方にご参加を頂き、誠にありがとうございます。

また、阿部恭子様、小野旬（ひとし）様には、ご多用のところご協力を頂き、ありがとうございます。

1. 犯罪加害者家族とは、卑近な例でいえば、家族の方が交通事故を起こして人を傷つけたり死亡させたりした場合に、残された家族の方は犯罪加害者家族になります。
2. さて、平成22年6月に、初めてNPO法人ワールドオープンハート様の犯罪加害者家族支援の新聞記事に接して以来、山形県弁護士会では、平成28年7月1日の東北六県の弁護士会の大会である東北弁護士会連合会定期弁護大会の午前中のシンポジウムにおいて、全国で初めて「犯罪加害者家族への支援」の問題を取り上げ、これを契機として、平成30年9月1日に、これも全国で初めてとなる「犯罪加害者家族支援委員会」と、実際に相談等の支援に当たる「犯罪加害者家族支援センター」を立ち上げ、同年11月1日から「犯罪加害者家族支援センター」の実働を開始しました。
それ以降現在まで、北海道から中国地方にお住まいの方から合計24件の相談が寄せられ、支援を必要としている犯罪加害者家族の方が全国的に存在していることを知りました。
3. ところで、先ほどの報告にもありましたが、犯罪加害者家族の側面として、「犯罪の原因としての家族」「犯罪の被害者としての家族」「犯罪の抑止力としての家族」という3つがあり、これまでのシンポジウムでは、犯罪加害者家族が加害者の実名報道やSNSによる謂れのない偏見・差別・誹謗中傷などによって被害を受けているという実態に着目して「犯罪加害者家族は被害者であるから、支援が必要である」と訴え続けてきました。
4. 今回のシンポジウムでは、国や自治体の再犯防止推進計画にも触れな

がら、犯罪を犯した家族の構成員の再犯防止と残された家族の問題について焦点を当てて議論してきました。

つまり、家族の一員である犯罪者の行為により、世間からの非難等によって被害を被った犯罪加害者家族が、その被害が回復しない間に、例えば刑期を終えて帰ってきた家族を更生させることができるのかという問題に焦点を当てました。

最近、再犯防止について色々なシンポジウムが行われていますが、当会では犯罪を犯した人の家族に光を当てて、これらの家族が被害が癒えない間に犯罪者を更生させるのかという問題を提起しました。

このような犯罪加害者家族の問題は、人権保障の面から重要な問題をはらんでおり、本来であれば全国に犯罪加害者家族を支援する組織が存在すべきであるにもかかわらず、全国の弁護士会レベルでは、山形県弁護士会の犯罪加害者家族支援センターただ1つであります。このような極めて設置の必要性の高い支援組織が何故、全国に出来ないのでしょうか。このような現状を見て、機会があるごとに、当会では社会に働きかけてきました。

5. 本日は、仙台市からワールドオープンハートの阿部様と山形保護観察所から小野様をお招きして、犯罪加害者家族と加害者の更生についての大変貴重なお話を頂きました。今後も犯罪加害者家族への支援の輪を広げていく上での、有意義なお話を伺うことができたと感じております。
6. ところで、山形県弁護士会は100人程の小規模な弁護士会ですが、犯罪加害者家族の方々のニーズがある限り、弁護士の責務である「マイノリティーに属する人たちの人権擁護」を目指して、会を挙げて支援を続けてまいりたいと思っております。
7. 最後に、このシンポジウムの準備に当たってきた当委員会の実行委員の皆さんに感謝申し上げるとともに、会場の皆様方におかれましては、不手際をどうか、お許し頂きたいと思っております。

山形県弁護士会では、今後も、機会あるごとに犯罪加害者家族支援のための行動を起こしていきたいと思っておりますので、今後とも皆様方のご支援をよろしくお願い申し上げ、総括と閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。これをもって、本シンポジウムを閉じたいと思っております。

以上

◎ 配 布 資 料

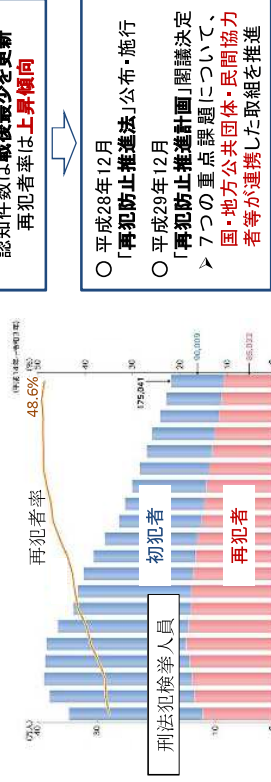
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

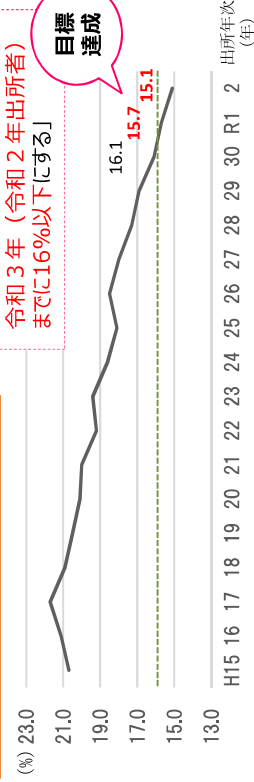
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 〇 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 〇 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体で策定済み（R4.10.1））
- 〇 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がりが

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
 - (1) 就労の確保
 - 〇 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 〇 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 〇 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職後の再就職までの支援の充実
 - (2) 住居の確保
 - 〇 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
 - 〇 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 〇 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 〇 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 〇 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入居支援の実施
 - (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 〇 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 〇 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 〇 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - 〇 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用、在院中の通信制高校への入学
 - 〇 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
 - 〇 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 〇 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
 - 〇 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
 - 〇 持続可能な保護司制度の確立とその他のための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討、試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 〇 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
 - 〇 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
 - 〇 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 〇 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 〇 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 〇 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備
 - 〇 矯正行政、更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検査者中の再犯者数及び再犯率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別の3年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別の3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯者数及び再犯率

山形県再犯防止推進計画の概要

- 3 再犯防止推進計画
- 4 地域福祉推進計画
- 8 地域福祉推進計画
- 10 地域福祉推進計画
- 16 地域福祉推進計画
- 17 地域福祉推進計画

計画策定の趣旨等

●計画策定の趣旨

再犯防止推進法や(国)再犯防止推進計画を動機として、本県の実情に応じた再犯防止施策を推進し、犯罪をした者が円滑に社会の一員として復帰できるようにすることで、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するための策定する

●計画の位置づけ

- ・再犯の防止等の推進に関する法律に基づき地方再犯防止推進計画
- ・第4次山形県総合発展計画及び山形県地域福祉推進計画の個別計画
- 計画期間
令和3年度から令和7年度(5年間)

- 基本目標 地域での支え合いにより、罪を犯した人が立ち直り、安心して暮らせる山形県の実現
- 成果指標 県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を604人以下(令和元年の再犯者数872人と比べて10%減少)

計画策定の背景・現状

1 再犯者率等の推移

○山形県の令和元年の再犯者は672人で、平成27年からの5年間で169人減少。その再犯者率は44.4%で、全国の48.8%より低い。

○刑法犯検挙者のうち4割以上が再犯者となっている。

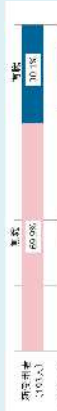
■山形県における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(法務省)



2 犯罪に関する現状

- (1) 犯罪者の状況
 - 山形県で令和元年に検挙された者は、1,514人。刑法犯検挙者は、減少しており、特に窃盗犯の減少幅が大きくなっている。
 - 山形県に居住していた平成29年から令和元年までの新受刑者(矯正施設に入所した者)の高校進学者は、72.5%。このうち再入者は65.3%と新受刑者全体と比べて7.2ポイント低い。
- (2) 再犯に係る状況
 - 山形県の平成29年から令和元年までの高齢者再入者率(受刑者のうち再犯者の割合)は、60.9%であり、非高齢者の再入者率49.7%に比べて11.2ポイント高い。
 - 山形県に居住していた平成29年から令和元年までの新受刑者に占める無職者の割合は69.9%で、このうち、再入者に占める無職者の割合は、74.3%と新受刑者全体に比べて4.4ポイント高い。

■山形県の新受刑者の就労状況(仙台矯正管区)



3 再犯防止に係る状況

- (1) 再犯防止に係る支援施策の状況
 - 犯罪をした者の社会復帰を支援する政府の施策は、保護観察等刑事司法手続が中心。満期出所者等刑事司法手続を離れた者への支援策は少ない。
 - (2) 保護司の状況
 - 山形県の保護司の充足率は94.6%で全国の89.1%より高い。一方で山形県の保護司の平均年齢は、上昇傾向にある。
 - (3) 協力事業主の状況
 - 山形県の協力事業主(※)は、令和元年10月1日現在で384社で、前年4月から6社増えている。そのうち、実際に雇用している協力事業主は15社にとどまっている。
 - ※犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主
 - (4) 地域のつながり
 - 地域における住民同士の助け合いや支え合い等の活動状況について調査(H29)したところ、活動が行われているとの回答が61.7%となり、前回調査時(H24)と比べ、7.5ポイント上昇している。

4 本県で実施した「地域再犯防止推進モデル事業」の実施状況

- (1) 支援二一ズの一の把握について(満期出所者等へのアンケート調査より)
 - アンケート回答者45人のうち「社会復帰に際して不安なこと」は、「仕事関係」が30人で66.7%、「住居関係」が10人で22.2%、「お金がないこと」が11人で24.4%となっている。
 - 満期出所者に対する社会復帰のための支援制度は少ないことなどから「社会に合ったあたごを求めること」は、「話や相談のできる人」が34人で75.6%と最も多い。
- (2) 満期出所者等の社会復帰支援について
 - 矯正施設入所中から、出所後の生活調整を行い、地域生活への定着を支援した。
 - 県内各地(5市)で、支援対象者の状況等の情報共有や支援策を検討する「再犯防止のための連絡会議」が設置されたところであり、見守りなどの具体的な支援活動も行われている。

課題

- I 矯正施設出所者等は、「仕事」「住居」に不安を持っており、その不安感解消に向けた支援が必要
- II 高齢者の再犯者率が高いことなどを踏まえ、出所者等に対する適切な治療や福祉サービスの提供が必要
- III 児童生徒の問題行動を早期に発見し、非行を未然に防ぎ、適切な学習機会を提供することが必要
- IV 刑事司法手続を離れた者等に対しても、犯罪の特性や抱える課題等を踏まえた支援が必要
- V 出所者等は身近な相談相手を求めており、周囲の方の理解を深め、支援活動を促していくことが必要
- VI 市町村が行う各種行政サービスの提供をはじめ、地域の関係者が連携して支援していくことが必要

施策の柱

- I 住居と就労等の確保
 - 1 住居の確保
 - 2 就労や社会参加の促進
- II 保健医療・福祉サービスの利用促進
 - 1 高齢者や障がいのある者等への支援
 - 2 薬物等依存を有する者への支援
- III 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進
 - 1 児童生徒の非行の未然防止
 - 2 学校や地域社会と連携した修学支援
- IV 地域居住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援
 - 1 刑事司法手続や地域帰住等の段階に応じた切れ目のない支援
 - 2 犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導
- V 民間活動の促進と県民理解の深化
 - 1 ボランティア等民間協力者の活動への支援
 - 2 広報・啓発活動の推進
- VI 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進
 - 1 国・市町村・民間団体との連携強化
 - 2 市町村や地域における取組の促進

計画の推進体制等

- 推進体制
国の機関や更生保護団体、関係団体等で組織する「山形県再犯防止推進協議会」を設置。関係機関が連携しながら本県の実情に応じた再犯防止の取組を総合的・計画的に推進。
- 進行管理
同協議会が、計画の進捗状況を評価・検証。

山形県再犯防止推進計画の具体的な施策（主なもの）

■ 本県における再犯防止に向けた支援イメージ



【施策の柱 IV】 地域居住の段階や犯罪の特性等に応じた効果的な支援

- 1 刑事司法手続きととも取組
 - 保護司と協働し、犯罪をした者等に対する生活環境調整や更生のための指導監督等（保護観察）を実施（山形保護観察所）
 - 不起訴処分や罰金刑等の処分を受けた者について、生活指導や見守り、福祉的支援等を希望する者に対する支援（入口支援）を実施（山形地方検察庁）
- 2 犯罪による社会への影響が大きい性犯罪者や再犯リスクの高い暴力団関係者等への効果的な指導
 - 暴力団離脱希望者に対する保護対策の実施及び就労支援（県）
 - 性犯罪者の出所後の所在確認と定期面接（県）
 - 再犯、再非行の誘発要因等分析による効果的な処遇方針の策定及び処遇プログラムの実施（山形保護観察所）

【施策の柱 I】 住居と就労等の確保

- 1 住居の確保
 - 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進（県）
 - 親族等のもとに居住できない者に対する中間的・一時的住居の確保（山形保護観察所）
- 2 就労や社会参加の促進
 - 建設工事の競争入札参加資格審査における県独自の評価点の付与（県）
 - 身元保証人を確保できない「出所者等」への身元保証を行う団体への支援を行うなど就労支援メニュー等を活用した総合的就労支援（山形保護観察所）
 - 刑務所や少年院を出る人の就労の確保に向け、「コレワーク東北」を設置し、事業主に対して雇用に必要な情報の提供や採用手続きの支援等を実施（仙台矯正管区）

【施策の柱 II】 保健医療・福祉サービスの利用促進

- 1 高齢者や障がいのある者等への支援
 - 県地域生活定着支援センターによる高齢又は障がいのある矯正施設等退所予定者等への定着支援（県）
 - 高齢者等の相談対応等を行う地域包括支援センターのスキル向上等への支援（県）
 - 精神障がい者に対する各保健所による医療継続や地域での生活継続への支援（県）
- 2 薬物等依存を有する者への支援
 - 各保健所及び精神保健福祉センターによる薬物等依存症患者及びその家族に対する相談支援（県）
 - 共同生活を行いながらグループミーティング等を行う「回復プログラム」や通院調整等の治療サポートによる薬物等依存からの社会復帰支援（鶴岡ダルク）

【施策の柱 III】 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

- 1 児童生徒の非行の未然防止
 - 「大人が変われば子どもが変わる」県民運動や「いじめ、非行をなくそう」や「まがた県民運動」等啓発活動（県）
 - 県内の全中学校にスクールカウンセラー、教育相談員の配置による相談体制の充実（県）
 - 「やまがた法務少年支援センター」による、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を活用した学校や地域への支援（仙台少年鑑別所、山形少年鑑別所）
- 2 学校や地域社会と連携した修学支援
 - 高等学校等を中途退学した生徒の学び直しに対する「高等学校等修学支援金」等授業料への支援（県）

【施策の柱 V】 民間活動の促進と県民理解の深化

- 1 ボランティア等民間協力者の活動への支援
 - 保護司等更生保護事業功労者への知事感謝状等の贈呈（県）
 - 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員等地域の安全・安心に寄与する活動を行う更生保護ボランティアを対象とした研修の充実等（山形保護観察所）
- 2 広報・啓発活動の推進
 - 犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く「社会を明るくする運動」の推進（国・県・民間）
 - 再犯防止月間（7月）における官民連携による啓発活動の展開（国・県・民間）



■ 「社会を明るくする運動」オープニングセレモニー

【施策の柱 VI】 国・市町村・民間団体等と連携した取組の推進

- 1 国・市町村・民間団体との連携強化
 - 県や国の法務関係機関・民間の更生保護団体、福祉関係団体等で構成する「山形県再犯防止推進協議会」の設置による現状・課題の共有
 - 関係機関と連携した再犯防止施策の推進（県）
 - 福祉事業者等地域における支援者の拡大等を図る「地域生活定着支援ネットワーク」を県内4地域に構築（県）
- 2 市町村や地域における取組の促進
 - 市町村における地方再犯防止推進計画の策定促進（県）
 - 市町村における関係機関が連携した支援を行う体制（「再犯防止のための連絡会議」）の構築促進（県）

■ 再犯防止を推進するネットワークのイメージ



山形市再犯防止推進計画の概要

第1章 計画の策定に当たって

●計画策定の背景と目的

- 全国の刑法犯の認知件数は平成14年をピークに減少し、令和2年は戦後最少を更新した。一方、刑法犯により検査された再犯者は平成18年をピークに減少しているが、それを上回るペースで初犯者が減少していることから、検査人員に占める再犯者の比率は一貫して上昇している。
- こうした現状の中、国において平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が公布・施行され、同法に基づき、平成29年12月に再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)が策定された。
- 再犯防止推進法では、地方公共団体は、再犯の防止等に関しその地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有すること、推進計画を勘案し地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることが規定されており、これらを受けて山形県では、令和3年3月に「山形県再犯防止推進計画」を策定した。
- こうした国や県の動きを受け、山形市では、罪を犯した人等が孤立することなく、住民の理解と協力を得て、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援すること、すべての住民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、山形市再犯防止推進計画を策定する。

●本計画の位置づけ

- 再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」。
- 山形市の最上位計画である「山形市発展計画2025」や、福祉分野の上位計画である「第3次山形市地域福祉計画」を踏まえながら、山形市における再犯防止に関する各種施策・取組をとりまとめた個別計画として位置づけ。

●計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

●計画に基づく再犯防止施策の対象者

不起訴処分になった人、罰金・科料を受けた人、執行猶予者、矯正施設(刑務所、少年院等)出所者、非行少年又は非行少年だった人等のうち、支援が必要な人。必要に応じてこれらの家族。

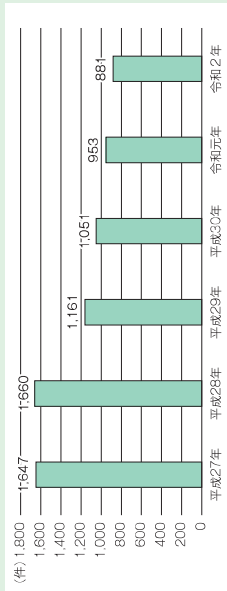
●SDGsとの関係について

再犯防止推進計画の基本方針の一つである「誰ひとり取り残さない」社会の実現はSDGsの理念とも合致するため、再犯防止施策と関連する下記SDGsのゴールの視点を持ちながら取組を行う。



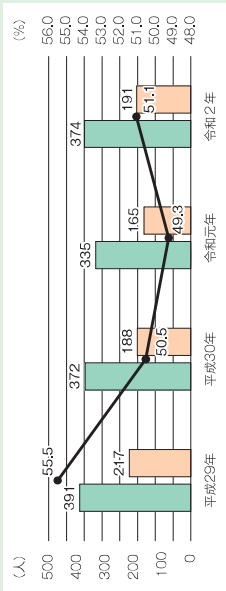
第2章 山形市における再犯防止を取り巻く状況

◆刑法犯認知件数の推移(山形市)



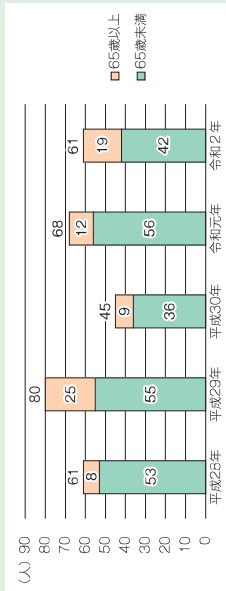
(出典：山形県警察本部 山形県内の犯罪統計)
●山形市における刑法犯の認知件数は、年々減少している。令和2年は881件で、平成27年と比較すると766件減少し、割合にして約46.5%減となっている。

◆刑法犯検査者(少年を除く)中の再犯者数及び再犯率の推移(山形警察管区内)



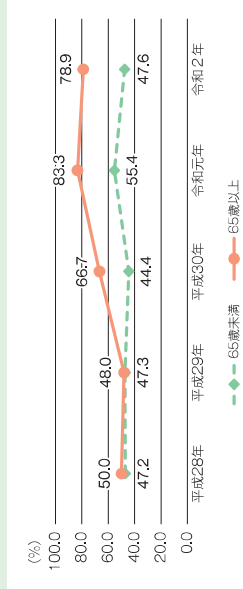
- (出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)
- 山形警察管区(山形市、山辺町、中山町)内の少年を除く刑法犯検査者における再犯者数は減少傾向にあったが、令和2年は前年から増加し、191人だった。
 - 再犯率も平成29年以降は減少傾向にあったが、令和2年は前年から増加し51.1%となっている。

◆年齢別 新受刑者数の推移(山形県)



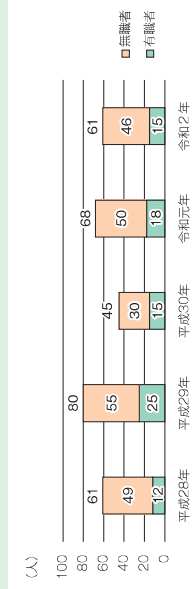
- (出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)
- 令和2年の新受刑者(その年に新たに刑事施設に入所した者)で、犯罪時に山形県に居住していた人は61人だった。うち、65歳未満は42人、65歳以上の高齢者は19人となっている。

◆年齢別 再入者率の推移(山形県)



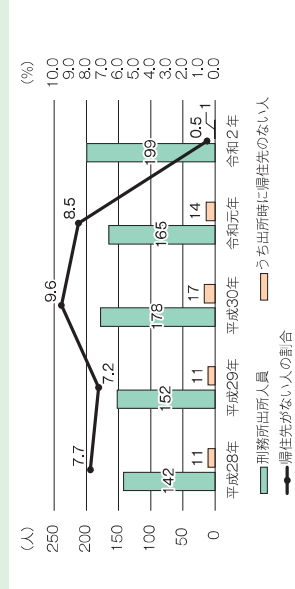
- (出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)
- 令和2年の再入者率(新受刑者のうち刑事施設に再入所した人の割合)を見ると、65歳未満では47.6%であるのに対し、65歳以上の高齢者は78.9%と、高齢者の方が31.3ポイント高い。

◆就業状況別 新受刑者数の推移(山形県)



- (出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)
- 令和2年における新受刑者61人を犯行時の就業状況別に見ると、有職者が15人、無職者が46人と、無職者が有職者の約3.1倍となっている。過去5年においても同傾向で、一貫して犯行時無職だった人の方が多い。

◆刑務所出所時に帰先がない人の数及び割合の推移(山形県)



- (出典：法務省矯正局提供データを基に山形市作成)
- 令和2年において、山形刑務所から出所した際に帰先がなかった人は1人で、出所人員199人に占める割合は0.5%となっている。平成28年以降、帰先のない人の数・割合ともに概ね横ばいとなっているが、令和2年は大きく減少した。

第3章 計画の体系・第4章 施策の展開

重点目標1 住居及び就労の確保

施策 (1) 住居の確保に向けた支援

◆現状と課題

- ・令和2年に全国の刑務所から出所した人のうち、17.3%が帰住先の確保ができていない。
- ・親族や身元保証人がいないことにより、賃貸住宅等の契約が難航する場合もある。

→住居が確保されなれない状態では安定した社会生活を営むのが困難なため、住居の確保に向けた支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼セーフティネット住宅の供給
- ▼市営住宅の供給
- ▼住居確保給付金の支給
- ▼居住支援協議会の開催
- ▼更生保護施設等の活用

施策 (2) 就労先の確保に向けた支援

◆現状と課題

- ・刑務所入所者の犯行時における就労状況を見ると、有職者に比べて無職者が倍以上多い。再入所ではその傾向が顕著。
- ・罪を犯した人が就労先を探する場合、罪を犯した過去や就労に必要な知識や資格を有しないことが忌避される場合がある。

→就労は生計の安定や自分自身の個性の発揮などにつながることも、再犯防止にも大きな役割を持つため、就労先の確保に向けた支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼生活困窮者等への就労支援
- ▼高齢者等への就労支援
- ▼障がい者に対する就労支援
- ▼協力雇用主に対する建設工事の競争入札における優遇措置

重点目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進

施策 (1) 高齢者・障がい者・生活困窮者等への支援

◆現状と課題

- ・高齢者の再入所率が65歳未満の人に比べて高い。
- ・知的障がいのある受刑者も再犯に至るまでの期間が短い。
- ・罪を犯す人の中には、複雑化・複合化した問題を抱えている人もいる。

→高齢者や障がい者、生活困窮者など、福祉的な支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるよう、多機関で連携した支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼重層的支援体制整備事業の実施
- ▼支援会議の開催
- ▼福祉まるごと会議の開催
- ▼高齢者に対する支援
- ▼障がい者に対する支援
- ▼生活困窮者に対する支援

施策 (2) 依存を有する人への支援

◆現状と課題

- ・犯罪を繰り返す人の中には薬物依存やアルコール依存、ギャンブル依存等様々な依存を有する人がいる。
- ・依存症は自分の意志のみで止めることが困難。

→依存症を一人で抱え込まないよう、適切な相談窓口の周知や啓発が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼ところの健康についての相談及び関係機関の周知
- ▼薬物乱用防止の啓発

重点目標3 地域帰住に向けた効果的な支援

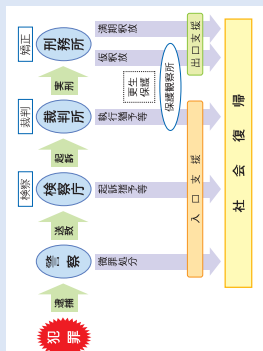
施策 (1) 刑事司法手続の段階に応じた支援

◆現状と課題

- ・罪を犯した人のほとんどは刑務所等の刑事施設に入所せず、各刑事司法手続の段階に応じて社会復帰に至り、地域社会に戻る。

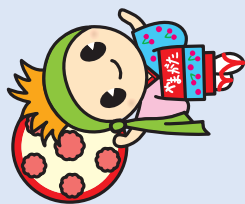
→罪を犯したが起訴猶予や執行猶予等になり、刑務所等へ入所しない人への入口支援も重要。

【刑事司法手続と社会復帰のイメージ図】



◆関連する取組・施策

- ▼山形地方検察庁と連携した支援
- ▼山形県地域生活定着支援センターと連携した支援



重点目標4 少年の非行防止と修学支援

施策 (1) 非行の未然防止に向けた支援

◆現状と課題

- ・非行に至る背景には、規範意識の低下や家庭や地域社会における教育機能の低下、孤独など様々な要因がある。
- ・非行やその過程を原因として、学校を中退する生徒も多い。

→関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼街頭指導の実施
- ▼少年相談の実施
- ▼青少年健全育成講演会の開催
- ▼「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組
- ▼インターネット等安全パトロールの実施

施策 (2) 学校等と連携した修学支援

◆現状と課題

- ・令和2年、犯罪時山形県に居住していた新受刑者のうち、3割以上が高等学校を卒業していない。

→青少年期に適切な学習機会を与えられることは、個人の人格形成や自立した社会の一員となるために重要であることから、学校等と連携した修学支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼教育相談員、スクーリングソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーク・コーディネーターの配置
- ▼いじめ防止の対策推進
- ▼生活困窮世帯の子どもの学習支援・生活支援

重点目標5 民間協力者の活動促進と広報活動の推進

施策 (1) 民間協力者の活動への支援

◆現状と課題

- ・再犯防止や更生保護に係る施策の実施は様々な民間ボランティアや民間団体に支えられている。
- ・罪を犯した人は社会から孤立してしまう場合があるため、理解ある支援者が必要。
- ・再犯防止や更生保護に係る民間協力者の高齢化や担い手の不足という課題がある。

→民間協力者は再犯防止や更生支援を推進するうえで大きな存在であることから、活動の支援が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼更生保護団体への支援
- ▼防犯協会への支援
- ▼社会福祉法人への支援
- ▼協力雇用主に対する建設工事の競争入札における優遇措置（再掲）

施策 (2) 広報・啓発活動の推進

◆現状と課題

- ・罪を犯した人等が社会復帰するためには、自らの努力に加えて、地域住民の理解と協力が必須。
- ・再犯防止に関する取組は住民にとってなじみが薄い状況。

→関係機関と連携し、犯罪を防ぐ活動や取組の広報・啓発が必要。

◆関連する取組・施策

- ▼「社会を明るくする運動」の推進
- ▼再犯防止啓発月間等における広報・啓発
- ▼人権週間における広報・啓発

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

- ・国・県の機関など関係団体で構成する「山形市再犯防止推進協議会」との連携協力のもと、再犯防止に関する施策を推進する。
- ・再犯防止に係る施策の担当課による関係課長会議を適宜実施し、庁内における再犯防止の取組の情報共有、連携強化を図る。

2 計画の進捗管理

- ・庁内の関係課長会議や山形市再犯防止推進協議会において進捗管理を行いながら、PDCAサイクルを活用し、本計画の実行、評価、見直し、次期計画の策定へとつなげていく。

鶴岡市再犯防止推進計画の概要

資料②

○計画策定の目的

第2次鶴岡市総合計画2－(3)
「安心して暮らし続けられる地域福祉の推進」

「罪を犯した人が孤立することなく、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援することで、住民が犯罪の被害を受けることを防止し、安心して暮らし続けられる社会を実現する」

○計画の位置づけ（資料①P1参照）

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく計画。
鶴岡市地域福祉計画の個別計画と位置付ける。

○対象 不起訴処分、罰金・科料、執行猶予者、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者、非行少年、のうち支援が必要な人。また必要に応じてこれらの家族も対象する。

○計画期間 令和6年度～令和10年度（5年間）

○現状

- ①再犯者率 **犯罪件数は減少しているが、再犯者率は高いまま**である。
（R3：全国48.6%、県43.7%、鶴岡署管内44.8%）
- ②犯罪に関する現状
- ・高齢者再入者率※ 70.0%（山形県）
 - ※再入者率とは、刑務所に入る受刑者のうちの再犯した割合
 - ・受刑者（再犯含む）無職者の割合82.4%（山形県）
 - ・高齢者の犯罪種別では窃盗が75%（鶴岡署管内）

課題

- ①庁内検討会の意見
- ・庁内全般で再犯防止の認知度が低く、**相談支援体制**、特に相談件数の少ない地域庁舎での周知・連携が必要
- ②鶴岡市再犯防止推進協議会（外部委員会）の意見
- ・住居の確保、就職と就労継続の難しさ

第1章

第2章

第3章

第5章

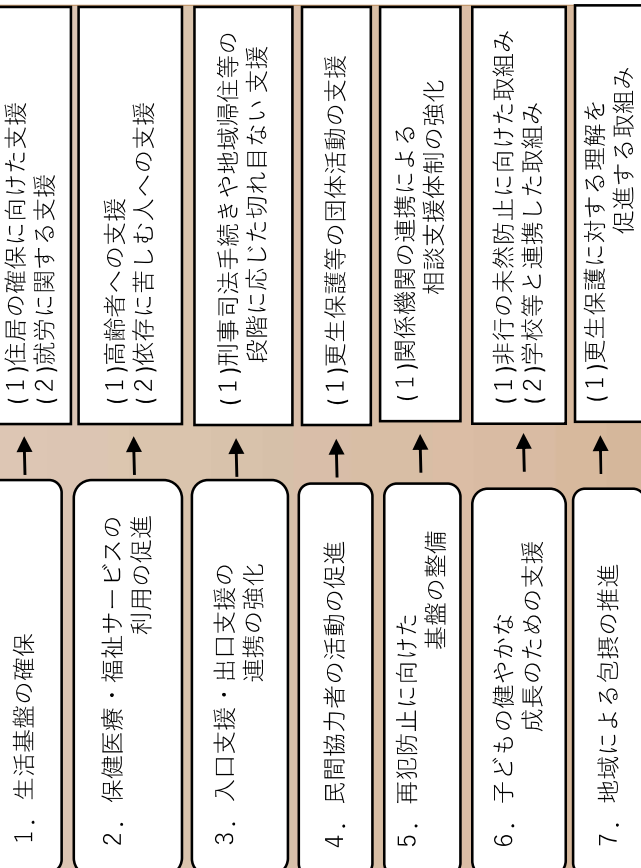
○基本目標

みんなで支え合い、誰一人取り残さず
安心して暮らせる社会の実現

○再犯防止に向けた具体的取組み

施策の柱

具体的施策



○計画の推進体制

- ・庁内... 「福祉、住居、就労、地域、教育」等の各分野担当課で構成する庁内会議による情報共有と連携した計画の推進
- ・外部... 「鶴岡市再犯防止推進協議会」の構成団体を中心とした各関係機関、団体と情報交換・情報共有のよる、総合的な取組みの推進

○計画の進捗管理・・・鶴岡市再犯防止推進協議会による

◎ 実行委員会名簿

犯罪加害者家族支援センター設立5周年記念シンポジウム
実行委員会

実行委員長 遠藤 涼一
副委員長 田中 暁
事務局（総括）（局長）田中 暁
（総務担当次長）及川 善大、（シンポ担当次長）横山 由秀、
（総務担当次長）小笠原信吾

（◎は部会長、○は副部会長）

総務部会 懇親会部

植田 裕 諸橋 哲郎 ◎及川 善大 浦野 修平 森本 健一
神原 祐哉 ○小笠原信吾

シンポ部会

遠藤 涼一 ◎田中 暁 ○横山 由秀 黒金 一 佐藤 信悟
脇山 拓

発行日 令和7（2025）年1月

発行者 山形県弁護士会